

未来に羽ばたく
夢と希望のある
健康な郷土^{まち}



第6次

山ノ内町総合計画

後期基本計画 令和8年度 ▶ 令和12年度

“未来に羽ばたく夢と希望のある健康な郷土”を目指して

当町は、町制施行70周年という大きな節目を迎えました。これまでの歩みは、雄大で豊かな自然環境のもと、先人の英知とたゆまぬ努力、そして町民の皆様の支えによって築かれてきたものであり、改めて深い敬意と感謝を申し上げます。

令和3年度から「第6次山ノ内町総合計画」に基づき、「未来に羽ばたく 夢と希望のある健康な郷土」の実現に向けたまちづくりを進めています。前期基本計画の5年間は、人口減少や少子高齢化といった構造的課題に向き合いながら、産業振興、子育て・教育、福祉、防災など、各分野における基盤づくりに取り組んできた期間でありました。

一方で、社会情勢の急速な変化や課題の複雑化により、従来の分野別の取り組みだけでは十分な成果を生み出すことが難しくなっています。こうした状況を踏まえ策定した後期基本計画では、前期の成果と課題を検証した上で、分野を横断した取り組みを重視し、施策の連携と相乗効果を高めながら、持続可能なまちづくりを進めることを基本的な考え方としています。

具体的には、脱炭素社会の実現やデジタル技術の活用といった共通課題を、暮らし、観光、農業、行政運営などあらゆる分野に横断的に位置づけるとともに、志賀高原ユネスコエコパークに象徴される自然との共生を軸に、環境保全と地域経済の好循環を目指してまいります。また、防災・減災や地域福祉の充実においては、「誰一人取り残さない」という視点を共有し、世代や立場を超えて安心して暮らせる地域づくりを進めてまいります。

後期基本計画は、施策を単独で進めるのではなく、人づくり、協働、地域力の向上を共通の土台として、町民、地域団体、事業者、関係機関がそれぞれの役割を担いながら、ともに未来を創る計画です。計画を「実行し、成果として実感できる段階」へと進めることが、今後5年間の町政運営における重要な使命であると考えております。

本計画が町民共有の指針として生かされ、山ノ内町の持続的な発展につながるよう、町民の皆様との対話を大切に、柔軟かつ着実に取り組みを進めてまいります。70年の歴史の上に、新たな価値を積み重ね、次世代に誇れる山ノ内町を皆様とともに創り上げていく決意です。



本計画の策定にあたり、多くのご意見・ご提言をお寄せいただいた町民の皆様をはじめ、山ノ内町総合計画審議会・専門部会や山ノ内町議会でも、大変お忙しいなか貴重なご審議を賜り本計画が策定できましたことに心より感謝申し上げます。

令和8年3月

山ノ内町長 平澤 岳

目 次

第1編 序論	1
第1章 計画策定にあたって	2
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画の構成と計画期間	3
第2章 山ノ内町の概況	4
第1節 位置・自然条件	4
第2節 志賀高原ユネスコエコパーク	5
第3節 人口・世帯	6
第4節 産業状況	7
第3章 山ノ内町を取り巻く社会潮流と課題	12
第1節 人口減少・少子高齢化の進行	12
第2節 環境問題と脱炭素社会の実現	12
第3節 若者に「選ばれる」まちづくり	13
第4節 グローバル経済と稼げる力を育むまちづくり	13
第5節 デジタル社会の実現とDXの推進	14
第6節 持続可能な社会の実現に向けた取り組み（SDGs）	14
第2編 基本構想	15
第1章 山ノ内町の将来像	16
第2章 まちづくりの基本目標	17
第3章 将来フレーム	18
第4章 土地利用構想	19
第1節 土地利用の基本理念	19
第2節 土地利用の現況と課題	19
第3節 土地利用の基本方針	20
第5章 施策の大綱	21
第1節 ひとつがつなぐ、魅力あふれる産業と交流の郷土（産業・交流・移住定住）	21
第2節 いきいきと暮らす、元気が満ちる健康な郷土（保健・医療・福祉）	22
第3節 未来に羽ばたく、豊かな文化と学びの郷土（教育・文化・スポーツ）	24
第4節 自然と生きる、暮らしの希望を叶える安全な郷土（都市基盤・自然環境・生活環境・防災）	25
第5節 みんなが活躍する、絆の力で地域が活きる郷土（協働・行財政・人権）	26

第3編 後期基本計画	28
施策の体系	29
第1章 ひとつがたなく、魅力あふれる産業と交流の郷土	32
第1節 ひとつがたなく観光の郷土づくり.....	32
第2節 ひとつがたながる産業の郷土づくり.....	34
第3節 ひとつをつなげる交流の郷土づくり.....	40
第2章 いきいきと暮らす、元気が満ちる健康な郷土	42
第1節 希望の出会いと安心して子育てできる郷土づくり.....	42
第2節 いきいきと元気に安心して暮らせる健康長寿の郷土づくり.....	45
第3節 地域の絆で支えあう福祉の郷土づくり.....	48
第3章 未来に羽ばたく、豊かな文化と学びの郷土	54
第1節 健やかで未来につながる人を育む.....	54
第2節 豊かな心を育み、共に学び、楽しむ.....	58
第3節 未来につながる文化に親しむ.....	60
第4章 自然と生きる、暮らしの希望を叶える安全な郷土	62
第1節 うるおいと安らぎのある誰もが住みたくなる郷土をつくる.....	62
第2節 自然と人が調和する持続可能な郷土をつくる.....	68
第3節 人とのつながりで希望のある安心な郷土をつくる.....	73
第4節 守りあい・支えあいによる安全な郷土をつくる.....	76
第5章 みんなが活躍する、絆の力で地域が活きる郷土	78
第1節 みんなが活躍する協働の郷土づくり.....	78
第2節 健全な財政運営と確実な行政経営の郷土づくり.....	82
第3節 人と人との尊重し合う絆の郷土づくり.....	87
資料編	91

「*」のついた用語は、用語解説（P105 以降）をご覧ください。



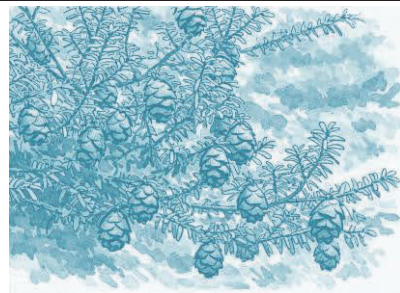
山ノ内町町民憲章

(昭和 50 年 4 月 1 日制定)

わたくしたちは、雄大な志賀の山なみにかこまれて生きる
山ノ内町の町民です。

より美しく豊かな住みよい町にするためにこの憲章を定め、
心のかてとして、くらしのよりどころとします。

- 1 自然を愛し、水と緑の美しい町にしましょう。
- 1 きまりを守り、みんなで助けあい明るい町をつくりましょう。
- 1 元気ではたらき、楽しい家庭をつくりましょう。
- 1 教養をふかめ、かおり高い文化の町をつくりましょう。

町花 りんご	町鳥 うぐいす	町木 つが
		
うっすらと紅がさした小さな 花卉のりんごの花は、春に咲 く代表的な花です。斜面を染 めるそのみごとな美しさはこ の町を象徴しています。	春になると雪の消えた山里に 再びにぎわいが戻ってきま す。そんなとき、透き通った 大気にこだまするのはうぐい すの鳴き声。それは水と緑の 町の象徴です。	つがは亜高山帯を代表する針 葉樹。夏は日の光を一面に浴 び、冬は風雪の重さに耐えて 力強く立つ美しい勇壮なその 姿は、この町の人々の象徴で す。

第1編 序論

第1章 計画策定にあたって

第2章 山ノ内町の概況

第3章 山ノ内町を取り巻く社会潮流と課題

第1編 序論

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

令和3（2021）年度から令和12（2030）年度を計画年度とする「第6次山ノ内町総合計画（計画期間10年間）」は、「未来に羽ばたく 夢と希望のある 健康な郷土」を将来像に掲げてきました。

前期基本計画における5年間は、新型コロナウイルス感染症*の影響から脱却して日常を取り戻してきましたが、ライフスタイルや価値観の多様化、経済活動のあり方に変化をもたらし、本町を取り巻く社会情勢も大きく変化してきました。

後期基本計画の5年間では、引き続き「人口減少・少子高齢化」に対応したまちづくりに取り組むとともに、「脱炭素社会*の実現を目指す郷土」、「若者や外国人から選ばれる郷土」、「稼げる郷土」、「DX*を推進する郷土」の新たな視点を加えて、本町を取り巻く課題に対応し、持続可能なまちづくりに取り組むものです。

後期基本計画は、「前期基本計画」の取り組みを振り返り、新たな視点を加えて策定しました。

第2節 計画の位置付け

▶まちづくりの最上位計画

本町におけるまちづくりの方向性を示す計画として最上位に位置し、行政の各計画及び施策の展開方針など、まちづくりの方向性と目標を示すものです。

▶行政運営の指針

長期展望に立った総合的、計画的な行財政の指針を示すものです。

▶広域連携の指針

国や県の政策・施策の方向性を踏まえ整合性を図るとともに、広域団体や周辺自治体と相互に連携・協力した取り組みを推進するための本町の指針を示すものです。

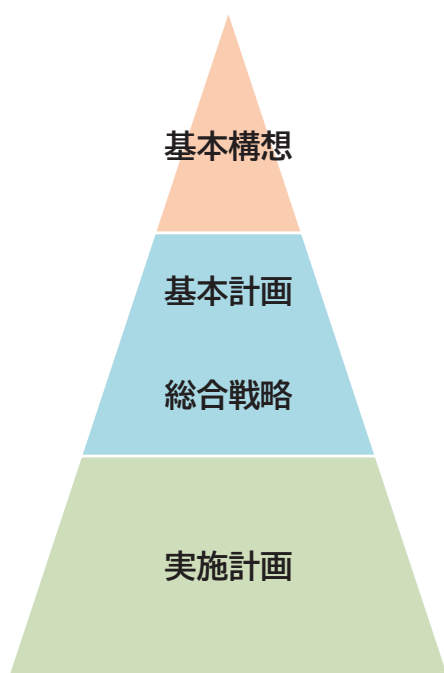
▶SDGs（持続可能な開発目標）の達成に寄与するもの

SDGs*の17の目標に対して統合的に取り組み、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すものです。

第3節 計画の構成と計画期間

▶計画の構成

第6次山ノ内町総合計画は、「基本構想」（10か年計画）、「基本計画」（前期5か年・後期5か年）、平成26年に施行された「まち・ひと・しごと創生法」第10条に基づき作成する「総合戦略」（5か年計画）」と「実施計画」（3か年計画）をもって構成します。



【基本構想】

長期的な視点に立ち、山ノ内町の将来像やまちづくりの基本目標、その実現に必要な施策の大綱を定めたものです。計画期間は令和3（2021）年度を初年度とし、令和12（2030）年度を目標年次とする10年間です。

【基本計画】

基本構想を実現するための具体的な施策を示すものです。施策ごとの課題や施策の方針を体系的に整理し、具体的な内容や指標を示します。後期基本計画は令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間です。

【総合戦略】

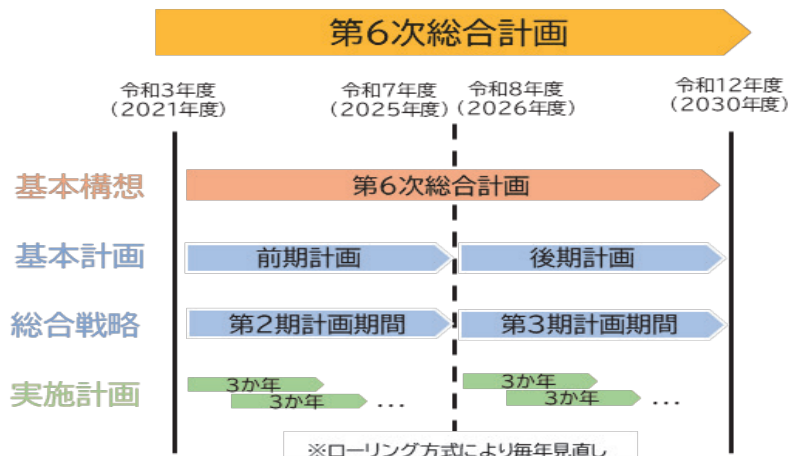
基本計画で定めた施策の方向性や目標値を体系的に示す計画で、人口減少・少子高齢化対策を重点に施策展開を進めます。計画期間は5年間とし、毎年進捗管理を行います。

【実施計画】

基本計画で定めた施策を計画的かつ効率的に実施するための事業計画で、予算編成の指針となるものです。計画期間は3年間とし、ローリング方式*により毎年度見直しを行います。

▶計画の期間

第6次山ノ内町総合計画は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間の計画です。また、後期基本計画は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間の取り組みです。



第2章 山ノ内町の概況

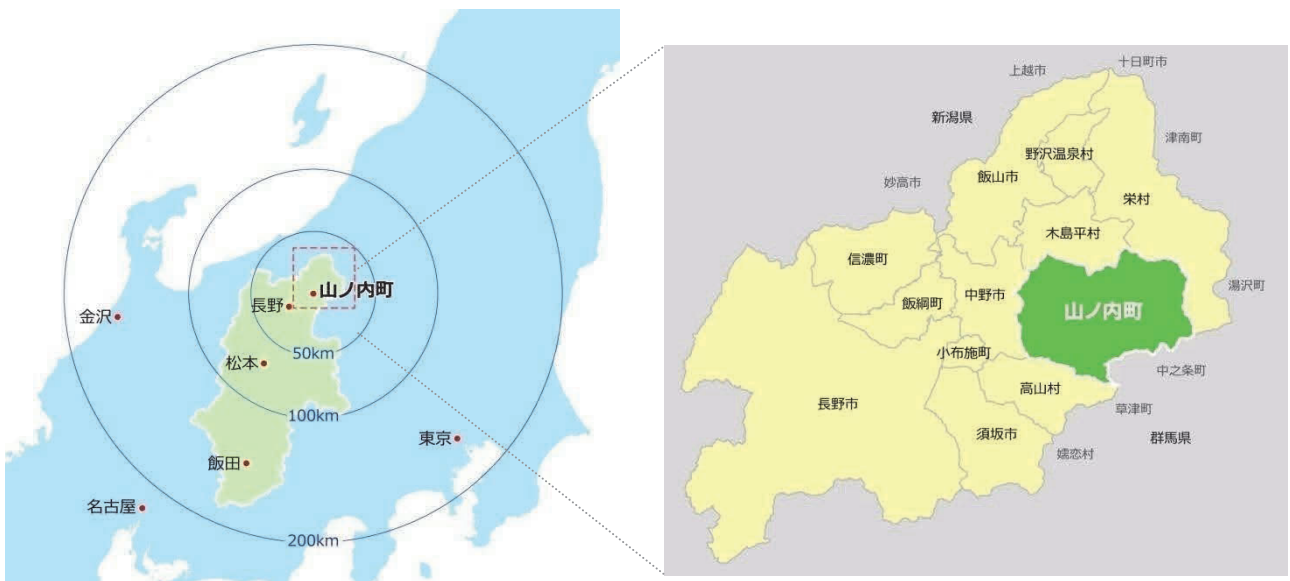
第1節 位置・自然条件

1. 位置と地勢

本町は、長野県の北東部に位置し、上信越高原国立公園の中心にあつて、東西39km、南北12kmの行政区域を有しています。西は高社山と箱山支脈を境として中野市に隣接し、北は木島平村及び栄村に接しています。また、南に笠ヶ岳、三沢山を境として上高井郡高山村に接し、東は群馬県と県境をなしています。

周囲を2,000m級の山々に囲まれた盆地であり、90%（うち7割余が志賀高原）が山林原野で占められ、約1,900mの標高差が多様な植生と変化に富んだ景観をもたらしています。集落は河岸段丘や扇状地状の緩やかな傾斜地と高原を中心に分布しています。

さらに、本町は四季折々の素晴らしい自然に恵まれた志賀高原と北志賀高原、温泉地として知られる湯量豊富な湯田中渋温泉郷を有し、全町が志賀高原ユネスコエコパーク*にも登録された日本を代表する観光エリアとして、全国にその名を知られています。



2. 自然条件

本町の気候は、昼と夜や夏と冬の寒暖の差が大きい内陸性気候で、夏季の最高気温は30℃を超え、冬季は最低気温が-10℃以下になります。

標高が高く夏季も冷涼な気候の高原は避暑地として、また、昼夜の寒暖差が大きい平地においては、高品質の果樹栽培やそば、きのこの等の農業生産に適した環境となっています。

年間降水量は平均で1,000mm程度と雨が少ない一方、冬季の降雪量は多く特別豪雪地帯に指定されており、志賀高原・北志賀高原は、最高の雪質を誇るスノーリゾートとして国内外の観光客に親しまれています。

第2節 志賀高原ユネスコエコパーク

志賀高原ユネスコエコパーク*は、昭和55年（1980年）にユネスコ（国連教育科学文化機関：UNESCO）認定の生物圏保存地域（ユネスコエコパークの正式名称）に登録されました。

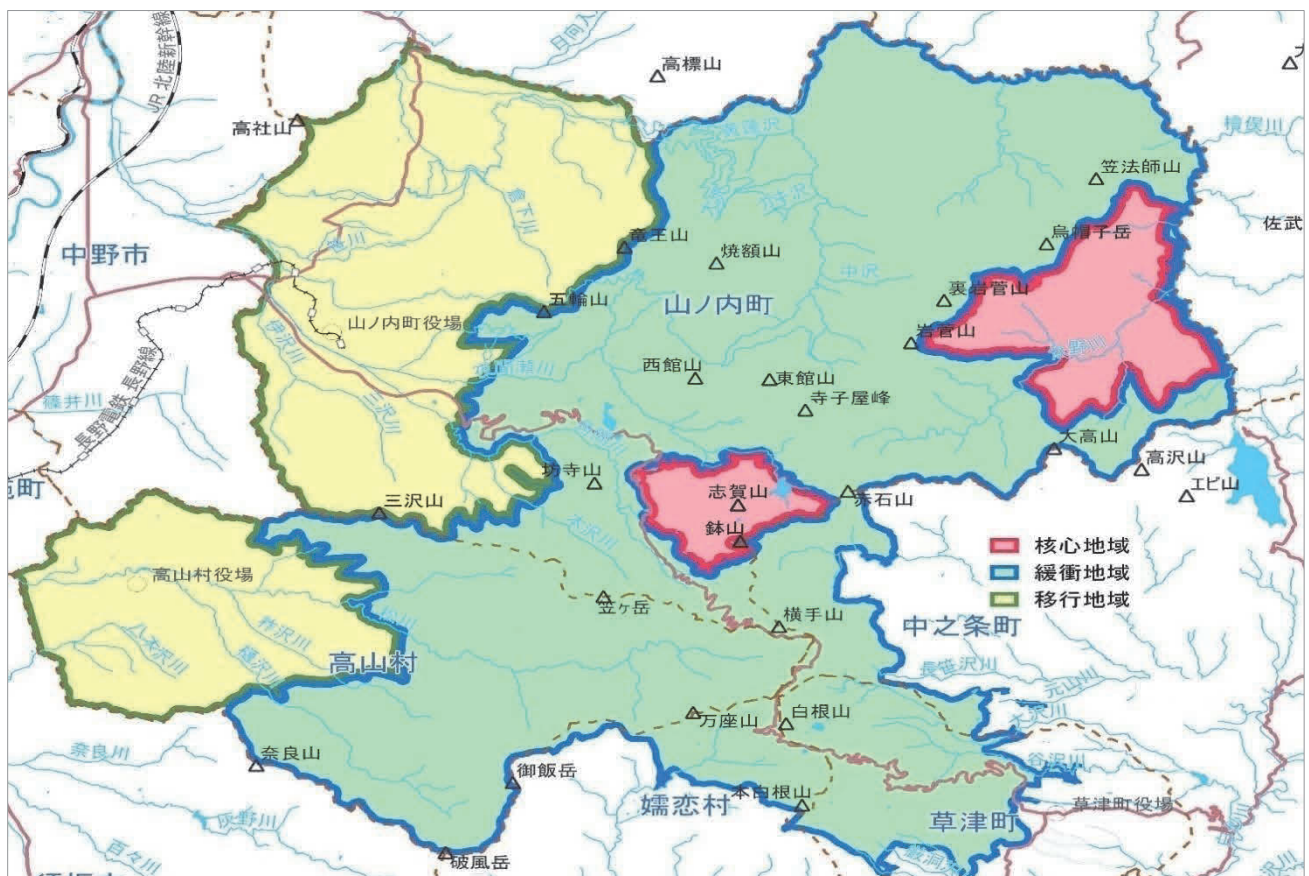
令和7年（2025年）にはエリア拡張がユネスコの国際会議において承認され、本町全域が志賀高原ユネスコエコパークのエリアとなりました。

志賀山周辺や岩菅山東部の魚野川源流域など約3,000haを「核心地域（厳正な保護を図る地域）*」、核心地域を囲む国立公園の区域の約26,000haを「緩衝地域（自然を保護しつつ利活用する地域）*」、山ノ内町と高山村の生活産業圏の約12,000haを「移行地域（持続可能な経済発展を目指す地域）*」にそれぞれ定めています。

志賀高原ユネスコエコパークは、長野県（山ノ内町・高山村）と群馬県（中之条町・草津町・嬬恋村）の5町村にまたがるエリアにより構成され、上信越高原国立公園の志賀高原地域、須坂・高山地域及び草津・万座地域に位置しています。標高2,000m級の山々に囲まれ雄大な自然が広がる本町は、日本有数の山岳高原リゾートとしてスキー場を中心に急速な開発が進められてきましたが、一方で、町民の努力により今も「核心地域」はほとんど人為の影響がなく、原生的な森林が大面積で保たれています。

これらの豊かな自然を活用したエコツーリズム*や環境教育に力を入れているほか、環境にやさしい農業の推進や自然の力を活用した新エネルギー*導入などの環境対策、伝統文化の保護継承など、自然と共存した活動を通して、自然と人間社会が共生した持続可能なまちづくりと活性化に取り組んでいます。

〔ユネスコエコパークの区域〕



第3節 人口・世帯

本町の人口は、令和7（2025）年4月1日現在11,187人で人口の減少が続いています。

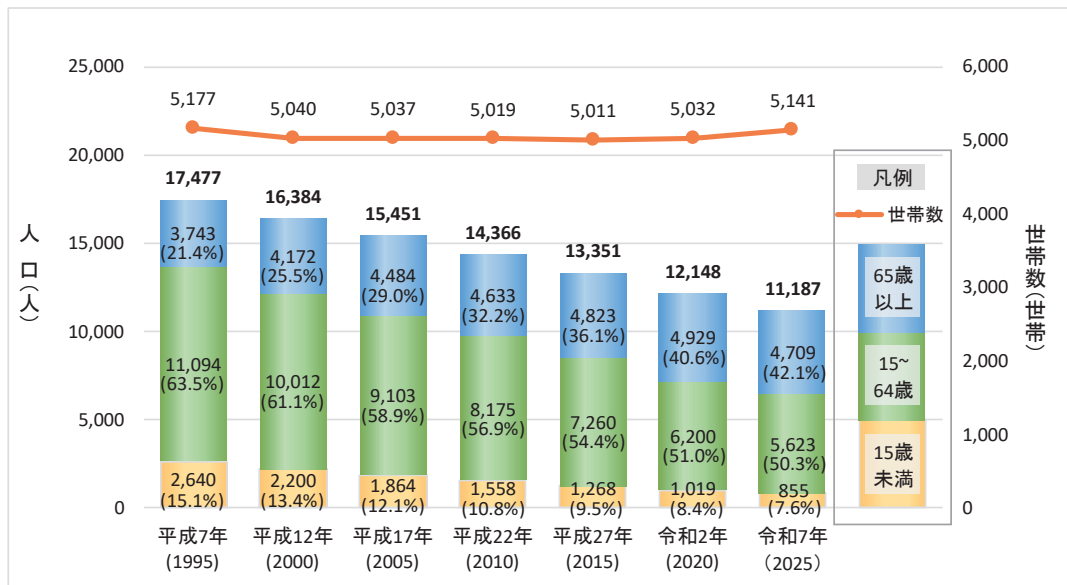
年齢3区分別にみると、15歳未満（年少人口）が855人（7.6%）、15～64歳（生産年齢人口）が5,623人（50.3%）、65歳以上（高齢人口）が4,709人（42.1%）となり、生産年齢人口と年少人口の割合は減少し、老年人口の割合は増加しています。

人口減少・少子高齢化は全国的な傾向であるものの、本町の年齢構成は高齢者の割合が多く、現役世代の人口が減少傾向となっており、将来的には、地域のコミュニティ*や経済活動等を支える人材の不足等が懸念されます。

また、日本人と外国人の内訳をみると、日本人は減少傾向ですが、外国人は増加傾向となっています。

世帯数は、人口が減少傾向の中にあって一定数で推移しており、世帯主以外の若年層の転出や、ひとり世帯の期間雇用外国人の転入等が要因として考えられます。

【人口と世帯の推移】



資料：住民基本台帳（4月1日） ※平成27年以降は外国人を含む

【日本人と外国人数】

	平成27年(2015)	令和2年(2020)	令和7年(2025)
日本人(人)	13,207	11,911	10,714
外国人(人)	144	237	473
総数(人)	13,351	12,148	11,187

資料：住民基本台帳（4月1日時点）

第4節 産業状況

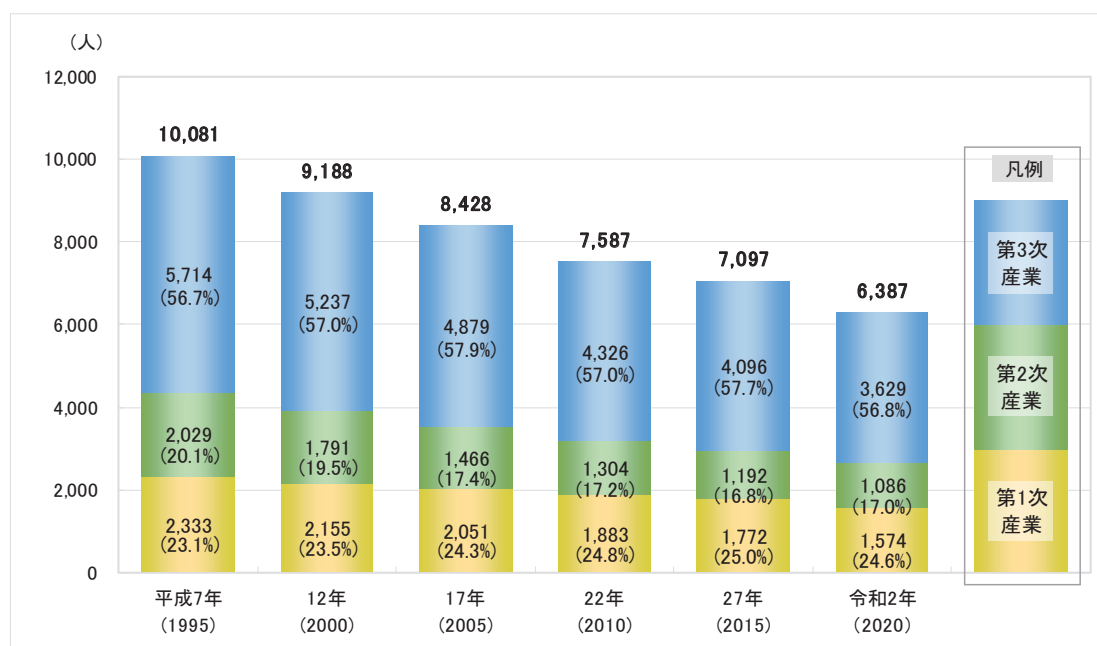
(1) 産業別就業人口

本町の実業人口は、令和2（2020）年に6,387人で、20年前（平成12(2000)年）と比べて約30%減少しています。

産業別の割合は、農業などの第1次産業が24.6%、製造業を中心とする第2次産業が17.0%、観光などのサービス業を中心とする第3次産業が56.8%となっています。

すべての産業で就業人口は減少しており、就業人口の構成割合は、ほぼ横ばいの状況が続いています。

[産業別就業人口の推移]



資料：令和2年度国勢調査（※総数に分類不能数を含む）

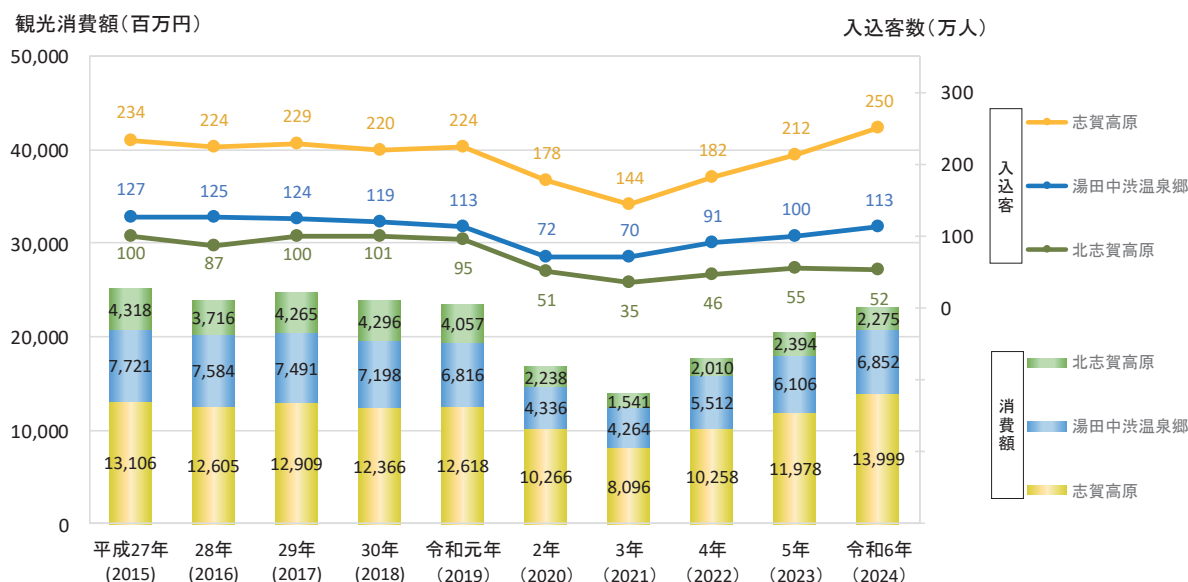
(2) 観光

本町の観光地延利用者数は、新型コロナウイルス感染症*の世界的な拡大の影響を受けて、令和2（2020）年、令和3（2021）年と大幅に減少しましたが、令和4（2022）年以降は再び増加傾向となっています。

特に志賀高原の観光入り込み客数は、インバウンド*需要の拡大により、新型コロナウイルス感染症以前の状況を上回り、令和6（2024）年は250万人となっています。

観光消費額は、観光入り込み客数同様に令和2（2020）年、令和3（2021）年に減少しましたが、近年は増加傾向となっています。

〔観光客数と観光消費額の推移〕

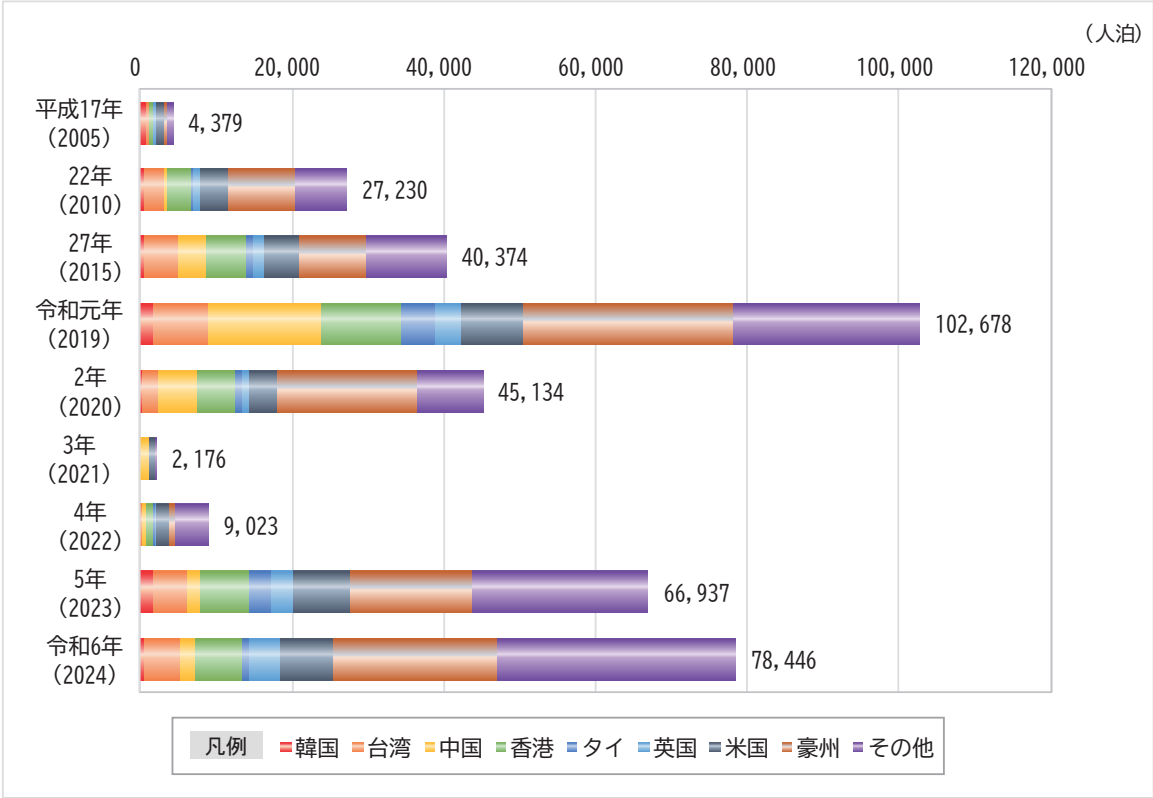


資料：経済振興課

本町に来訪する外国人観光客は、新型コロナウイルス感染症の拡大以降、再び増加に転じており、10万人に迫っています。

外国人旅行者には、スノーモンキー、スノーリゾートを中心に人気があり、地域別ではオーストラリアとアジア地域が多く、オーストラリアや香港、台湾等からの宿泊者が増えています。

[外国人延宿泊者数の推移]



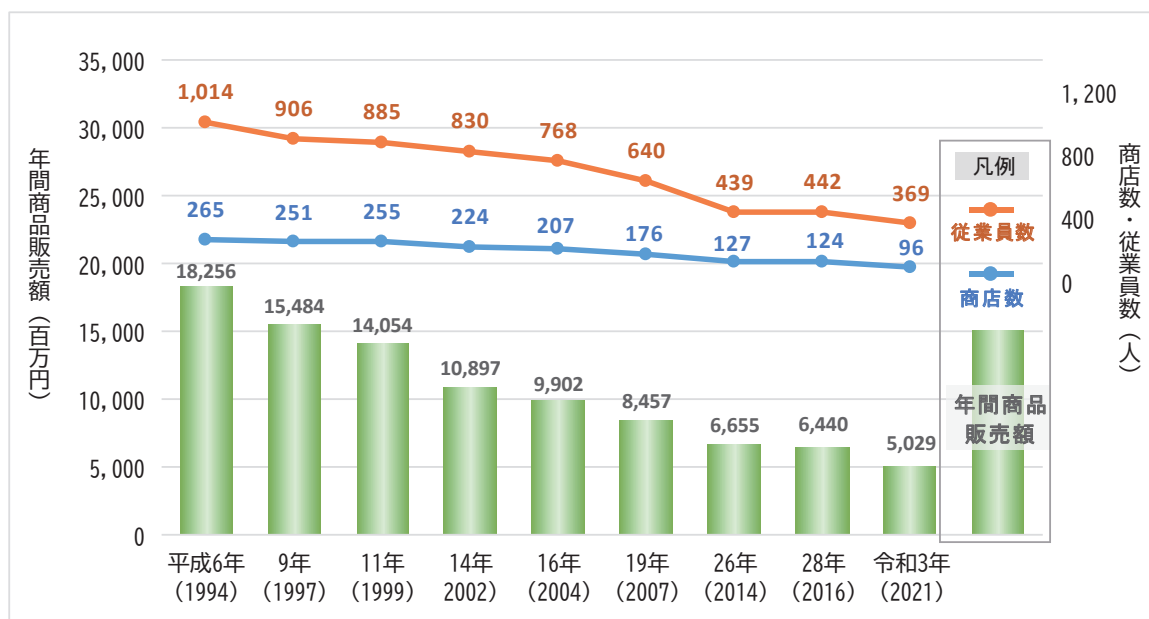
資料：経済振興課

(3) 商工業

本町の商業は、飲食料品や身の回り品、お土産物を扱う小売業等がありますが、近隣他市の大規模小売店やインターネット等を利用した無店舗販売等への流出などの影響を受け、町内の商店数は減少傾向にあり、令和3（2021）年では96店舗となっています。

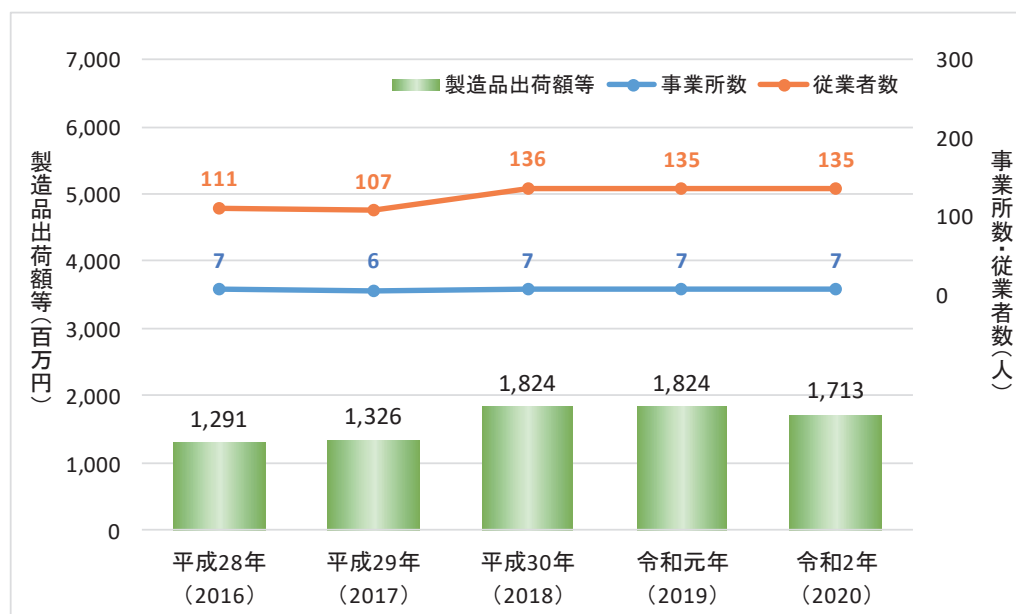
また、製造業では令和2（2020）年に従業員4人以上の事業所が7か所あり、製造品出荷額は概ね横ばいで推移しています。

[商品販売額と商店数の推移]



資料：商業統計調査（～26年） ※26年で調査終了
経済センサス-活動調査（28年、令和3年）

[製造品出荷額等と事業所数の推移]



資料：工業統計調査

※工業統計調査は令和2(2020)年調査で終了

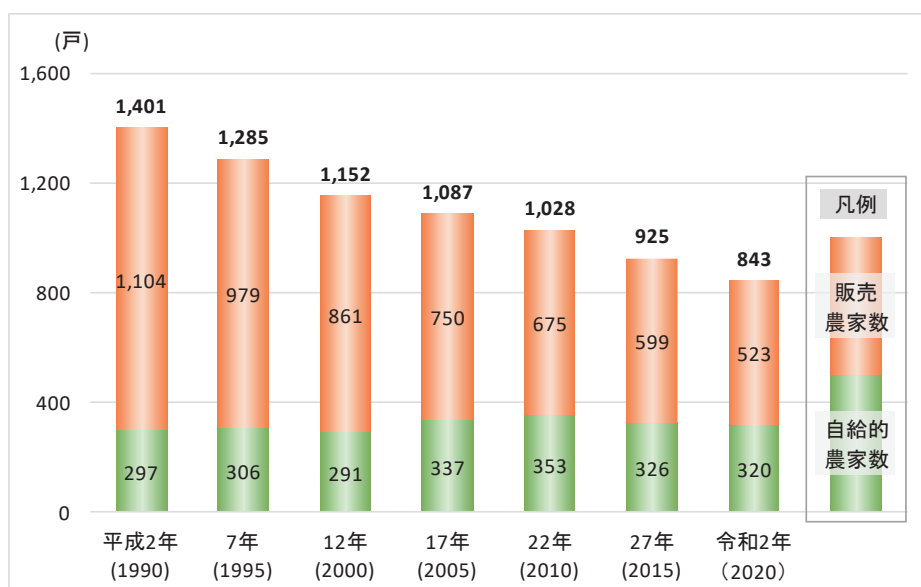
(4) 農業

本町の農業は、冷涼な気候や昼夜の寒暖差を活かした果樹等の生産が盛んで、基幹産業の一つとなっています。

しかし、町内での新規就農者が確保されている一方で、農業従事者の高齢化とそれに伴う遊休農地の増加などの課題があります。

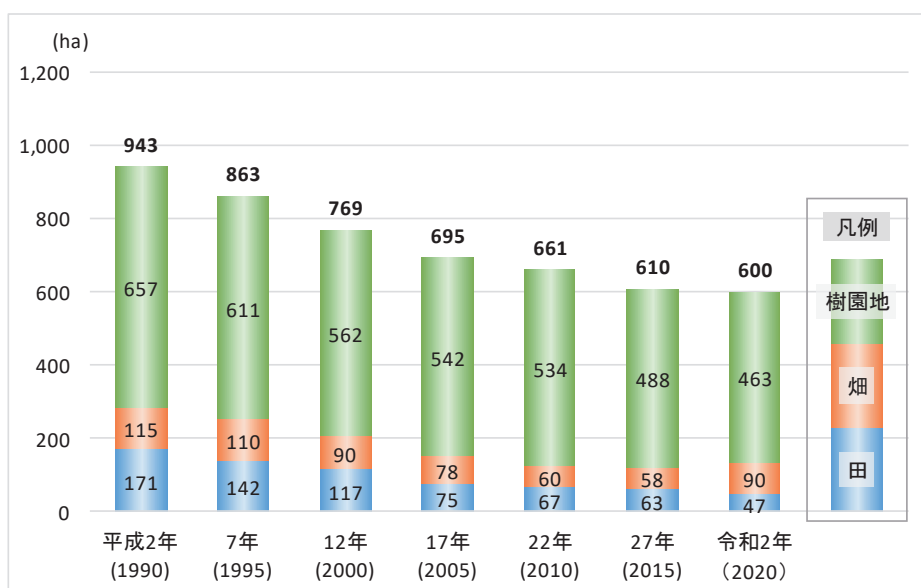
農家数は、令和2（2020）年には843戸と減少傾向が続いており、特に販売農家数は、平成2（1990）年と比べて約半数に減少し、経営耕地面積も緩やかに減少傾向が続いています。

【農家数の推移】



資料：農林業センサス

【経営耕地面積の推移】



資料：農林業センサス

第3章 山ノ内町を取り巻く社会潮流と課題

第1節 人口減少・少子高齢化の進行

我が国の人口は、平成20（2008）年をピークに減少に転じており、令和2（2020）年の総人口は1億2,615万人、年少人口（0～14歳）1,503万人（11.9%）、生産年齢人口（15～64歳）7,509万人（59.5%）、高齢者人口（65歳以上）3,603万人（28.6%）となっています。依然として未婚化や結婚・出産の高年齢化、出生率の低下、長寿命化などの要因により、人口減少と少子高齢化の進行が続いています。

国立社会保障・人口問題研究所*の令和5年（2023）推計では、令和37（2055）年頃には我が国の人口は1億人を下回ると見込まれており、労働力人口の減少や地域コミュニティ*の維持が全国的な課題となっています。

一方、本町においても同様に人口減少と少子高齢化が進行しています。令和7（2025）年4月1日現在の人口は11,187人で、年齢3区分別では高齢者人口が4,709人（42.1%）、生産年齢人口が5,623人（50.3%）、年少人口が855人（7.6%）となっており、全国平均と比較して高齢者の割合が著しく高い状況にあります。生産年齢人口と年少人口の割合は減少傾向にあり、将来的には地域経済やコミュニティを支える担い手の不足が一層深刻化することが懸念されます。

人口減少・少子高齢化は全国的な課題であるものの、本町では特に高齢化の進行が顕著であり、医療・福祉・交通など生活基盤の維持や、若者・子育て世代が安心して暮らせるまちづくりが喫緊の課題となっています。

第2節 環境問題と脱炭素社会の実現

近年、気候変動の影響により全国的に自然災害の激甚化が進んでおり、地域防災と持続可能なまちづくりの両立が重要な課題となっています。本町においても、豪雨や土砂災害、大雪などの自然災害リスクが高まっており、迅速な避難行動や防災施設の整備、ハザードマップ*の活用を通じた災害対応の強化が求められています。

一方、志賀高原をはじめとする豊かな自然環境や温泉資源は地域経済の重要な基盤であり、志賀高原ユネスコエコパーク*として自然と人の共生を図る取り組みが社会的にも期待されています。

加えて、国の2050年カーボンニュートラル*の実現や長野県のゼロカーボン戦略*等により、地域における温室効果ガス*削減や再生可能エネルギー*導入の重要性が高まっており、本町でもゼロカーボンシティ宣言*を行い、脱炭素社会*の実現に向けて取り組んでいます。

今後も、自然と共生し、災害に強く、脱炭素社会を実現するまちづくりを目指して、様々な取り組みを進め、持続可能で安全な地域社会の構築を図ります。

第3節 若者に「選ばれる」まちづくり

地方都市においては人口減少や少子高齢化の進展を背景に、若者が住み続けたいと思えるまちづくりの重要性が高まっています。

国や県においても、女性の活躍促進や子育て・働き方の両立支援、外国人材の受け入れ・共生の推進などが社会政策の課題とされ、地域社会における多様性の尊重や包摂的な施策の展開が求められています。

本町は、豊かな自然環境や観光資源に恵まれる一方で、都市機能や交通・医療等の利便性の面で課題があり、生活のしやすさや働きやすさが十分とは言えません。また、外国人にとっても、住環境や情報提供、地域社会との交流機会などに課題があります。人口減少や高齢化の進行は、若年層や女性の定住意欲の低下や地域活動参加の減少にもつながるため、地域コミュニティ*の維持にも影響しています。

これらの課題に対応し、若者や外国人にも選ばれるまちづくりを進め、持続可能な地域社会の形成を目指します。

第4節 グローバル経済と稼げる力を育むまちづくり

近年のグローバル*経済の進展により、地域経済も世界的な市場動向や観光需要の変化から大きな影響を受けています。本町は志賀高原、湯田中渋温泉郷、北志賀高原の3つの観光地に加え、スノーモンキーは国際的に高い知名度を有しており、外国人観光客の来訪が地域経済の重要な柱の1つとなっています。インバウンド*需要は宿泊業、飲食業、小売業において雇用や所得を生み出し、町の活性化に寄与しています。

一方で、観光動向は団体旅行から個人旅行、自然や文化を重視する体験型へと移行しており、こうしたニーズに応えるためには、多言語対応やICT*による情報発信、キャッシュレス決済*、交通アクセス改善など、国際水準に沿った受入環境の整備が必要となっています。

さらに、町の強みである農産物や加工品もグローバル市場を見据えた対応が求められており、輸出や観光との連動によりブランド力を高めることで、地域産業全体の稼ぐ力を強化することが課題となっています。

第5節 デジタル社会の実現とDXの推進

国では、地方におけるICT*利活用の推進や、行政・産業・生活分野におけるDX*（デジタルトランスフォーメーション）を推進しています。

本町においても、人口減少に対応するためのデジタル技術*を地域社会や行政運営に効率的に取り入れ、町民生活の利便性向上と地域産業の持続的発展につなげていくことが求められています。

一方、デジタル社会の実現に向けては課題もあり、町民の高齢化が進行する中で、デジタル機器やサービスに不慣れな層が一定数存在すること、また、観光業や農業など地域を支える産業においても、労働力不足や競争力の低下に対応するためのDX推進が求められています。さらに、行政分野においても手順のオンライン化やデータ連携の仕組みづくり、業務効率化や住民サービスの利便性向上に向けた基盤整備が急務となっています。

第6節 持続可能な社会の実現に向けた取り組み（SDGs）

平成25（2015）年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、持続可能な開発目標（SDGs*）は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、17の目標と、各目標を実現するための169のターゲット（達成基準）を掲げています。

経済・社会・環境をめぐる広範な課題を統合的に解決することを目指し、SDGs達成に向けた取り組みが先進国・開発途上国を問わず始まっています。

日本国内のSDGs達成に向けた取り組みとして、国が定めた「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（2016年）において、地方自治体の各種計画にSDGsの要素を最大限反映することを推奨しています。

本町でも町民への普及啓発や地域の課題解決を通じて取り組んできました。後期基本計画では、引き続きSDGsの目標達成に向けた取り組みを実践します。



資料：国連広報センター

第2編 基本構想

- 第1章 山ノ内町の将来像
- 第2章 まちづくり基本目標
- 第3章 将来フレーム
- 第4章 土地利用構想
- 第5章 施策の大綱

第2編 基本構想

第1章 山ノ内町の将来像

第6次山ノ内町総合計画では、「未来に羽ばたく 夢と希望のある 健康な郷土^{まち}」を将来像に掲げ、未来に羽ばたく子どもたちへ“夢と希望のある郷土^{まち}”を育むため、町民や企業、行政が互いに絆を大切に、地域の自主性と自立性、独自性を発揮しながら、新しい郷土愛・魅力あふれる“健康な郷土^{まち}”の更なる創造を目指しています。

第6次総合計画 山ノ内町の将来像

未来に羽ばたく 夢と希望のある 健康な郷土^{まち}

本町は、恵まれた豊かな大自然と、その恩恵を受けて「観光と農業」「生命と暮らし」をテーマ*に発展してきました。自然豊かな郷土は、先人たちが守り、育て、伝えてきたかけがえのない財産であり、次世代に引き継いでいくことで、郷土に自信と誇りをもち、一人ひとりが夢と希望をもって未来に羽ばたく礎となります。

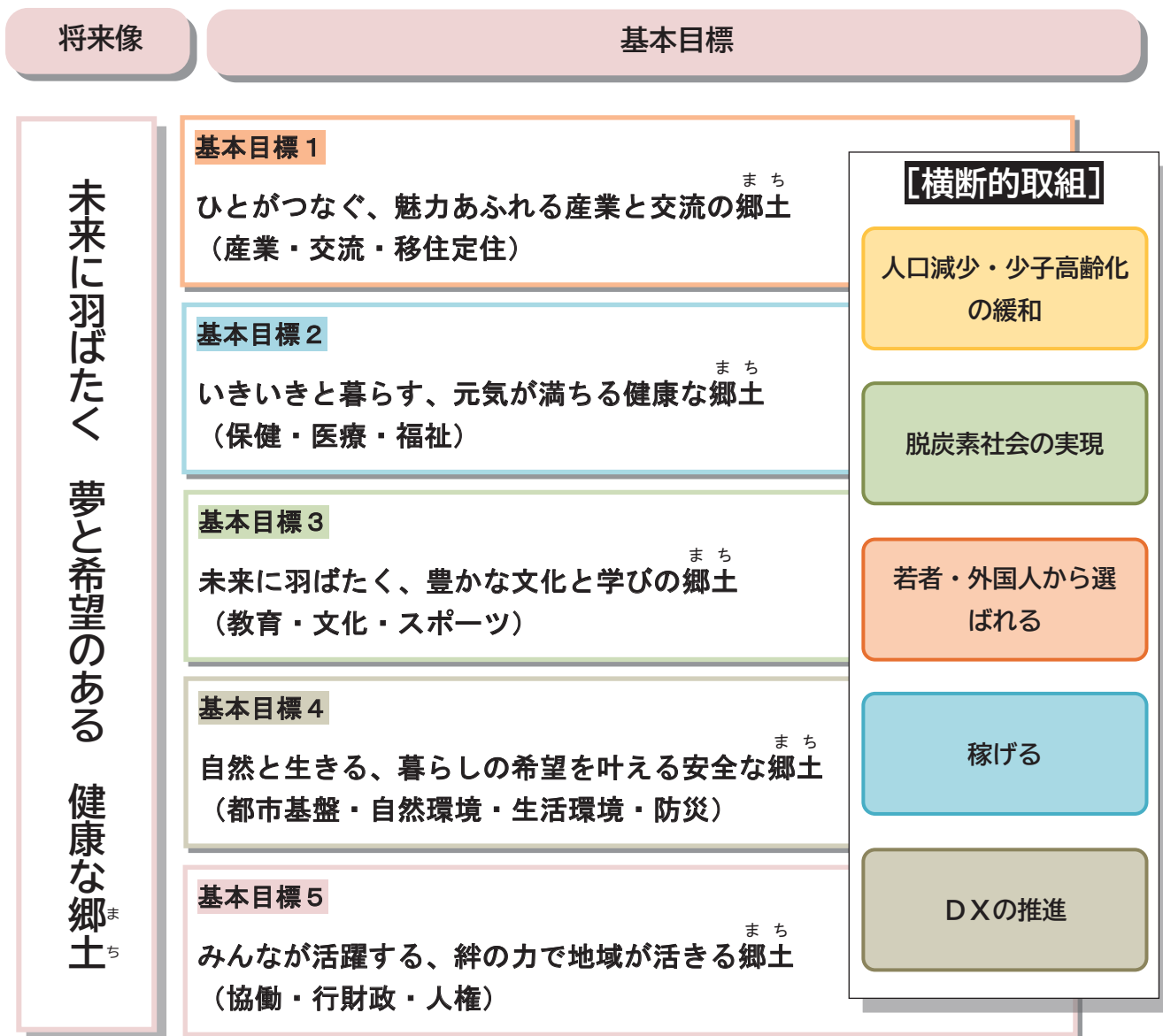
私たちの郷土^{まち}の観光や農業の振興、生命と暮らしを守り、にぎわいの創出に向けて、新しい発想で取り組む原動力が大切です。

未来に羽ばたく子どもたちへ“夢と希望のある郷土^{まち}”を育むため、町民や企業、行政が互いに絆を大切に、地域の自主性と自立性、独自性を発揮しながら、新しい郷土愛・魅力あふれる“健康な郷土^{まち}”の更なる創造を目指します。

第2章 まちづくりの基本目標

町の将来像「未来に羽ばたく 夢と希望のある 健康な郷土」の実現に向けて取り組む、まちづくりの基本目標（まちづくりの5本の柱）を次のとおり定めます。

また、横断的な取り組みとして、新たな要素を追加しました。



第3章 将来フレーム

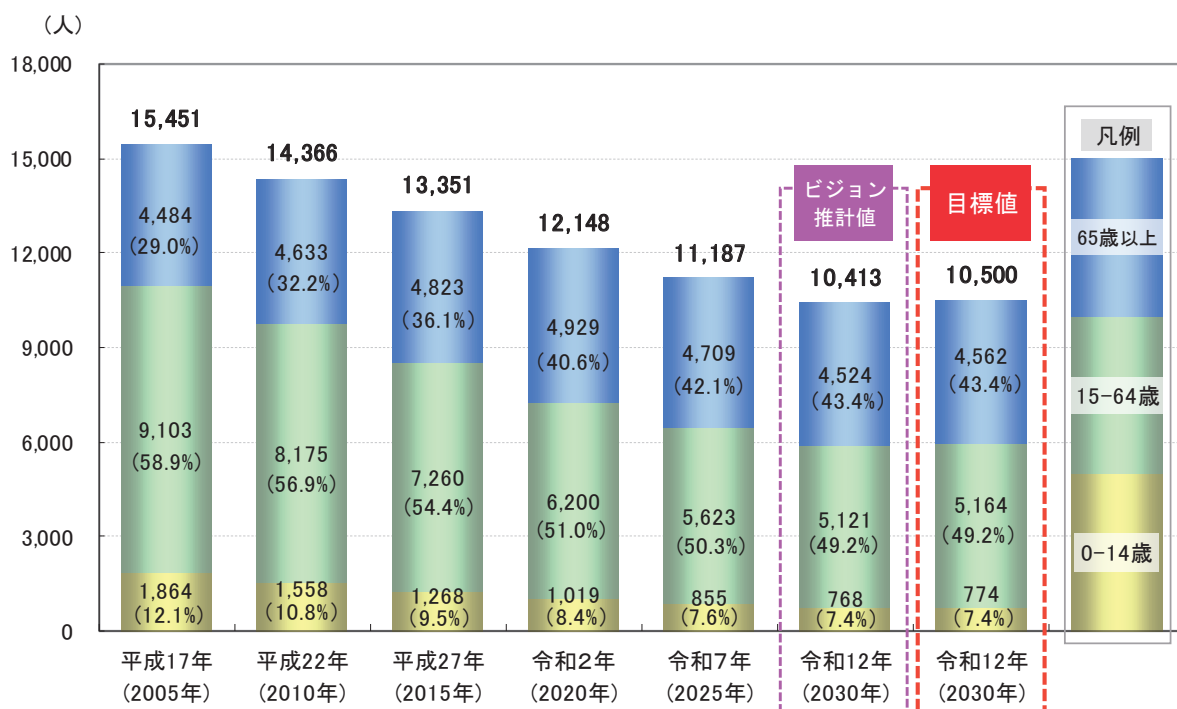
国は人口減少に対応するため「まち・ひと・しごと創生法」と「地域再生法」を制定し、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成26（2014）年12月に閣議決定しました。本町はこれらに基づき、「山ノ内町人口ビジョン」（以下、人口ビジョン）及び「山ノ内町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、総合戦略）を平成27（2015）年度に策定し、人口減少対策に取り組みました。

国では「地方創生2.0基本構想」を令和7（2025）年6月に閣議決定し、「強い」経済と「豊かな」生活環境の基盤に支えられる多様性の好循環が「新しい日本・楽しい日本」の実現に向け、地方を「強く」、「豊か」で、そして「新しい・楽しい」ものにしていく取り組みを進めています。

これにあわせて、本町も第3期人口ビジョン及び第3期総合戦略の策定を実施することとし、令和7（2025）年4月現在のデータに基づき、改めて将来人口について長期的な推計・検討を行いました。

その結果、令和12（2030）年の目指すべき推計値を10,413人と算定し、目標年（令和12（2030）年）の人口を、第6次町総合計画前期基本計画で設定した数値10,500人とします。

【人口の推移】



資料：平成17年から令和7年は住民基本台帳人口（※平成27年以降は外国人を含む）

目標値は第3期山ノ内町人口ビジョンによる推計（人口ビジョン パターン3）

第4章 土地利用構想

第1節 土地利用の基本理念

土地は将来につながる資源であるとともに、町民の生活及び生産活動の共通の基盤であり、さらに、本町の恵まれた自然は、町民共通の貴重な財産です。

このため、土地利用にあたっては、町民の理解と協力を得ながら、豊かな自然環境や良好な景観の保全を基本としつつ、地域の自然的・社会的・経済的及び文化的特性に配慮し、健康で文化的な生活環境の確保と土地の特性に応じた発展を図ることを基本理念とし、総合的かつ計画的に行うこととします。

第2節 土地利用の現況と課題

本町の豊かな自然環境は、町の基幹産業を支える重要な基盤となっています。農業は、恵まれた栽培環境の中で高品質な農産物が生産され、市場価格の高値安定や新規就農者が安定的に確保されている一方で、農業従事者の高齢化や少子化が進む中、耕作放棄地が増加するとともに、良好な田園の景観の維持が困難になっています。また、観光業においては、国内外から年間延べ400万人を超える旅行者が来訪する国内有数の観光地ではありますが、旅行形態の変化による町内消費の低下とともに空き店舗等が増えつつあり、土地の再活用を進める必要があります。

本町の土地利用区分は森林や原野が90%を占め、農地や宅地等に利用している面積はわずか5.4%程度です。温泉街を中心に住宅地や商業地等が混在・密集し、それが本町特有の景観を形成しているという価値もありますが、道路の拡幅や公園等の設置など、都市基盤や防災の面では合理的に土地を利用していく必要があります。

高速道路網や新幹線網などの高速交通基盤を十分に活かすとともに、快適で利便性の高い町民生活や産業の振興など、地域の発展を下支えするための土地利用や、本町の特徴である豊かな自然と共生するための土地利用など、その指針を明確化し、機能的な土地利用を誘導することが重要な課題となっています。

第3節 土地利用の基本方針

本町は、スノーリゾートや避暑、温泉などを活かした観光業、高品質な農産物を生産する農業など、豊かな自然から多くの恵みを受けた産業を基幹として発展しており、今後も自然環境との共生なくして、町の発展はありません。これら自然環境は人為的に維持管理されてはじめて保全が可能であり、本町の特徴であるユネスコエコパーク*の理念に基づき、かけがえのない自然の保全と利活用を図ります。

一方、人口減少と少子高齢化が喫緊の課題である現在、町の持続的な発展とコミュニティ*の維持を図るためには、安全・安心・快適に本町で暮らすことができる定住環境が不可欠です。

このため、土地利用については、豊かな自然環境や良好な景観の保全、暮らしやすい居住環境の形成を基本とし、災害に強いまちづくりに配慮しながら総合的な施策の推進を図ります。

▶自然環境の保全

本町の豊かな自然はかけがえのない財産であることから、適正な保全と利活用を図ります。

特に、農用地や森林等の自然的土地利用については、自然の循環システムの維持に配慮しつつ、農林業の生産活動やうるおいのある生活環境維持の役割を認識し、耕作放棄地などの適正な管理を促進するとともに、農用地や森林形成に欠かせないエリアについては、利用形態の適正化に向けて調整します。

また、農用地や山林などの土地利用の転換については、復元の困難性や生態系などの自然環境に及ぼす影響を考慮し、計画的かつ慎重に行うこととします。

▶快適な生活環境の形成

道路や下水道等の都市施設の整備が進み住環境の整備は整いつつありますが、一方で人口減少と少子高齢化が進行し、地域経済の縮小やコミュニティの維持が大きな課題となっています。

このため、町中心部や郊外集落地の生活基盤の維持や、福祉、商業等の機能維持を進めるとともに、低・未利用地や空き家(店舗)等の有効利用の促進などに取り組み、生活環境の改善を図ります。

また、公共交通の維持・確保と町内外の交通ネットワークの形成により、生活圏の維持と持続可能な生活環境づくりや土地利用の効率化を図ります。

▶安全・安心に暮らせる環境の確保

自然的な土地利用においては、環境負荷の低減や水環境の改善等の観点から、森林が持つ国土保全機能の向上、水資源の保全・循環を図るとともに、治山・治水、砂防等の防災・減災対策を進めることにより、町の安全性を総合的に高めます。

また、都市的な土地利用においては、道路や公園などのオープンスペースの確保や建物の耐震化を図るなど、都市の防災機能の向上を図ります。

第5章 施策の大綱

第1節 ひとつながり、魅力あふれる産業と交流の郷土（産業・交流・移住定住）



【郷土づくりの方向性】

本町の恵まれた自然環境を先人たちがどのように守り、基幹産業である観光・農業にどのように活用してきたかを学び、理解することで、郷土の真の価値を打ち出した地域ブランド力の強化に努め、様々な地域資源＝魅力を有機的に結びつけることで未来につながる産業の活性化を目指します。

また、「働き方改革*」の推進により今後様々な働き方に対する考えが進む中で、恵まれた郷土の地域資源を生かした働き場所の提案により、移住定住者の獲得を目指すとともに、友好都市・協定都市との関係をさらに深化させることにより、交流人口*や関係人口*の増加を目指します。

【基本施策】

1 ひとつながり観光の郷土づくり

旅行者のニーズが多様化する中、様々な旅行スタイルに対応するため、地域や観光資源の魅力を郷土に暮らすひとや歴史と関連付けることにより、地域のブランド力の強化に努めます。

また、テクノロジーの発展に伴う旅行形態の多様化への対応が求められている中、ICT*の活用により、地域の情報を旅行者にタイムリーにつなぐ環境整備に努めます。

観光の活性化を図るうえでは、ユネスコエコパーク*として守りながら活用する自然、歴史の中で連綿と続く資源の保全、清流に育まれた旬の食材など、訪れたひとが安心して楽しむ、観光に携わるひとが働きがいのある観光地の実現に向けて、基盤づくりと魅力発信を進めます。

2 ひとつながり産業の郷土づくり

清流に育まれた農産物とそれに携わるひとと生活に焦点をあて、伝統やストーリー性のある特徴的な地域ブランド力の強化を図り、東京圏等の大消費圏に向けて情報発信を強化するとともに、旅行者を中心とした消費者ニーズに対応し、生業となる儲かる産業の創出に向けて生産基盤の整備と経営体制の充実を進めます。

また、情緒豊かな温泉街の街並みや伝統文化の保全を図りつつ、観光商業空間の再生に向けて温泉街や商店街、関係機関と連携し、空き店舗の利活用支援や新たな就業場所の提供に向け、店舗の再生や企業の誘致に取り組みます。

そして、気候変動や多様な働き方に対応するため、金融支援制度の拡充や異業種連携による雇用確保など、ひとつながり産業振興を進めます。

3 ひとをつなげる交流の郷土づくり

高速交通網やICTの発達により、ひと・もの・情報の交流は地域経済の活性化や人材育成、文化の発展等に大きく寄与することから、地域資源を活かした活動に取り組みます。

本町と提携する国内外の友好都市に対し、行政及び民間レベルでの観光・農業・スポーツ・教育・文化などの幅広い交流を推進することにより、相互に有益となる交流人口の増加に努めます。

移住定住促進に関しては、SNS*や東京圏等の大都市圏でのPR活動などを通じ情報の発信を強化し、希望者に対して求める住居や職場などを提示できるよう、受入体制基盤の整備を進めます。

また、町外の人材が本町の課題解決や活性化事業等に継続的に関わる機会を作り、多様な移住に至るプロセスの中で、本町に何が 필요한のか特定するとともに、移住希望者に対して魅力ある郷土を目指します。

さらに、移住には至らないが本町に興味・関心があり多様に関わる者に対しても、より関心・関与を深めてもらう取り組みを強化し、関係人口の増加に努めます。

第2節 いきいきと暮らす、元気が満ちる健康な郷土（保健・医療・福祉）



【郷土づくりの方向性】

誰もが心身ともに健康であることが元気につながり、こどもから高齢者まですべての人、お互いが支え助け合える地域共生社会を目指すとともに、町民誰もが住み慣れた地域の中で夢と希望をもって暮らすことができるよう保健・医療・福祉の充実に努めます。

【基本施策】

1 希望の出会いと安心して子育てできる郷土づくり

結婚を望む男女の希望を叶えるため、相談体制整備や婚活イベントの実施など、出会いの場の創出に向けて支援体制の充実に取り組みます。

また、安心して妊娠、出産、子育てができるよう切れ目ない支援の充実と地域社会で支える環境づくりに取り組みます。

特に幼児期は人間としての健全な発達や生活習慣を習得するための大切な時期であることから、家庭と地域、保育園や小学校が連携し、すくすくと育つ子どもたちとそれを支える家庭への支援の充実に取り組みます。

さらに、本町の恵まれた大自然の中で、充実した支援を受けて子育てできることを最大の魅力と捉え、移住希望者に対してもPRします。

2 いきいきと元気に安心して暮らせる健康長寿の郷土づくり

健康づくりに対する意識の啓発と知識の普及を進めるとともに、健診（検診）受診率の向上及び高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施等の推進を図り、生活習慣病の予防・重症化予防、認知症・フレイル*予防など保健活動の充実にも努め、町民の健康長寿を支援します。

また、地域医療体制の確保や広域医療機関との連携強化にも努め、救急医療体制を維持し、誰もが安心して必要な医療を受けられる環境を目指します。

3 地域の絆で支えあう福祉の郷土づくり

少子高齢化が進み、現役世代の減少が進む中、地域包括ケアシステム*を推進し、町民・関係団体・行政が連携してお互いに支え合い、福祉意識の高揚を図るとともに、地域共生社会の実現を目指します。

高齢者が地域の中で役割と生きがいをもって、健康でいきいきと暮らすことができるよう、介護予防を推進するとともに、多様なニーズに対応した介護サービスの提供と整備を図ります。また、就労の機会を拡大し、住み慣れた地域社会でいきいきと活躍し続けることができるよう高齢者福祉の充実を図ります。

障がい者が地域の一員としての自立した生活や社会参加への途切れのない支援をしていく中、地域でその人らしくいきいきと安心して暮らせる郷土づくりを推進し、障がい者福祉の充実を図ります。

第3節 未来に羽ばたく、豊かな文化と学びの郷土（教育・文化・スポーツ）



【郷土づくりの方向性】

SDGs*の基本理念に基づき、次世代を担う子どもたちの一人ひとりに応じた学びと成長を促し、誰もが平等に質の高い教育を受けられる環境づくりを目指します。

また、生涯を通じていくつになっても誰もが自由に学び、生きがいのある生活を送ることができる生涯学習環境の向上に努めます。

グローバル*化、多様化する社会の中にあっても先人たちが培ってきた地域の文化を尊重し、その価値を理解し、自信と誇りをもつことが重要です。これからも大切に保全し、次世代へ継承するための環境づくりを進めます。

【基本施策】

1 健やかで未来につながる人を育む

情報化やグローバル化、少子高齢化が急速に進む社会において、多様な社会の変化に自ら対応できる「生きる力」を育むことが重要です。そのためには知識・技能の習得や、課題解決に必要な思考力・判断力・表現力などの伸長、そして自ら学ぼうとする意欲と態度の育成を重視し、国際感覚をもった人づくりを目指します。

また、本町の豊かな自然環境や歴史・文化などに根差したESD*の更なる推進により、未来につながる郷土づくりの担い手を育みます。

2 豊かな心を育み、共に学び、楽しむ

健康寿命*が延伸する社会の中で、町民一人ひとりが豊かな心を育み、様々な学びを楽しみ、共に学び、その成果を自らの暮らしに生かすことのできる生涯学習の環境づくりを進めます。

誰もがスポーツ活動に参加できる環境整備とスポーツを通じた交流の機会を提供するとともに、競技大会の開催支援、生涯スポーツ活動の支援を図ります。

3 未来につながる文化に親しむ

本町の豊かな自然・歴史・文化の中で、郷土への誇りと愛着を育み、伝統と芸術文化の価値を学び親しむ機会の提供により町民意識の向上を図ります。

さらに、先人たちから受け継いだかけがえのない文化遺産を、次世代へ継承するための環境づくりを進めます。

第4節 自然と生きる、暮らしの希望を叶える安全な郷土

(都市基盤・自然環境・生活環境・防災)



【郷土づくりの方向性】

緑豊かな自然と美しい景観を生かし、誇りをもって住み、来訪者を迎え、人と自然が共生する夢と希望のある環境づくりを目指します。

さらに地球温暖化*対策に伴う循環型社会*への転換や環境に対する町民の意識を高めるとともに、自然災害や犯罪等の社会不安から町民の生命・財産を守り、町民協働による安全で安心な住みよい環境の構築を目指します。

【基本施策】

1 うるおいと安らぎのある誰もが住みたくなる郷土をつくる

本町の豊かな自然と調和した土地利用を進めるとともに、住んでいる人や本町への移住希望者が快適に暮らせる住宅や上下水道などの住環境整備、風土を生かした魅力ある市街地形成のため、都市計画区域*の用途地域*や農業振興地域の見直しを進め、適正な土地利用の推進や地域基盤の整備に努めます。

近隣市町村を結ぶ国道・県道の幹線道路や、町民生活を支える生活道路の改良などを実施するにあたり、災害に強い公共土木施設の整備を進めるとともに、長寿命化を進めライフサイクルコスト*の低減に努めます。

また、運転免許を持たない町民の移動手段として欠くことのできない地域公共交通網の維持や確保に努めます。

2 自然と人が調和する持続可能な郷土をつくる

自然と人の共生を目指すユネスコエコパーク*は、SDGs*の達成に貢献するモデル地域として国際的に位置付けられています。

その立場や理念に沿って、町民や地域が理解を深め、様々な関係者・団体等と連携しながら、本町の貴重な財産である豊かな生態系と生物多様性、美しい景観を保全し、受け継がれた自然や遺産に学ぶとともに、その恵みを活かして文化的、社会・経済的に持続可能で国際貢献する郷土を目指します。また、国内及び国際ネットワークの一員として、国内外での多様な連携、様々な協力活動も積極的に推進します。

さらに、循環型社会の実現のため、町民が自らの日常生活や事業活動に伴い廃棄物等を発生させていることを認識し、それぞれが担うべき責任と果たしうる役割について理解を深め、広報や環境学習を通じ、廃棄物の減量化とリデュース*・リユース*・リサイクル*への取り組みを継続します。また、環境を保全するための省エネルギーや地域資源を活用した新エネルギー*の導入など環境にやさしい取り組みを進めるとともに、地域ぐるみの不法投棄等監視体制の強化と環境美化意識の醸成に努めるなど、自然と共生した住みよい郷土づくりを推進します。

3 人とのつながりで希望ある安心な郷土をつくる

交通事故や犯罪などに対する不安のない生活を確保するため、交通事故防止啓発、防犯パトロールを中心とした犯罪被害防止啓発、消費者被害やトラブルから、町民自らが身を守れるよう情報提供や意識啓発など、必要な活動を継続的に進め、隣近所の声かけなど人のつながりを大切に、安心して生活できる郷土づくりを推進します。

4 守りあい・支えあいによる安全な郷土をつくる

町民や旅行者など、本町にいるすべての人の生命財産を守るため、想定されるあらゆる災害に対し、町民と行政が一丸となって対応できる体制の充実強化を進めます。

近年の異常気象によるゲリラ豪雨や災害の甚大化など、過去に経験したことのない災害も懸念され、高齢者、障がい者などの避難行動要支援者の安全確保、災害の種類や危険度に応じた避難行動や避難場所・避難所の選択、伝達手段の確立など、様々な面で町民相互の協力体制の見直しを進めます。さらに、地域内のみならず、地域間、市町村間、行政と民間企業との連携など、より広域にわたる相互応援体制の強化を推進します。

また、一人でも多くの町民や旅行者に対し、災害情報を提供し共有することが重要であるため、正確な情報を迅速に収集・提供するとともに、情報手段の多様化・多重化を図ります。

第5節 みんなが活躍する、絆の力で地域が活きる郷土（協働・行財政・人権）



【郷土づくりの方向性】

少子高齢化が進み人口の減少も進む中、豊かな自然環境を活かし「夢と希望のある健康な郷土」を町民と行政が一体となって作り上げるため、協働の郷土づくりを進めるとともに、町民一人ひとりが郷土づくりに関心を持ち積極的に参加できる仕組みづくりを推進します。

また、人口減少や医療・介護負担の増大などによる財政状況の悪化が見込まれることから、社会システムの効率化や公共施設等の長期的視野に基づく再編成を進め、健全な財政運営に努めます。

広報などを通じ情報の公開を行い、開かれた行政運営に努めるとともに、行政サービスの向上や行政改革の推進、市町村の枠組みを越えた広域的連携を行い、健全で持続可能な行政運営を目指します。

【基本施策】

1 みんなが活躍する協働の郷土づくり

町民との協働は「郷土づくり」には欠くことのできないものであり、これからも安心して暮らせる持続可能な地域社会を形成するために地域のコミュニティ*は今後さらに重要な要素となります。

町民一人ひとりがお互いの役割や責務などを理解し、力を合わせて地域の課題解決に取り組める体制の構築と、町民や地域の主体的な活動支援を継続します。

2 健全な財政運営と確実な行政経営の郷土づくり

少子高齢化社会が進行する中、ICT*の著しい発展と普及は、まちづくりにおいても様々な面で活用が期待されています。地域の経済発展と社会的課題の解決の両立を目指す研究（Society5.0*社会の実現）を進め、町民の利便性向上とともに簡素で効率的な郷土づくりや行政経営に努めます。

また、社会情勢の変化や多様化する町民ニーズに合った行政組織・機構のあり方を常に検討し、より効果的な行政運営に努めます。

さらに、限られた経営資源（人材・財源）の中で地方分権社会に対応していくため、事務事業の見直しやICT、IoT*、AI*技術を活用し業務の効率化に努めるとともに、アウトソーシング*や公共施設などの最適な規模での維持・更新・複合化を計画的に推進し、課税対象者の的確な把握や収納率の向上、町有財産の有効活用など自主財源の確保に努めながら、持続可能な行財政運営を進めます。

3 人と人が尊重し合う絆の郷土づくり

「人権の視点」に立った町政と教育・啓発、交流の推進により、偏見や差別の抑止・解消を推進するとともに、一人ひとりの人権を擁護するための相談・支援体制の充実を図ります。

また、行政、教育、地域、企業等のあらゆる場における人権施策の推進を図るとともに、情報化の進展や価値観の多様化などの社会情勢の変化を加味した様々な人権課題別施策の推進により、町民一人ひとりが人権問題を「自分事」として捉え、解消に向けて取り組み、個性や異文化・価値観の違いを認め合うことのできる共生社会実現を目指します。

第3編 後期基本計画

第1章 ひとつながり、魅力あふれる産業と交流の郷土

第2章 いきいきと暮らす、元気が満ちる健康の郷土

第3章 未来に羽ばたく、豊かな文化と学びの郷土

第4章 自然と生きる、暮らしの希望を叶える安全な郷土

第5章 みんなが活躍する、絆の力で地域が活きる郷土

第3編 後期基本計画

施策の体系

第1章 ひとつながり、魅力あふれる産業と交流の郷土 (産業・交流・移住定住)

第1節 ひとつながり観光の郷土づくり (P32)	1. 観光 (P32)	(1) 志賀高原ユネスコエコパークの特色を活かした観光地づくり (2) 国際的な観光地づくり (3) 魅力的な観光地づくり (4) おもてなしの観光地づくり (5) 誘客プロモーション活動の積極的展開
第2節 ひとつながり産業の郷土づくり (P34)	1. 農業 (P34)	(1) 農産物の高付加価値化 (2) 経営体制の充実・新規就農者の確保 (3) 生産基盤整備の推進
	2. 林業 (P36)	(1) 森林の整備・保全 (2) 森林資源の活用 (3) 有害鳥獣対策
	3. 商工業 (P38)	(1) 持続可能な経営基盤の強化 (2) 賑わい創出のための小売業の振興
	4. 雇用・就労対策 (P39)	(1) 就業環境の充実 (2) 勤労者福祉の充実
第3節 ひとつをつなげる交流の郷土づくり (P40)	1. 都市・国際交流 (P40)	(1) 都市交流の促進 (2) 関係人口の獲得 (3) 多様な国際交流の促進
	2. 移住定住 (P41)	(1) 支援体制の充実 (2) 居住環境の確保

第2章 いきいきと暮らす、元気が満ちる健康な郷土 (保健・医療・福祉)

第1節 希望の出会いと安心して子育てできる郷土づくり (P42)	1. 出会い〜子育て (P42)	(1) 婚活活動支援の推進 (2) こどもと母親の健康づくりの推進 (3) 子育て支援の充実 (4) 保育サービスの充実 (5) 保育園のICT化の推進
	2. 児童福祉 (P44)	(1) こどもの居場所づくり (2) 児童虐待防止等に関する支援体制づくり (3) こどもの権利の尊重
第2節 いきいきと元気に安心して暮らせる健康長寿の郷土づくり (P45)	1. 健康増進 (P45)	(1) 健康づくりの推進 (2) 生活習慣病等の予防及び重症化予防の推進 (3) こころの健康づくりの推進
	2. 地域医療 (P46)	(1) 安心して受診できる環境づくり (2) 国民健康保険制度の安定運営 (3) 医療DXの推進
	3. 障がい者福祉 (P52)	(1) 社会参加しやすい環境づくり (2) 障がい者の生活支援の充実 (3) 障がい者・家族に対する相談支援の充実
第3節 地域の絆で支えあう福祉の郷土づくり (P48)	1. 地域福祉 (P48)	(1) 皆で支えあう地域福祉社会づくり (2) 地域福祉を支える人材育成 (3) 生活困窮者への自立支援
	2. 高齢者福祉 (P50)	(1) 高齢者の生きがいづくり (2) 高齢者の生活環境づくり (3) 介護予防事業の充実・重度化防止 (4) 介護保険サービスの充実
	3. 障がい者福祉 (P52)	(1) 社会参加しやすい環境づくり (2) 障がい者の生活支援の充実 (3) 障がい者・家族に対する相談支援の充実

第3章 未来に羽ばたく、豊かな文化と学びの郷土^{まち} (教育・文化・スポーツ)

第1節 健やかで未来につながる人を育む (P54)	1. 学校教育 (P54)	(1) 就学環境の充実 (2) 確かな学力の育成 (3) 地域とともにある学校づくり
	2. 青少年の育成 (P56)	(1) 健全育成のための協働 (2) 豊かな心を育む教育の充実と支援
	3. 高等学校以上の教育の振興 (P57)	(1) 就学の支援 (2) 通学生への支援
第2節 豊かな心を育み、共に学び、楽しむ (P58)	1. 生涯学習 (P58)	(1) 生涯学習の充実 (2) 図書館サービスの充実
	2. スポーツ活動 (P59)	(1) 生涯スポーツ活動の充実 (2) スポーツ環境の充実 (3) 情報発信の強化
第3節 未来につながる文化に親しむ (P60)	1. 伝統・文化 (P60)	(1) 文化財の保護と活用 (2) 町文化を生かした交流支援
	2. 町民文化 (P61)	(1) 文化芸術活動の充実 (2) 文化芸術団体、指導者の育成

第4章 自然と生きる、暮らしの希望を叶える安全な郷土^{まち} (都市基盤・自然環境・生活環境・防災)

第1節 うるおいと安らぎのある ^{まち} 誰もが住みたくなる郷土をつくる (P62)	1. 土地利用 (P62)	(1) 国土利用計画との調整 (2) 適正な土地利用の誘導 (3) 魅力ある街並みの形成
	2. 住宅環境 (P63)	(1) 良好な住環境づくり (2) 公営住宅の整備・改善
	3. 交通体系 (P64)	(1) 地域を結ぶ道路づくり (2) 人にやさしい道づくり (3) 地域公共交通の充実
	4. 上・下水道 (P66)	(1) 飲用水の安定供給 (2) 上下水道事業の健全運営 (3) 河川の水質保全
	5. 公園・緑地 (P67)	(1) 公園・緑地の整備
第2節 自然と人が調和する ^{まち} 持続可能な郷土をつくる (P68)	1. ユネスコ エコパーク (P68)	(1) 自然環境の保全 (2) 自然・遺産を引き継ぐための 調査研究と教育 (3) 文化的・社会経済的に 持続可能な地域づくり
	2. 景観 (P70)	(1) 良好な景観の形成 (2) 町民の景観育成活動の促進
	3. 環境・衛生 (P71)	(1) CO ₂ 排出実質ゼロに向けた取り組み (2) 快適な生活環境づくり (3) 環境負荷の少ない循環型社会づくり
第3節 人とのつながりで ^{まち} 希望のある安心な郷土をつくる (P73)	1. 交通安全・ 地域安全 (P73)	(1) 交通安全対策の充実 (2) 地域防犯対策の充実
第4節 守りあい・支えあいによる ^{まち} 安全な郷土をつくる (P76)	2. 消費生活 (P75)	(1) 消費生活に関する啓発活動の推進 (2) 消費生活相談の充実
	1. 防災 (P76)	(1) 地域防災力の向上 (2) 防災体制の充実強化 (3) 災害未然防止対策の充実

第5章 みんなが活躍する、絆の力で地域が活きる郷土 (協働・行財政・人権)

第1節 みんなが活躍する協働の郷土づくり (P78)	1. コミュニティ (P78)	(1) コミュニティ意識の醸成 (2) コミュニティ活動の充実
	2. 町民参加 (P80)	(1) 協働のまちづくりの推進 (2) 情報共有の充実
第2節 健全な財政運営と 確実な行政経営の郷土づくり (P82)	1. 行政サービス (P82)	(1) 窓口サービスの充実 (2) 職員の資質向上の推進 (3) 行政サービスのクオリティ維持
	2. 行財政運営 (P84)	(1) 行政経営の効率化 (2) 健全な財政運営
	3. 広域行政 (P86)	(1) 広域行政の推進
第3節 人と人とが尊重し合う 絆の郷土づくり (P87)	1. 人権の尊重 (P87)	(1) 町民の安全・安心な暮らしを守り、 差別を生まないまちづくり (2) 偏見・差別を解消し、 異文化・多様性を認め合うまちづくり (3) 人権侵害の被害者を救済するまちづくり (4) 人権課題別施策の推進 (5) 平和のまちづくりの推進
	2. 男女共同参画社会 (P89)	(1) 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり (2) 男女がともに活躍できる環境づくり (3) 健やかで安心できる自立した生活づくり

第1章 ひとつながぐ、魅力あふれる産業と交流の郷土^{まち}

第1節 ひとつながぐ観光の郷土^{まち}づくり

1. 観光

5年後の目標

四季折々の魅力を軸に、地域に培われた自然と文化の価値を発信し、世界とつながる観光の郷土^{まち}

【まちづくりの指標】

指標名	基準値（令和6年）	目標値（令和12年）
観光入込数（町調査）	415万人	450万人
外国人延宿泊者数（県調査）	7.8万人	15万人

【現況と課題】

- 本町の観光は、上信越高原国立公園の中心において、2,000m級の山々に囲まれた絶景と清流を発する志賀高原、開湯1,300年余の歴史と情緒豊かな街並みを誇る湯田中渋温泉郷、日本の原風景を楽しめる北志賀高原の3つのエリアが連携し、ウインタースポーツと温泉、豊かな自然に恵まれた環境にあります。自然環境との共生、環境負荷の少ない取り組みなど、持続可能な観光交流の推進が求められます。
- 観光ニーズの多様化・個性化により、これまでの志賀高原、湯田中渋温泉郷、北志賀高原の魅力発信に加えて、地域の「ひと」や「歴史」、「安心」などのキーワードが重要になっています。
- スノーモンキーなど本町独自の観光資源が脚光を浴び、外国人観光客が増加しています。滞在期間が長く、消費額の大きい外国人観光客は、地域経済の活性化のため重要であり、外国人観光客の受入環境整備と豊富な観光資源を組み合わせ、観光地としての魅力をさらに高めていくことが必要です。また、体験型メニューやアクティビティ*の充実を図り、宿泊・連泊につながる施策の展開も求められています。
- 広域関係団体と連携した広域観光の推進、観光関連団体・旅行者・報道関係者等との連携強化、「ひと」や「食」、「歴史」などの地域資源の利活用、農業など他産業との連携、ユネスコエコパーク*の利活用などハード・ソフト両面から総合的・計画的に取り組み、多様化するニーズに対応できる通年観光への展開と、観光PRの強化や顧客満足度の向上を目指し、（一財）山ノ内まちづくり観光局*と連携を図り観光振興事業に取り組んでいます。

【施策展開】

(1) 志賀高原ユネスコエコパークの特色を活かした観光地づくり

ユネスコエコパークの理念を踏まえながら、地域の自然や歴史、暮らしや文化伝統を保全するとともに、それらを学びや観光の資源として活用した観光地づくりの取り組みを進めます。

(2) 国際的な観光地づくり

旅行者のストレスをなくすための環境づくりや自然環境、街並み、特産品などの観光資源を活用したプロモーション活動を展開し、国際的な観光地づくりを推進します。

(3) 魅力的な観光地づくり

多様化する旅行者のニーズに対応するため、新たな観光素材の創出を図り、地域の「食」や「暮らし」、「ひと」を観光資源と連動させる取り組みを推進します。

(4) おもてなしの観光地づくり

SNS*を活用し、タイムリーな情報発信に努め、高齢者や障がい者、外国人など、訪れた人誰もが気軽に安心して楽しめる観光地づくりを進めます。

(5) 誘客プロモーション活動の積極的展開

様々なメディアや旅行会社、交通機関との連携による魅力発信のほか、ICT*を活用した情報収集・発信を推進します。

第2節 ひとつながる産業の郷土づくり

1. 農業

5年後の目標

安定した農業経営を実現し、環境に配慮した持続可能な農業の郷土

【まちづくりの指標】

指標名	基準値（令和6年）	目標値（令和12年）
新規就農者数（5年間累計）	59人	60人
農地流動化面積	11.6ha	12.8ha
認定農業者*数	97人	102人

【現況と課題】

- 本町の農業は、気候、立地、標高差、昼夜の寒暖差等、農産物栽培に適した環境が揃った中で、果樹・米・そば・野菜・菌茸類など、地域性に富んだ様々な農産物が生産されています。それぞれの農産物をもつ特徴と合わせ、「志賀高原ユネスコエコパーク*」「清流」「自然」など、本町ならではのアピールポイントを消費者へ浸透させることにより、単なる「旨い」ではなく、ストーリー性をもった「だから旨い！清流育ち。」を印象付け、ブランド力の強化を図ってきました。

また、志賀高原・湯田中渋温泉郷・北志賀高原の3つの観光エリアを有する本町ならではの強みを活かし、観光との連携により相乗効果につながる取り組みを進め、町の産業振興及び活性化を推進しています。
- 10年後を見据え、地域の農業の将来の在り方と農業を担う者が利用する農地の地図（目標地図）を作成し、誰がどのように農地を使って農業を進めていくのかを地域の話し合いによりまとめた地域計画*について、町内5地区で協議を進め、令和7年3月に策定・公表しました。今後は、計画に沿った農地利用の実現に向け、地域での話し合いを継続しながら、地域計画の検証と定期的な見直しに取り組んでいきます。
- 主力作物である果樹については、栽培農家の技術や努力及び最適な栽培条件による高品質化に加え、志賀高原ユネスコエコパークの独自性を活用した高付加価値化により市場等でも高い評価を得ていますが、優良産地としての信頼確保のためには更なる生産量の増加が求められています。高齢化や後継者・担い手不足等により農業従事者の減少が進むとともに、労働力不足等により経営規模の拡大ができない農家が増えており、こうした状況は、農地の遊休荒廃地化が進む原因になるほか、有害鳥獣被害の拡大につながる事となるため、優良農地を後世へつなぐための地域計画の実行や地域ぐるみによる人材及び労働力の確保が急務となっています。

- 農業経営においては、自然災害等による収量減や市場価格の低下等の状況変化が起こる可能性があるため、様々なリスクに備え、安定した経営対策を図ることが必要となっています。特に気温上昇による対策の充実が急務となっています。
- 基盤整備されていない、不整形地や農道が狭いなど条件が悪い農地が多いことから、県や関係団体等との連携のもと地域が一体となった取り組みの推進が必要です。また、傾斜が急な農地や点在する農地などの問題もあることから、省力化や効率化の導入に対する支援が必要となります。
- 畜産業については、経営環境は厳しさを増すものと想定されることから、施設整備等による畜産環境の改善、消費者ニーズに対応した安全・安心な家畜の飼育、優良品種の導入、伝染病防疫対策等について十分な配慮と、担い手の育成確保が求められています。養殖業については“信州サーモン”などの安定した供給体制の構築とブランド力の強化が必要です。

【施策展開】

(1) 農産物の高付加価値化

J Aや関係団体等と連携し幅広く積極的なPRを実施するとともに、地域食材がもつストーリー性や伝統などの魅力を活かし、地元消費拡大に向けた取り組みを推進します。

(2) 経営体制の充実・新規就農者の確保

認定農業者や集落営農*を推進することで農業の体制を強化し、新規就農者には、経済支援・技術提供・受入環境整備を行い、安定経営と地域定着を支援します。

また、Iターン*・Uターン*による新規就農者を支援するとともに、農業の機械化・省力化を推進することで、人手不足の解消と生産性の向上、さらには環境負荷の低減を図ります。

(3) 生産基盤整備の推進

多様な農産物の生産性向上を図るため、優良農地の確保に努めるとともに、用排水施設や農道等の農業施設の適正な維持・整備を計画的に進めます。特に、中山間地域*については、耕作放棄地の増大を防ぐことによって、農地を保全し、農村の多面的機能*の確保を図ります。

第2節 ひとつながる産業の郷土づくり

2. 林業

5年後の目標

望ましい森林資源となり、農林水産業の被害がない郷土

【まちづくりの指標】

指標名	基準値（令和6年）	目標値（令和12年）
境界明確化事業実施面積	3,033ha	3,316ha
森林経営計画*策定面積	3,713ha	4,400ha
鳥獣被害額	21,355千円	19,219千円

【現況と課題】

- 本町の森林面積の約8割が民有林であり、各所有の面積が1ha未満の小規模な所有形態に起因して境界不明確な山林が多く、森林整備が進まなかった森林が多く見受けられ、さらに所有者の高齢化や不在地主が増えています。
- 県や森林組合と連携し、林業従業者への支援や森林整備などを継続しながら林業生産機能の維持と確保を図る一方、森林の国土保全・水源かん養*などの環境機能や、観光・保健・レクリエーション機能などの森林の公益的機能の活用を進めるとともに、特用林産物*や間伐材など、豊富な森林資源の有効活用を図ることが求められています。
- 野生鳥獣による農作物の食害等の発生により、営農意欲の減退や耕作放棄地の増加、森林植生への影響が懸念されています。また、民家や商店、旅館等の施設への被害に加えて、町民や旅行者に対する人的被害の危険もあり、安全対策も含めたより効果的な有害鳥獣対策が求められています。
- 森林整備や間伐を適切に行うことで、健全な森林がCO₂を吸収・固定し続ける力を高めることができ、また、未利用の森林資源をエネルギーや建材として有効活用することで、化石燃料の代替やライフサイクル*全体での排出削減にもつながります。こうした取り組みは、地域に根ざしたゼロカーボン*の実現に直結しています。

【施策展開】

(1) 森林の整備・保全

森林環境譲与税*などを活用しながら、森林整備事業を促進するとともに、森林病虫害の防除等の対策を講じ、森林の健全育成に努めます。また、SDGs*の目標達成に寄与する社会づくりや森林経営管理制度*による、目指すべき森林の姿を地区ごとに定め、望ましい森林資源への誘導もしくは維持を図ります。

(2) 森林資源の活用

森林経営管理制度及び森林経営計画による適切な森林管理に努め、公共施設や公共事業における間伐材の利用を推進するとともに、町民をはじめ、森づくりや環境学習などの教育活動を通じた関係人口*の創出を図ります。

(3) 有害鳥獣対策

農地の保全や森林の適正管理を図るとともに、ICT*を活用したより効果的な有害鳥獣対策を目指し、町民や来訪者が安心して活動できるよう、引き続き県や猟友会*、地域が一体となった主体的・総合的な取り組みを支援します。

第2節 ひとつながる産業の郷土づくり

3. 商工業

5年後の目標

賑わいと暮らしやすさが調和し、地域産業と経済の循環が育まれる郷土

【まちづくりの指標】

指標名	基準値（令和6年）	目標値（令和12年）
各種補助事業による店舗または事業所の開設数及び起業事業者数（5年間累計）	30件	60件

【現況と課題】

- 本町の商業は、観光産業と密接な関係により発展してきており、観光客をターゲットとする商店・飲食店・卸売などと町民の日常生活用品を取り扱う商店に大別されてきました。しかしながら、旅行形態の変化や町民の生活エリアの拡大等により、町内消費は低下傾向にあります。
- 町内消費の低下とともに増えつつある空き店舗について、補助金を活用した起業家の誘致による賑わいの再生を進めていますが、今後、地域のまちづくりの方向性に合致した空き店舗活用と誘致を進める必要があります。
- 商工事業者の高齢化と後継者不足は、事業承継や伝統的な地場産業における技術の継承も困難な状況になりつつあり、第三者承継*等の相談窓口の周知・活用が必要となります。
- 観光や農業など他産業と連携しながら地場産業や特産品開発等の経営資源の活用に傾注するとともに、既存工業の体質強化を支援していくことが求められています。

【施策展開】

（1）持続可能な経営基盤の強化

商工会との連携により、融資制度や補助事業の活用などを見据えた経営指導を進め、中小企業・小規模企業者の経営安定化に向けた支援に努め、事業者向けの各種補助金メニューを一体的に案内し、申請サポートを行います。

（2）賑わい創出のための小売業の振興

空き店舗や休眠スペース等の活用を含め、独自性を活かした魅力ある地域づくりを促進します。また、起業を含めた自主的な取り組みを支援し、地域の認知度を高めるとともに賑わいの創出を進め、地元消費の拡大を図ります。

第2節 ひとつながり産業の郷土づくり

4. 雇用・就労対策

5年後の目標

地域産業の雇用が安定し、多様な働き方と人材定着が進む郷土

【まちづくりの指標】

指標名	基準値（令和6年）	目標値（令和12年）
「山ノ内マッチボックス*」 体験就業採用件数	16件	50件

【現況と課題】

- 中小企業・小規模企業者は、大きな企業に比べて経営基盤が弱く、景気の変動は経営を大きく左右します。このような中で、中小企業に働く勤労者の福利厚生や職場環境は必ずしも十分な状況とは言えないため、労働環境の向上を図る必要があります。また、エネルギー価格高騰や人件費上昇への対応、業務のデジタル化・省力化が急務となっています。
- 移住者や若者の安定的な就業を確保するため、きめ細やかなキャリア研修*を視野に入れた就業支援、総合的な創業支援を継続的に行っていく必要があります。また、地域内企業とのマッチングやインターン*の機会創出も求められます。
- 社会情勢の変化や人々の価値観の変化により、より多様な働き方が求められています。ICT*の活用により、ワーケーション*を求める人に合わせ、テレワークオフィス*の開設支援や、コワーキングスペース*の確保など、ソフト・ハード両面からの支援が必要となっています。
- IT産業*の振興やインバウンド*対応など、高度化するニーズに対応できる人材を確保し育成するための環境を整備する必要があり、観光・サービス業における多言語接遇、デジタルマーケティング*に対応した人材定着に向けた取り組みや住環境の整備が必要となります。
- 人口減少や就労者の高齢化により地域の人手不足は深刻化する中であって、労働力を確保したい町内企業と勤労意欲のある方や求職者の両方を積極的に支援していく必要があります。

【施策展開】

(1) 就業環境の充実

飯山公共職業安定所などとの連携やマッチボックスを活用した就業支援に努めます。また、観光関連及び農業関連産業を中心に雇用機会の創出や業務の支援を図るとともに、異業種連携による通年雇用環境の確保を進めます。

(2) 勤労者福祉の充実

勤労者の生活安定のため、ワークライフバランス*の啓発と有効な制度導入の支援に努めるとともに福祉の充実を図り、健康的で働きやすい職場環境づくりを促進します。

第3節 ひとつをつなげる交流の郷土づくり

1. 都市・国際交流

5年後の目標

出会い（交流）で築いたものを暮らし（共生）に活かす郷土

【まちづくりの指標】

指標名	基準値（令和6年）	目標値（令和12年）
ふるさと納税*者延人数	6,914人	9,000人

【現況と課題】

- 本町では、東京都足立区（昭和57年10月）や群馬県玉村町（平成19年8月）と友好交流都市提携をしているほか、北海道美唄市（令和6年3月）とパートナー協定を締結し、行政、友好交流協会を通じての文化、イベント等での交流事業を推進し、友好を深めています。
- 国際交流では、中国北京市密雲区（平成19年4月）、アメリカ合衆国コロラド州バイル町（平成30年1月）、フランス共和国サン・ジェルヴェ・レ・バン市（令和7年1月）と国際友好交流協定を結び、各都市と観光、文化、教育など様々な分野で交流事業を実施しています。
- グローバル*化に伴い、地域に在住する外国人が増加している中、地域住民と相互に信頼関係を構築し、誰もが対等に暮らすことができる地域社会を作っていく取り組みが必要です。

【施策展開】

（1）都市交流の促進

観光経済面や教育文化面などで交流を継続するほか、情報共有や協力をを行い、地域課題の解決の促進を図ります。

（2）関係人口の獲得

交流事業で携わった人や地域資源や特産品の魅力を体感した人との関わりを深め、町のファン（関係人口*）になることで、経済活性化に留まらず、将来の二地域居住*や移住に発展させる循環の仕組みづくりを推進します。

（3）多様な国際交流の促進

国際友好都市との交流事業により、町民の国際理解を推進する一方、外国人にとっても住みやすいまちづくりを目指し、住民同士の交流イベントや町内で働く外国人のための日本語教育を進めるほか、相談・支援体制や情報提供の充実を図ります。

第3節 ひとつをつなげる交流の郷土づくり

2. 移住定住

5年後の目標

住みつづける場として選ばれる郷土

【まちづくりの指標】

指標名	基準値（令和6年）	目標値（令和12年）
体験住宅の年間利用組数	7組	15組
空き家・空き地バンク*マッチング件数（5年間累計）	8件	50件

【現況と課題】

- 人口減少をくい止める対策は最優先事項であり、町民が住み続けたいと思うためには「郷土を誇りに思い、愛着をもってもらえるまちづくり」の推進が必要です。また、町に暮らすメリットを町内外に積極的に発信するほか、移住・定住希望者への支援体制も重要です。
- 本町で育った多くの子どもたちが進学や就職により転出しています。未来ある若者が地域で活躍するための環境の整備を進める必要があります。
- 移住者にとって住宅の確保は必須であり、空き家等の活用も有効な手段の一つであるため、空き家・空き地バンクへの登録について、空き家所有者や地域への啓発、情報提供体制の強化を図るとともに新たな居住環境の整備も必要となります。

【施策展開】

（1）支援体制の充実

地方への移住を検討する人が増えている中、多様化する生活様式や働き方に対応した、移住希望者のサポートの強化を図ります。

（2）居住環境の確保

長野県宅地建物取引業協会長野支部との協働による空き家・空き地バンクの事業を継続するほか、空き家や町遊休資産を活用した住居の整備を進めます。また、住宅を確保するための支援を継続し、移住定住しやすい環境整備の促進を図ります。

第2章 いきいきと暮らす、元気が満ちる健康な郷土

第1節 希望の出会いと安心して子育てできる郷土づくり

1. 出会い～子育て

5年後の目標

子どもを安心して産み育てられ、若い世代が共に集い支えあう郷土

【まちづくりの指標】

指標名	基準値（令和6年）	目標値（令和12年）
婚活支援からの成婚数	1組	各年度1組以上
乳幼児健康診査受診率	97.4%	100%

【現況と課題】

- 子育てや教育にかかる経済的負担が大きいことをはじめ、晩婚化や未婚化の影響及び育児支援の不足や職場環境などに起因する少子化は、大きな社会問題となっています。また、出生率の低下や高齢化の進行が経済や社会に深刻な影響を与えています。そのため、若い世代が安心して家庭を築くための環境整備が求められています。
- 結婚を望む男女に対して、出会いの場の提供や婚活力向上のための関係機関が一体となった総合的な支援の充実が必要です。
- 地域の将来を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長することは、町の持続的な発展の基盤です。すべての家庭が安心して妊娠・出産・子育てに取り組めるよう不安や負担の軽減を図り、地域社会全体で子育てを支える体制づくりが重要です。
- こども家庭センター*等の充実を図り、すべてのこどもの健やかな成長の実現に向け、切れ目のない支援や子育てについて相談しやすい環境づくりが必要です。
- 本町には5か所の公立保育所が設置されていますが、入所園児数は減少傾向にあります。一方で核家族世帯の増加、就労環境の変化などにより多様化する保育ニーズに対応するためのサービスの充実を図る必要があります。また、経年劣化による建物の修繕が多くなってきており、安全な保育環境づくりが必要です。

【施策展開】**(1) 結婚活動支援の推進**

結婚を望む男女に対して、出会いの場の提供、結婚活動に関する各種セミナーの開催やマッチングシステムの活用などによる結婚活動支援の充実を図ります。

(2) こどもと母親の健康づくりの推進

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠期から子育て期まで継続的に寄り添う相談支援体制の充実を図ります。

(3) 子育て支援の充実

こども家庭センターでは出産前からおおむね18歳までのこどもに関する全ての相談に対応するとともに、支援が必要なこどもや妊産婦等に対し庁外関係機関と連携し、すべての子育て世帯が安心してこどもを産み育てられるよう支援の充実を図ります。また、子育て支援センター*では、子育て世代の交流・育児相談などを実施します。さらに、子育て等に関する様々な情報については、SNS*等を通じて発信します。

(4) 保育サービスの充実

保護者の就労状況等に応じた保育サービスの拡充を図ります。また、各種保育サービスに対し、町独自の経済的支援策について拡充を検討します。あわせて、施設整備など安全でより良い保育環境づくりを推進します。

(5) 保育園のICT化の推進

保育園の欠席連絡や送迎バスの乗降管理、園便り等の情報発信の即時対応、アレルギーや持病、かかりつけ医などこどもに関する情報の共有を一元管理・実施できるような保育所支援システムの導入を進めます。

第1節 希望の出会いと安心して子育てできる郷土づくり

2. 児童福祉

5年後の目標

すべてのこどもの権利が尊重され、地域全体で子育てを応援し見守る郷土

【まちづくりの指標】

指標名	基準値（令和6年）	目標値（令和12年）
放課後児童クラブ*利用者数 （月平均）	148人	150人

【現況と課題】

- 生活意識の変化、地域での連帯意識の希薄化や核家族化により、子育てに関する不安や悩みをもち孤独感を感じる家庭が増え、ストレスの矛先がこどもに向かうなど、こどもを取り巻く環境が変化してきています。
- 住んでいる地域で安心して子育てができるよう、地域ぐるみで子育てを応援していく仕組みづくりと、こどもたちが心身とも健やかに発達できるよう、家庭、保育園、小中学校、地域社会が連携し、健全な成長を見守る地域ネットワークが必要です。
- 山ノ内町こども基本条例*では、こどもが意見を表明し、地域や施策に参加する権利が保障されています。今後は、こどもが安心して意見を言える場の整備や、その声を町の施策に反映する仕組みづくりが必要です。

【施策展開】

（1） こどもの居場所づくり

放課後児童クラブ等における活動や異年齢交流を促進し、こどもの安全な居場所づくりに努め、地域でこどもを守るネットワークづくりの推進を図ります。また、町内小中学校を統合し、山ノ内中学校敷地内に義務教育学校*を開校させることが決定したことから、今後は放課後児童クラブ等の運用の検討を進めます。

（2） 児童虐待防止等に関する支援体制づくり

児童虐待の早期発見に努め、発生時に迅速かつ適切に対応するため、長野県中央児童相談所等との連携を強化し、家庭・児童相談体制の充実を図ります。

（3） こどもの権利の尊重

地域全体で子育て家庭を支えあうこどもにやさしいまちづくりを目指し、すべてのこどもの権利が尊重され、愛され、支えられながら自分らしく育ち、自分の意見を自由に表し、様々な活動に参加することができるよう取り組みを進めます。

第2節 いきいきと元気に安心して暮らせる健康長寿の郷土づくり

1. 健康増進

5年後の目標

町民が心身ともに健康で長く安心して暮らせる郷土

【まちづくりの指標】

指標名	基準値（令和6年）	目標値（令和12年）
健康寿命* （平均自立期間 KDB(国保データベースシステム) より）	男性：79.0歳 女性：83.9歳	男性：79.1歳 女性：84.0歳

【現況と課題】

- 少子高齢化の進行に伴い、平均寿命と健康寿命の差を縮め、健康寿命を延ばすことがますます重要になってきています。そのためには、各種健（検）診の受診を促進し、一人ひとりが自らの健康状態を把握し、生活習慣を改善することで、病気の予防や重症化予防に取り組むことが求められます。
- 社会環境や生活様式の変化は、心身の健康に大きな影響を及ぼしています。こころの健康づくりに向けては、個人の取り組みに加え、地域や関係機関が連携し、支え合いながら対策を進める必要があります。
- 健康づくりを推進するためには、予防や保健活動を総合的かつ体系的に展開し、地域と連携しながら積極的に取り組むことが重要です。

【施策展開】

(1) 健康づくりの推進

区、地区公民館、保健補導員*会等と行政が連携し、町民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援します。また、健康寿命の延伸を目指し、健康意識を高めるとともに、運動・食生活・休養など生活習慣の改善を進めます。さらに、栄養の偏りや食習慣の乱れを防ぐため、食育*を一層推進します。

(2) 生活習慣病等の予防及び重症化予防の推進

各種健（検）診の受診促進や保健指導の充実を図り、ライフステージに応じた生活習慣病の発症予防と重症化予防を進めます。さらに、感染症予防の取り組みを強化し、安心して暮らせる地域環境を整備します。

(3) こころの健康づくりの推進

山ノ内町いのち支える自殺対策推進計画*に基づき、こころの健康づくりを推進します。また、地域や関係機関が連携し、住民同士が支え合い、誰もが安心して相談できる体制を整えることで、地域全体で見守る仕組みの強化を図ります。

第2節 いきいきと元気に安心して暮らせる健康長寿の郷土づくり

2. 地域医療

5年後の目標

誰もが安心して医療を受けることができる笑顔が続く郷土

【まちづくりの指標】

指標名	基準値（令和6年）	目標値（令和12年）
特定健康診査*受診率	56.5%	60.0%
特定保健指導*実施率	80.2%	80.5%
国民健康保険税収納率（現年課税）	97.0%	98.0%

【現況と課題】

- 高齢化の進展や生活習慣病の増加等に伴い、医療に対するニーズはますます多様化・高度化しています。また、医師不足など医療を取り巻く厳しい現状は全国的に問題となっています。
- 本町には一般診療所3か所、歯科診療所3か所があり、広域医療体制として休日緊急診療所、病院群輪番制*病院、感染症指定医療機関*が整備され、一定水準の医療体制が確保されています。しかし、疾病構造や人口構成の変化により医療需要は多様化・高度化しており、今後も広域的な連携のもとで適切な医療を維持・強化することが必要です。
- 本町の国民健康保険加入者は人口の約27.6%（令和7年3月末）であり、町民の健康と医療の確保にとって重要な役割を果たしています。しかしながら、少子化・高齢化が進む中で、被保険者の減少や低所得者層が多いという構造的な問題と、増加する医療費で国民健康保険財政の安定的な運営が求められます。こうした状況を踏まえ、平成30年度からは、長野県が財政運営の責任主体となり財政安定化を図っています。また、令和6年12月で紙の健康保険証が廃止され、マイナンバーカード*と健康保険証が一体化したマイナ保険証*が基本となることで業務の効率化を図り運営しています。
- 国民健康保険事業の健全化を図るため、財源の確保、医療費の適正化等に努めるほか、疾病の早期発見と予防を推進し、町民の健康保持・国民健康保険制度の正しい理解の普及に努める必要があります。

【施策展開】

(1) 安心して受診できる環境づくり

医師や看護師などの医療従事者の確保を支援するとともに、町民が必要なときに適切な医療を受けられるよう、地元医師会や関係機関、近隣自治体と連携を深め、地域医療体制や救急医療体制の維持・充実を図ります。

(2) 国民健康保険制度の安定運営

特定健康診査や特定保健指導の実施率を上げ、生活習慣病予防を推進するとともに、レセプト*点検や重複・多受診者に対する指導等により医療費の適正化を図り、増大する医療費の抑制に努めます。

また、国民健康保険税の収納対策を強化し、国民健康保険制度の安定した運営を図るため、長野県が進める保険料水準の統一を近隣市町村と連携して取り組みます。

(3) 医療DXの推進

マイナ保険証の利用率の向上を啓発し、更なる事務効率化と適正な医療の提供を行います。

第3節 地域の絆で支えあう福祉の郷土づくり

1. 地域福祉

5年後の目標

共に支えあう地域社会で、誰もが安心して暮らせる郷土

【まちづくりの指標】

指標名	基準値（令和6年）	目標値（令和12年）
災害時住民支え合いマップ作成地区数	8地区	15地区
ボランティア登録者延人数	1,082人	1,100人

【現況と課題】

- 少子化・高齢化の進行により、二世帯・三世帯世帯が減少する中、夫婦のみの世帯、特に高齢者の単身世帯の割合が増加しています。
- 地域社会のつながりが弱まり、地域活動への参加が減少しています。このような中、自助・共助・公助のバランスのとれた福祉サービスの提供により、障がいのある人も、ない人も、こどもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現し、インクルーシブ社会*を目指していくことが必要です。
- 町民一人ひとりが福祉を自分たちの問題と考え、行政と連携しながら地域で福祉活動が自発的に行われるよう意識の啓発を図っていくことが重要です。
- 本町では、社会福祉協議会や民生児童委員*を中心に地域福祉活動が行われていますが、今後はさらにこれらの活動を充実させるとともに、誰もが住み慣れた地域でいきいきと活動ができ、地域住民とのふれあいの中で安心して生活できるような地域づくりを行うため、ボランティア活動の一層の充実が求められます。
- 経済的自立が困難な低所得者に対しては、民生児童委員、福祉事務所及び自立相談支援機関*などによる生活相談や指導の充実により、各世帯の実情に合わせた援護や就労促進等の支援が求められています。

【施策展開】

(1) 皆で支えあう地域福祉社会づくり

社会福祉協議会、民生児童委員、福祉ボランティア等との連携を強化することにより、町民主体の地域福祉活動を推進し、共に支えあう地域福祉社会の形成を図ります。

(2) 地域福祉を支える人材育成

民生児童委員や福祉ボランティア等を中心に、地域福祉の担い手となるような人材の育成、資質向上を図ります。また、広報・啓発活動や小中学校等における福祉教育を実施するなど、福祉意識の向上を図ります。

(3) 生活困窮者への自立支援

生活困窮者に対する相談支援を充実するため、福祉事務所や自立相談支援機関等との連携を強化します。

第3節 地域の絆で支えあう福祉の郷土づくり

2. 高齢者福祉

5年後の目標

高齢者が元気に暮らし続けられ、必要な介護サービスを安心して受けられる郷土

【まちづくりの指標】

指標名	基準値（令和6年）	目標値（令和12年）
生活機能の低下がみられる高齢者の介護予防サービス利用率	4.9%	7.0%

【現況と課題】

- 本町の65歳以上の高齢人口は、令和7年5月1日現在4,707人で高齢化率は42.6%となっており、その内75歳以上の高齢者の占める割合は61.0%と高く、生活機能の低下がみられる高齢者が増加する傾向にあります。
- 高齢化が進む社会では、高齢者一人ひとりが健康で、地域の中での役割と生きがいをもって、いきいきと暮らすことができるよう支援するとともに、必要なサービスが高齢者に適切に提供される必要があります。また、多様化する相談や、切れ目のないサービス提供のための介護人材の確保、医療と介護の連携強化が必要となります。
- 高齢者が生きがいをもち自己実現が図れるよう、その豊富な知識や経験を活かした社会参加を促す取り組みが必要です。

【施策展開】

（1）高齢者の生きがいづくり

高齢者を支える地域の自主活動グループを支援するとともに、高齢者が身近に集える場づくりを図ります。また、高齢者の健康づくりを推進するとともに、就労やボランティア活動など、高齢者が豊富な知識や経験を生かして活躍できる機会を創出します。

（2）高齢者の生活環境づくり

高齢者の日常生活を支援するため、緊急通報装置の設置や家事支援を行うとともに、住宅改修費の助成や住宅確保の支援など高齢者が安全で安心して生活できる環境づくりを推進します。

(3) 介護予防事業の充実・重度化防止

介護保険サービスを使っていない高齢者に対して各種予防事業を提供し、住み慣れた地域で健やかに生活できるよう支援します。

また、各種介護予防教室等への参加を促し、高齢者自身が介護予防の重要性を認識してもらい、現在の状態を維持・向上できるよう支援を継続していきます。

(4) 介護保険サービスの充実

介護が必要となった場合でも、安心して住み慣れた地域で生活が送れるよう、一人ひとりの状況に応じて必要な介護サービスを提供するため事業者と連携を図りながら、介護保険サービスの充実を推進します。また、保険者・地域包括支援センター*をはじめとする関係機関とのネットワークの構築・強化、介護人材の確保・介護現場の生産性の向上、医療・介護の連携強化を図ります。さらに、介護サービス事業者等と研修会を開催し、介護保険サービスの質の向上を図るとともに、安定した介護保険制度の運営を推進します。

第3節 地域の絆で支えあう福祉の郷土づくり

3. 障がい者福祉

5年後の目標

住み慣れた地域でいきいきと活動し、自分らしく快適に暮らせる郷土

【まちづくりの指標】

指標名	基準値（令和6年）	目標値（令和12年）
障がい者スポーツ大会参加者数	13人	50人
地域活動支援センターの1日平均通所者数	7.2人	8.0人

【現況と課題】

- 障がい者を取り巻く環境は、雇用者数が増加するなど改善はみられる一方、支援者の高齢化、医療技術の進歩や社会の変化による障がいの重度化・複合化、生活不安など問題も多く残っています。
- 障がいのある人もない人も分け隔てなく共に家庭や住み慣れた地域で生活し活動できる社会の実現を目指すノーマライゼーション*の理念を実現する環境整備が必要です。
- 障がいのある人が地域社会の中で共に暮らし、様々な社会活動に自由に参加できるように、福祉、保健、医療、雇用などの分野にわたり、総合的な施策の推進を一層図っていくことが重要となっています。
- 障がい者スポーツや文化芸術活動は、障がい者の社会参加の機会であるとともに、町民の理解を高めることが期待されます。今後も障がい者が、いきいきとした生活を送るため、自らの選択により各種活動等に主体的に参加できる環境を充実していく必要があります。

【施策展開】

（1）社会参加しやすい環境づくり

障がい者地域活動支援センターの運営や障がい者のスポーツや文化芸術活動等の社会参加の機会を創出するとともに、各種支援を充実するなど、環境づくりを推進します。また、各関係機関との連携強化を図るとともに障がいを理解するためのイベントや講座等により啓発活動を推進します。

さらに、公共職業安定所や障がい者就業・生活支援センター等との連携を図り、障がい者の自立を支援します。

(2) 障がい者の生活支援の充実

障がい福祉サービス、医療費の助成等による経済的支援などの充実を図り、障がい者の自立した地域生活を支援します。

(3) 障がい者・家族に対する相談支援の充実

障がい者や家族に対するきめ細かな相談支援の充実を図ります。また、障がい者団体やサークル活動を支援するとともに、障がい者の交流活動を支援します。

第3章 未来に羽ばたく、豊かな文化と学びの郷土

第1節 健やかで未来につながる人を育む

1. 学校教育

5年後の目標

こども一人ひとりがワクワクを育み、安心して自分らしく学べる郷土

【まちづくりの指標】

指標名	基準値（令和6年）	目標値（令和12年）
児童生徒数※1	577人	490人

【現況と課題】

- 急速に変化する社会で幸せな人生を送るためには、こどもたちが多様な価値観の中で生き、自ら未来を切り拓く力を持つことが重要です。義務教育では、社会の変化に対応できる「生きる力」を育てるため、知識や技能だけでなく、思考力・判断力・表現力を高め、学び続ける意欲と柔軟な対応力を育むことが求められます。
- 山ノ内町に住む全てのこどもが生まれたときから権利の主体として尊重され、幸せに健全に育つことを目指し、令和7年3月に「山ノ内町こども基本条例*」を制定しました。今後は、町民全体で理念を共有し、こどもにやさしいまちづくりを目指すことが求められています。
- 令和12年4月に町内の小中学校を統合した義務教育学校*を、山ノ内中学校敷地内で開校することが決定したことから、今後は開校に向けた施設整備に加え、教育内容や学習環境の検討を進める必要があります。また統合までの間は、児童生徒の安全を確保するため既存施設の修繕が必要です。
- 「山ノ内町こどもワクワク教育未来ビジョン*」に掲げる、本町の特徴である「ESD*」、「グローバル教育*」、「スポーツ・芸術」、「人権教育」の4つの学びを推進する中で、地域の未来を担う人材の育成と、町の特性を生かした魅力的で特色ある学校づくりが求められています。
- 全国的に不登校児童生徒が増加傾向にある中、未然防止や適切な支援が必要とされており、人間関係を築く力の育成や安心できる居場所の整備が求められています。また、こどもの特性に応じた指導や、能力を伸ばす特別支援教育の充実も重要です。
- 教職員には、社会の変化に対応できる指導力や専門知識、地域と連携する力の向上が求められ、指導方法の工夫・改善も必要です。学校統合により教職員組織が一体となるため、働きやすい環境や研修のあり方も検討する必要があります。
- 児童生徒の個性や人間性を育てるため地域と連携した学習に取り組んでいますが、学校統合で地域との関わりが薄れる恐れがあります。町全体で学校への関心を高め、コミュニティ・スクール*を通じて地域とともに学び育つ学校づくりが求められています。

- これまで遠距離通学の支援を行ってきましたが、統合学校の開校により通学方法が変わるため、安全な通学路の確保やスクールバス運行の見直しが必要です。
- こどもたちの健やかな成長には、幼い頃からの正しい食生活が重要であり、食の大切さや地域の食文化への理解を深めるため食育*が必要です。学校給食はその基礎となるため、教育委員会・学校・給食センターが連携して、食物アレルギーにも対応した安全安心な給食を提供していく必要があります。
- 少子化が進む中、生徒が将来にわたって持続的にスポーツや芸術に親しむ機会を確保し充実させることを目的に、学校部活動の地域展開が求められています。

【施策展開】

（１） 就学環境の充実

義務教育学校の開校に向けて、魅力ある施設整備や特色ある教育カリキュラムの構築を推進します。また、安全で質の高い教育環境づくりや、通学支援のためのスクールバス運行の見直しも行います。

さらに、老朽化した給食センターの更新を早急に検討し、給食費の無償化については国や周辺自治体の動向を見ながら総合的に判断します。

（２） 確かな学力の育成

こどもの個々の能力、理解度等の実態を把握し、その子の良さを生かしながら、発達段階に応じた学力や体力の向上が図れるよう支援します。また、地域に根差した体験的な活動を通じて社会の変化に自ら柔軟に対応できる力を身につけ、郷土を愛する心を育むE S Dを推進するとともに、グローバル*社会が進展する中での国際感覚を養うための英語活動等の充実を図ります。さらに、児童生徒が健康的な心と体を育むためスポーツや芸術活動等にも取り組み、児童生徒一人ひとりの特性に応じた教育的な支援を行います。こうした取り組みを進めるうえで、教職員の指導方法の工夫と資質向上に努め、心身ともに健康でこどもと十分向き合える環境づくりを進め、きめ細かく適切な教育的支援が行えるよう指導体制を整備していきます。

（３） 地域とともにある学校づくり

学校公開等による情報公開を行うとともに、地域と連携した特色ある学習活動を進め、地域と学校の協働による学校づくりを進めます。また、統合学校の開校にあたっては、学校・家庭・地域が一体となった学校づくりを進めるために、コミュニティ・スクールのあり方を検討し、学校を単なる教育の場にとどめることなく、地域コミュニティ*の中心として機能させ、地域全体でこどもたちを育み、こどもも大人も学びあう学びの拠点として構築していきます。部活動の地域展開については、町のスポーツクラブや中学校と連携を図りながら、広域連携を視野に入れ検討していきます。こども基本条例の理念を町民と共有し、こどもにやさしい学校づくりを推進します。

※1 児童生徒数の目標値の設定

魅力ある教育を提供することにより、出生数における令和12年度の児童生徒数からの増加を目指す指標。

第1節 健やかで未来につながる人を育む

2. 青少年の育成

5年後の目標

多様性を尊重しながら自立した青少年を育てる郷土^{まち}

【まちづくりの指標】

指標名	基準値（令和6年）	目標値（令和12年）
青少年サポーター登録者数	6人	8人

【現況と課題】

- 情報化やグローバル*化の急速な進展により、世界中のあらゆる人々となつたり情報交換が可能になった反面、有害な情報も氾濫しており、判断能力が十分に身につけていない青少年が事件に巻き込まれるなど、様々な問題が表面化し、大きな社会問題となっています。
- 近年の情報化や少子化等社会・経済の急激な変化は、青少年の意識や行動に影響を及ぼしており、個人の自由や権利を過度に主張するあまり、社会性や公共性の観点が希薄になるなど、青少年問題は複雑化・多様化する傾向にあります。
- 本町では各地区の教育懇談会*等を通じ、町民一人ひとりの意識の高揚を図り、家庭、地域、学校、関係団体等が連携し、青少年の健全な心身を育むため、地域での交流を通じ人と人とのつながりを強固にし、信頼関係を築いていく必要があります。
- 青少年の活動は、野外活動やスポーツなど多様であり、町内においては、子ども会育成会連絡協議会*を通じて、それぞれ自主的な活動を展開しています。今後も、これら団体の活動を通じて人間関係を形成する能力を高めるとともに、多様な文化や価値観を尊重しあい、他者と協力し、社会の一員として主体的に活動できる力を身につける必要があります。しかし、こうした学校外活動への関心が高まる中、担い手の確保と養成が不十分であるといった問題が残っています。

【施策展開】

（1）健全育成のための協働

家庭、地域、学校、関係団体等が相互に協力・連携し、地域ぐるみでこどもを見守り育てることができる環境づくりを推進します。

（2）豊かな心を育む教育の充実と支援

地域の自然、歴史、文化といった地域資源を活かした自然体験や学習の機会を通じて、ふるさとに誇りと愛着をもち、豊かでたくましい心を育みます。また、家庭、地域、学校、関係団体等と連携し、青少年リーダー*や青少年団体を育成するとともに、青少年の自主的な活動を支援します。

第1節 健やかで未来につながる人を育む

3. 高等学校以上の教育の振興

5年後の目標

安心して教育が受けられるよう、次代を担う意欲のある人材を支援する郷土^{まち}

【現況と課題】

経済的理由により進学意欲のある者が高等学校以上の教育を受けられないことがないように「奨学資金貸付基金」の活用を支援することが求められています。また、町内から高校へ通う生徒が公共交通機関を利用することで、保護者の負担軽減を目的に、通学定期券購入費に対する補助を行っています。今後、物価高騰などにより、需要は高まると思われます。

【施策展開】

(1) 就学の支援

奨学資金貸付基金を活用し、奨学資金貸付を行います。

(2) 通学生への支援

通学定期券購入助成や新たな交通手段の検討などにより、保護者の負担を軽減します。

第2節 豊かな心を育み、共に学び、楽しむ

1. 生涯学習

5年後の目標

誰もが参加し、共に学び、豊かな人生を送る郷土^{まち}

【まちづくりの指標】

指標名	基準値（令和6年）	目標値（令和12年）
生涯学習への参加者延人数	2,807人	2,900人
図書館利用者数	11,154人	12,000人

【現況と課題】

- 近年、ライフスタイルや価値観の多様化などにより、町民の間では自己に合った学びを通じて、心の豊かさや生きがいを求めるニーズが高まっています。その一方で、生涯学習への参加者数や施設の利用者数は減少傾向にあり、こうした背景には少子高齢化の影響や、学習の場や機会の魅力不足、ライフステージごとの学習ニーズに十分応えられていないことがあると考えられます。
- 町内には文化センターやふれあいセンターなどの学習拠点があるものの、これらの施設の活用が十分とはいえないため、誰もが気軽に足を運んでもらえる環境づくりや施設の老朽化に伴う修繕改修も行っていく必要があります。
- 蟻川図書館については、図書貸出冊数は減少傾向にあり、若年層を中心に紙媒体の利用が減少していることが要因と考えられるため、デジタル化等の活用を含め図書館サービスの検討を行っていく必要があります。

【施策展開】

（1）生涯学習の充実

ライフステージや興味関心に応じた各種講座の充実を図り、学習グループ、クラブ、サークル等の育成・支援及び地区公民館、分館活動の支援を推進します。また、生涯学習の拠点施設である文化センター等の維持管理や機能拡充を図ります。

（2）図書館サービスの充実

蟻川図書館では、利用者のニーズに沿った蔵書を充実させることにより、図書館利用者を増やしていくとともに、地域における読書ボランティア活動*などを引き続き支援します。また、安全で快適な施設環境の整備や蔵書検索システム等の機能拡充を図り、誰もが利用しやすい空間づくりを推進します。

第2節 豊かな心を育み、共に学び、楽しむ

2. スポーツ活動

5年後の目標

誰もがスポーツを楽しみ、心と体が健康で生きがい^{まち}を創出する郷土

【まちづくりの指標】

指標名	基準値（令和6年）	目標値（令和12年）
スポーツ教室等参加者延人数	3,018人	3,100人

【現況と課題】

- 施設利用が低迷していることから、効果的な情報発信で住民に施設を身近に感じてもらう工夫が必要です。また、スポーツを通じた住民の交流機会が減少しており、特に若年層の運動離れが目立つため、新しい取り組みが必要です。
- 町民から施設の老朽化や不足が指摘されており、特に多様なスポーツ施設やこども向けの遊び場の増設が望まれています。また、こどもや高齢者向けのスポーツ教室の需要は高いものの、プログラムが不足しているため、ニーズに合った教室の新設が必要です。
- 多くの町民が時間や環境などの理由で施設利用をためらっているため、閉館時間の見直しや利用情報の発信を通じて、運動のきっかけや仲間づくりを支援することが必要です。

【施策展開】

(1) 生涯スポーツ活動の充実

年齢や体力に合わせて、誰もがスポーツを通じて健康になるよう、スポーツ推進委員*や町内スポーツ団体等の活動を支援します。また、町ならではの特色を活かしたスポーツイベントも積極的に支援し、住民同士の交流機会の創出を図ります。

(2) スポーツ環境の充実

既存施設の有効活用と適正な管理運営に努め、こどもからお年寄りまで、誰もが気軽に様々な目的でスポーツを楽しめる環境を整えます。あわせて、より利用しやすい施設を目指し、仕事や子育てで忙しい方も利用しやすいよう、閉館時間の延長の検討を進めます。

(3) 情報発信の強化

WebサイトやSNS*、広報誌などを活用した情報発信の強化を行い、施設の特徴や利用状況などの見える化やイベント情報などをわかりやすく発信することで、これまで運動に縁がなかった方も、気軽に一步を踏み出せるよう、環境づくりを推進します。

第3節 未来につながる文化に親しむ

1. 伝統・文化

5年後の目標

共に学び体験し、歴史を未来へ継承する郷土^{まち}

【まちづくりの指標】

指標名	基準値（令和6年）	目標値（令和12年）
文化財公開講座等開催数	3回	5回

【現況と課題】

- 本町には国・県・町指定の文化財として、「有形・無形文化財」、「史跡」、「天然記念物」などが数多く存在し、町民の貴重な共有財産として受け継がれており、文化財は歴史や文化を理解する基礎となり、次世代に継承するため大切に保護していく必要があります。
- 教育や啓発活動を通じて、文化財への関心や保護意識を高めるとともに、地域振興にも文化財を積極的に活用していく必要があります。本町の歴史を次世代に継承するため、文化財のデジタル化に向けた取り組みが必要です。

【施策展開】

（1）文化財の保護と活用

町民が文化財を誇りに思い、大切に次の世代へ引き継げるよう、文化財パトロールによる看板等の改修やデータ管理により、適切な管理・保存に努めます。また、本町の文化的資源として地域振興にも積極的に活用します。そのほかに埋蔵文化財の発掘や的確な調査研究を推進します。

（2）町文化を生かした交流支援

町内で開催されるイベント等において、本町の歴史や文化、芸能を体験する場を設け、親しんでもらうための取り組みを促進します。

第3節 未来につながる文化に親しむ

2. 町民文化

5年後の目標

多様な文化活動を通じて、誇りある町を時代と共に発展させる郷土^{まち}

【まちづくりの指標】

指標名	基準値（令和6年）	目標値（令和12年）
文化協会加盟団体数	35 団体	35 団体
美術館入館者数	7,242 人	7,500 人

【現況と課題】

- 価値観の多様化が進む中、ゆとりのある生活や心の豊かさを求めて、文化芸術への関心が高くなってきている中、本町では、文化活動の拠点となる文化センター・ふれあいセンター等の生涯学習施設の充実を図り、町民の自主的な文化芸術活動の支援に努めてきました。
- 多様な文化芸術活動を支援するため、創作活動や発表の場を広く提供し、身近に参加できる場の創出や質の高い文化芸術に触れ合うことのできる鑑賞機会の充実に努める必要があります。
- 志賀高原ロマン美術館は町の文化の拠点施設であり、近年、インバウンド*客の増加が顕著であり、年々入館者が増加しているため、美術館の存続を前提に有効活用を検討していく必要があります。

【施策展開】

（1）文化芸術活動の充実

各種イベント等を開催し、幅広く町民が文化芸術とふれあうことができる鑑賞機会の充実を図ります。また、志賀高原ロマン美術館は、周辺の地域資源と共に観光分野と連携しながら有効活用を図ります。

（2）文化芸術団体、指導者の育成

町民の自主的な文化芸術活動を促すため、多様な文化芸術団体及び担い手や指導者の育成・確保を図ります。

第4章 自然と生きる、暮らしの希望を叶える安全な郷土

第1節 うるおいと安らぎのある誰もが住みたくなる郷土をつくる

1. 土地利用

5年後の目標

ユネスコエコパークの理念に基づく、魅力と防災力を備えた郷土

【現況と課題】

- 本町の大部分は上信越高原国立公園内の自然豊かな山林や高原で、宅地は夜間瀬川沿岸域を中心とした温泉街と農村部の集落に分布し、その周辺部が農地として利用されています。
- 農地では耕作放棄が増加しており、山際の農地は耕作がされず山林化が進んでいます。
- 用途地域*に指定された中心市街地は、比較的規制の緩やかな商業地域などが多くを占めています。近年は空き店舗をリニューアルする利活用も進んでおり、観光ニーズに応じた更なる都市基盤の整備・長寿命化を図る必要があります。
- 中心市街地の産業振興を図りながら、転入者や定住者を増やす居住環境の整備を進める必要があります。
- 高齢社会への対応や観光産業の再生などを視野に、人にやさしいまちづくりに努めるとともに、観光客など来訪者を迎え、安全・快適、賑わいのある市街地の形成を図る必要があります。

【施策展開】

(1) 国土利用計画との調整

第4次国土利用計画*（令和3年度から令和12年度）に基づき、町の貴重な財産である豊かな自然環境や景観を守りながら、健康で文化的な生活環境の整備に向けたまちづくりを進めます。

(2) 適正な土地利用の誘導

土地利用に関する法令や条例、関連計画を町民へ周知するとともに、各地域の特性を活かし、互いに連携・補完する適正な土地利用を図ります。

(3) 魅力ある街並みの形成

多くの観光客が訪れることから、懐かしく温もりを感じられる温泉街の景観を保全し、文化や歴史を感じさせる魅力あるまちづくりを推進します。

第1節 うるおいと安らぎのある誰もが住みたくなる郷土をつくる

2. 住宅環境

5年後の目標

町民が安心して快適に暮らせる住宅環境が整備された郷土

【まちづくりの指標】

指標名	基準値（令和6年）	目標値（令和12年）
耐震化実施住宅件数（5年間累計）	3件	8件

【現況と課題】

- 本町の公営住宅については、町営68戸（町営住宅65戸、町民住宅3戸）が整備されています。県営住宅は廃止となり、町営住宅については、山ノ内町公営住宅長寿命化計画*に基づき、51戸を改修しました。
- 住宅やホテルなどの耐震化を促進するために、広報による啓発を行っていますが、多額の費用が必要なため、耐震改修まで至る件数が多くありません。
- 町内に現存する空き家の有効活用を図れるよう各種補助制度の周知を行い、移住の促進と周辺住民が安心できる住環境の整備が必要です。
- 定住を促進するためには、住宅環境の確保や整備が不可欠であるため、空き家・空き地バンク*を通じ町内に現存する空き住宅の有効活用を進めるとともに、新たな住宅環境の研究を進める必要があります。

【施策展開】

（1）良好な住環境づくり

良質な住宅環境を整備するとともに、景観住民協定*の締結等を促進し、良好な住環境の創出に努め、移住者や若者の定住促進を図るため、住宅の必要性を調査するとともに、公営住宅の後利用についても研究を進めます。また、建築物の耐震化や克雪住宅*化の普及を支援し、建築物の安全性の確保と快適な住宅の普及を図ります。

（2）公営住宅の整備・改善

社会情勢の変化を踏まえ、長寿命化計画に沿って適正な維持管理に努め、改修に適さない公営住宅は、除却や跡地利用の検討を進めます。

第1節 うるおいと安らぎのある誰もが住みたくなる郷土をつくる

3. 交通体系

5年後の目標

誰もが安心・快適に移動できる公共交通網を備えた郷土

【まちづくりの指標】

指標名	基準値（令和6年）	目標値（令和12年）
町民が進める町道除雪	30箇所	36箇所
人口に対する町コミュニティバス*利用者数の割合	62%	68%

【現況と課題】

- 町民の日常生活や産業活動、観光客の入込等において、人や物の交流が円滑に行われるためには、道路や公共交通などの交通網が体系的に整備されている必要があります。
- 本町の道路網は、国道292号及び国道403号が幹線道路として機能しており、都市計画道路*は8路線で、改良率55.7%と長野県内では高い整備水準にありますが、その大半は国道292号が占め、市街地中心部では未整備な計画路線が残り、計画決定から60年経過しています。
- 北陸新幹線飯山駅につながる国道403号については、本郷地区交差点が改良され良好なアクセスが確保されていますが、さらに円滑な交通や安全を確保するため、狭隘箇所の解消などを行う必要があります。
- 長期未整備な都市計画道路や町道網の全面的見直しに取り組み、社会情勢の変化に応じたまちづくりや道路整備が必要です。
- 橋梁、トンネルなどの道路施設は長寿命化計画*に基づき維持管理・更新等を行うとともに、施設の集約・撤去の検討も行い、ライフサイクルコスト*の低減に努める必要があります。
- 冬季における克雪・除雪対策など道路の適切な維持管理も引き続き重要です。身近な生活道路については、道路幅員が狭い区間や屈曲した箇所がみられるほか、歩行時の危険性も指摘されるなど、その改良・整備が求められています。また、除雪オペレータ*の高齢化や若年層の担い手不足により、今後の除雪体制が懸念されます。
- 今後の道路整備については、単に輸送効率を追求するだけでなく、ユニバーサルデザイン*化の推進や安全性、防災性、快適性、文化性といった多様な側面に配慮した道づくりが求められており、特に観光産業を基幹産業の一つとする本町においては、景観への配慮が欠かせないものになっています。
- 交通弱者のための公共交通手段の維持確保について、地域・交通事業者・行政の連携を強化する必要があります。

【施策展開】

(1) 地域を結ぶ道路づくり

本町と周辺市町村を結ぶ、広域的な幹線道路ネットワークの形成を図り、町内の中心市街地と周辺集落を結ぶ生活道路の整備及び改善に努め、町民生活や地域経済を支える道路づくりを推進します。

(2) 人にやさしい道づくり

歩きやすい歩道の整備や散策路・周遊路として親しめる道づくりを図るとともに、除雪対策を強化するなど、誰もが安全で安心して暮らせる道路づくりを推進します。

(3) 地域公共交通の充実

交通弱者の移動手段として地域公共交通の確保を図るとともに、関係機関や近隣市町村との連携を強化し利便性の向上に努めるほか、地域交通の維持を推進します。

第1節 うるおいと安らぎのある誰もが住みたくなる郷土をつくる

4. 上・下水道

5年後の目標

自然環境が保たれ、健康で快適な生活を送れる郷土

【まちづくりの指標】

指標名	基準値（令和6年）	目標値（令和12年）
水洗化率	92.5%	96.0%

【現況と課題】

- 上水道は、健康で快適な生活を送るために必要なライフラインであり、町を支える社会基盤です。本町の水の供給は、上水道、簡易水道、その他飲料水供給施設、簡易給水施設により供給され100%に近い普及率を達成しています。
 今後は、需要に対応する安定した水源の確保や施設の整備、適正な維持・管理に取り組むことにより給水体制を保つとともに、老朽化した配水管等の施設の計画的な改善が求められています。
- 下水道は快適な生活の確保に加え、河川などの水質保全など自然環境を保つために欠かせない施設であり、今後は最終処理段階で発生する汚泥について、広域的な連携も視野に入れた対応や施設の改築更新を進め処理施設等の適正な維持管理を図るほか、加入の促進や適正な料金設定による下水道事業経営の安定化を図ることが重要です。

【施策展開】

(1) 飲用水の安定供給

老朽化した上水道施設の更新を行うとともに、水源の環境保全に努め、安心安全な水道水の供給を図ります。

(2) 上下水道事業の健全運営

上下水道事業の経費を見直しながら安定した経営を図ります。また、上下水道料金収納対策強化を推進するとともに、状況に応じて上下水道料金の見直しを行うことにより、経営基盤の健全化を図り、適正な上下水道施設の維持管理を行います。

(3) 河川の水質保全

生活排水の適正処理を進め、河川の水質保全を図ります。

第1節 うるおいと安らぎのある誰もが住みたくなる郷土^{まち}をつくる

5. 公園・緑地

5年後の目標

誰もが気軽に利用できる憩いの場・交流の場がある郷土^{まち}

【現況と課題】

- 健康で快適な生活を営んでいく上で公園や緑地は、憩いの場、交流の場、こどもの遊び場であるとともに、環境や景観の保全機能をもつ重要な施設です。
- 本町における都市公園*は5か所、7.46ha が供用されていますが、都市計画区域*内の人口一人当たりの公園面積は6.2㎡で、都市公園法施行令に定める面積の標準である10㎡を下回っています。そのため、都市公園のほかに、やまびこ広場やどんぐりの森公園などの都市公園に準ずる施設も合わせて、有効に利用しています。
- 公園は、こどもの遊び場として子育て世代を中心に施設整備の要望があることから、やまびこ広場のリノベーションを中心に、こどもから高齢者、さらには観光客などの来訪者にも楽しめる公園の整備を進めています。しかしながら、町内には老朽化の進む公園施設もあることから、利用者のニーズを踏まえた施設の更新を図る必要があります。

【施策展開】

(1) 公園・緑地の整備

公園は町民や来訪者の憩いの場となることから、老朽化した施設改修など既存施設の適正な維持管理を進めるとともに、利用者のニーズを踏まえた施設等の整備について検討を進めます。また、地域における緑化活動を促進し、緑化空間の創出を図ります。

第2節 自然と人が調和する持続可能な郷土をつくる

1. ユネスコエコパーク

5年後の目標

固有の自然と文化を守り継ぎ、自然と経済の調和した郷土

【まちづくりの指標】

指標名	基準値（令和6年）	目標値（令和12年）
自然観察等ガイドツアー参加者数	9,808人	15,000人

【現況と課題】

- 本町は自然の恵みにより発展し、食文化や伝統工芸、祭りなどの独自文化を育んできました。これらは農業・観光の基盤として、次世代へ引き継いでいかなければなりません。ユネスコエコパーク*の理念や取り組みに対する認知度は高いとは言えない状況である中、町民や観光客を含む関係者がそれぞれの立場で理解を深め、自然環境の保全、調査研究・教育、そして文化と社会経済の両面で持続可能な地域づくりに取り組む必要があります。
- ユネスコエコパークはSDGs*達成に貢献するモデル地域として国際的な位置付けを有していること、また国内や世界ネットワークの一員として様々な貢献が求められていることを踏まえて進める必要もあります。

【施策展開】

（1）自然環境の保全

様々な啓発活動を実施することにより、町民や来訪者の志賀高原ユネスコエコパーク*に対する認知度や理解度の向上を促進し、自然環境の保全に対する意識の高揚を図ります。また、希少・固有・在来種の保護復元や外来生物対策など生物多様性保全活動を実施するとともに、その活動を促進するための支援、管理や連携体制の確保に努めながら、他の認証制度の活用や連携なども視野に入れて取り組みます。

（2）自然・遺産を引き継ぐための調査研究と教育

志賀高原ユネスコエコパークは“ESD*の先進地”とも言われており、この特色をPRしつつ、引き続き環境教育を推進するとともに、ユネスコスクール*でのESD実践を支援するなど次世代の人材育成のための取り組みを進めます。また、志賀高原ユネスコエコパーク管理運営に必要な調査研究のための人材育成や体制整備、国際化や情報化への対応を見据えた取り組みを促進します。

(3) 文化的・社会経済的に持続可能な地域づくり

ユネスコエコパークの知名度向上を図る取り組みを関連団体と連携し国内外に向け進めるとともに、産業間連携、農産物・特産品の高付加価値化、地域固有の魅力・文化の見つめ直しと観光資源化を図る取り組みなど、産業活性化を中心とした持続可能な地域づくりを進めます。



第2節 自然と人が調和する持続可能な郷土をつくる

2. 景観

5年後の目標

快適に暮らせる環境、魅力ある観光地を形成する郷土

【まちづくりの指標】

指標名	基準値（令和6年）	目標値（令和12年）
アダプトシステム*団体登録件数（町との協定数）	7団体	10団体

【現況と課題】

- 豊かな自然環境や情緒あふれる温泉街、山麓や扇状地に広がる果樹・田園地帯など、本町には魅力ある景観があります。これらの景観は、町民が快適に暮らせる環境、魅力ある観光地を形成する重要な要素です。
- 太陽光発電設置に関する景観条例を平成30年に改正しましたが、今後も時代に合った条例改正に努めるとともに、住民の景観に対する意識を高める取り組みが重要です。
- 本町の良い景観を維持するため、景観住民協定*により地域に根差した自主的な取り組みを支援しています。また、魅力的な景観形成を推進するため、花と緑の風景づくり等の取り組みが重要です。
- アダプトシステム団体においては近年増加傾向にあるものの、良好な景観を形成する新たな団体の発掘・育成が引き続き必要です。
- 地域による河川内の草刈りや清掃など河川愛護の取り組みを支援し、うるおいを与える親水空間を保全していく必要があります。

【施策展開】

（1）良好な景観の形成

景観行政団体*として関連する条例や計画に基づき、良好な景観形成に努め、道路・施設等の公共事業においても景観に配慮した取り組みを推進します。

（2）町民の景観育成活動の促進

景観教育を推進するなど、景観に関する啓発を推進します。また、町民主体の景観づくり活動を支援するとともに、町民が主体となる協定づくりや地域のルールづくり、活動支援を促進します。

第2節 自然と人が調和する持続可能な郷土をつくる

3. 環境・衛生

5年後の目標

快適な環境を守り、持続可能な循環型・脱炭素社会を実現する郷土

【まちづくりの指標】

指標名	基準値（令和6年）	目標値（令和12年）
公害に関する苦情件数	12件	6件
リサイクル*率	18.1%	20.0%
再生可能エネルギー*利用設備補助の申請件数（5年間累計）	16件	50件

【現況と課題】

- 温暖化による異常気象や、農作物への影響が懸念される中、「山ノ内町ゼロカーボンシティ宣言*」に基づき、2050年までのCO₂排出実質ゼロに向け、町民の意識醸成を含めた取り組みが必要です。
- 全国的に循環型社会*の形成が求められる中、ごみの減量化に向け、リデュース（減量）*、リユース（再利用）*、リサイクル（再資源化）の3R運動をはじめとする様々な取り組みが展開されています。
- 本町においても、5市町（山ノ内町・中野市・信濃町・飯綱町・小布施町）で構成する北信保健衛生施設組合により事業を行っていますが、ごみ処理については4市町（山ノ内町・中野市・飯綱町・小布施町）で処理を行っており、廃棄物の最終処分量の削減を図ることを目的に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」によって義務化されている4品目を含め12品目の分別収集を行っているほか、ごみの減量化を推進するため、ごみ処理容器等の設置に要する経費に対して補助を行うなど、町民意識の啓発などに取り組んでいます。
- 循環型社会形成の推進は、町民、企業、行政が一体となり、町全体で取り組みが必要です。今後も町民や企業のごみに対する認識と理解を深め、分別収集の徹底やごみの適正な処理のほか、持続的な収集・処理体制の確立を図るとともに、ごみも資源であるという観点から、ごみの減量化や再資源化に努めていくことが重要です。
- し尿処理については、下水道汚水とともに一体処理を行い、効率化が図られています。今後も、衛生面においては、人口の動向や下水道の普及状況を勘案しながら、収集及び処理体制の維持と残存する合併処理浄化槽*の適正管理に向けた指導にも継続して取り組む必要があります。
- 公害防止への対応としては、個々の発生源に対する指導体制や監視体制の強化に努め、公害のない快適な環境づくりを進める必要があります。

【施策展開】

(1) CO₂排出実質ゼロに向けた取り組み

「山ノ内町ゼロカーボンシティ宣言*」や「山ノ内町地球温暖化対策実行計画*」に基づき、町民の意識高揚に向けた取り組みや、町の自然・地形・資源を活かした再生可能エネルギーの導入の支援を行います。

(2) 快適な生活環境づくり

快適な生活環境づくり活動を支援し、公衆衛生の確保を図りながら、環境衛生の向上を促進します。さらに、騒音・悪臭、水質汚濁・大気汚染などを防止する公害対策に努め、快適な生活環境の維持を図ります。

(3) 環境負荷の少ない循環型社会づくり

ごみ減量化に対する町民意識をさらに高めるとともに、衛生自治会*等とも連携し、分別の徹底により、更なる減量化に努めつつ、適正な廃棄物処理を推進します。ごみ焼却施設及び最終処分場については、広域体制の中で長期的な視点から必要な処理能力の確保を図ります。また、不法投棄をさせないよう活動を強化し、不法投棄の防止を図ります。

し尿処理については、効率的な収集・処理体制を維持しつつ、国の指導から単独浄化槽*設置世帯には合併浄化槽への切り替え促進や、合併浄化槽世帯には浄化槽の適正管理指導を推進します。

第3節 人とのつながりで希望のある安心な郷土をつくる

1. 交通安全・地域安全

5年後の目標

安全で安心して暮らせる地域を住民自ら作る郷土

【まちづくりの指標】

指標名	基準値（令和6年）	目標値（令和12年）
交通事故発生件数（対人対物）	14件	9件
刑法犯の犯罪発生件数	52件	42件

【現況と課題】

- 交通事故は全国的に減少傾向にあるものの、高齢者人口の増加を背景に、死亡者数全体に占める高齢者の割合は6割と高い水準にあるほか、こどもが被害に遭う重篤な交通事故も後を絶ちません。
- 本町の道路環境は、道幅が狭い箇所が多いほか、冬期間の路面凍結や積雪は事故発生の大きな危険要因となっています。また、車を利用する旅行者も多いことから、引き続き必要な道路交通規制の見直しや交通安全施設の整備、交通事故危険箇所の調査・改善による安全な道路環境づくりを推進する必要があります。
- 高齢化の進展に伴い、長野県が推進する高齢運転者向け交通安全指導者養成研修や、認知機能検査等の結果に応じた講習、一定の病気等の疑いがある運転者に対する安全運転相談等による、高齢運転者等の事故防止対策を推進し、事故防止啓発に取り組む必要があります。
- こどもたちの登下校中の交通事故をなくすため、通学路交通安全プログラム*に基づく見守り活動や歩道整備など、児童の安全確保に向けた取り組みを継続的かつ着実に実施する必要があります。
- 季節別を実施する交通安全運動期間中に街頭啓発や広報誌等により啓発を行い、引き続き交通安全意識の高揚を図る必要があります。
- 国内の刑法犯全体は増加しており、特に特殊詐欺*の被害額が過去最悪を記録し、SNS*を使った手口が深刻化しています。また、殺人、強盗、放火などの凶悪犯罪（重要犯罪）も増加傾向にあり、中でも不同意わいせつと不同意性交等が大幅に増加しています。この増加は、新型コロナウイルス*の5類*移行による人の流れの活性化に加え、SNSを利用した犯罪の巧妙化や、被害申告をしやすい環境整備の進展も影響していると考えられます。

- 町では、犯罪被害者等支援条例*を制定し、被害者支援や二次被害防止に取り組むとともに、防犯協会を中心に関係機関と連携した犯罪被害防止啓発活動を実施し、地域の安全確保にあたっています。一方で、地域コミュニティ*の変化に伴い、防犯に対する地域の連帯意識が薄れている傾向もみられます。
- 住民が犯罪に巻き込まれないために、犯罪に関する情報を迅速に提供するとともに、自分たちの地域は自分たちで守るという地域の防犯意識の高揚を図り、犯罪の起きにくい環境づくりを継続する必要があります。

【施策展開】

(1) 交通安全対策の充実

季別を実施される交通安全運動に街頭啓発や広報誌などによる啓発事業を実施し、交通安全意識の高揚と交通死亡事故ゼロチャレンジ*を推進し、高齢者や子どもを対象とした交通安全教育を継続するとともに、ガードレールやカーブミラー等の交通安全施設の充実を図ります。さらに、冬場の除雪について、町民との協力体制の充実や路面凍結に対する安全対策を図りながら、歩行者及びドライバーの安全を確保します。

(2) 地域防犯対策の充実

町防犯協会を中心に関係機関と連携した防犯パトロールを実施するとともに、街頭防犯カメラの設置を促進し、犯罪の起きにくい環境づくりを推進します。また、広報や町ホームページなどを活用した、犯罪に関する情報提供に努め、犯罪被害の未然防止を図ります。

第3節 人とのつながりで希望のある安心な郷土をつくる

2. 消費生活

5年後の目標

消費者トラブルを未然に防ぎ、特殊詐欺被害がない郷土

【まちづくりの指標】

指標名	基準値（令和6年）	目標値（令和12年）
消費者相談件数（情報提供を含む）	43件	70件

【現況と課題】

- 高齢化の進行や高度情報通信社会の進展に伴う取引の多様化など、消費者を取り巻く環境が大きく変化する中、すべての年代において悪質商法やインターネット販売等に関するトラブルが広がっています。手口は複雑化・巧妙化し、スマートフォン等の急速な普及や成年年齢引下げに伴う消費者被害の更なる低年齢化も懸念されます。
- SNS*の活用やインターネット販売の普及により販売形態が多様化する中で、消費契約に関わるトラブルが増加傾向にあり、振り込め詐欺や架空請求のほかSNS型投資、ロマンス詐欺*などの特殊詐欺*による被害が多く発生しています。
- 今後も消費者の安全と利益を守るため、引き続き各種広報媒体を活用し契約等に関する正しい知識の普及に努め消費者トラブル未然防止を図ります。また、関係機関と連携し特殊詐欺に関する最新情報の提供と相談体制を継続し、特殊詐欺の被害防止など消費者の保護と育成を図っていく必要があります。
- 正しい知識の普及や詐欺被害の最新手口の提供など住民の消費者トラブル防止に対する意識や興味が高まることで、相談件数の増加が見込まれます。

【施策展開】

(1) 消費生活に関する啓発活動の推進

長野県消費生活センターなどの関係機関と連携し、各種契約トラブルの相談や解決に向けた対応のほか、防犯協会などの関係団体と協力連携を図り、行政情報やパンフレット配布等を通じ、巧妙化する犯罪被害にあわないよう啓発に努め、消費者の育成のための啓発活動や情報提供を推進します。

(2) 消費生活相談の充実

消費生活トラブルの未然防止と発生後の早期解決を図るため、県・専門機関と連携しながら、消費生活相談体制の充実に努めるとともに、町民に最も身近な役場において適切な助言が行えるよう、相談業務に係るスキルアップを図ります。

第4節 守りあい・支えあいによる安全な郷土をつくる

1. 防災

5年後の目標

災害からの逃げ遅れゼロの郷土

【まちづくりの指標】

指標名	基準値（令和6年）	目標値（令和12年）
地区防災計画の策定	0件	4件
消防水利充足率（271箇所）	95.9%（260箇所）	98.1%（266箇所）
自主防災組織*防災訓練参加率	100%	100%

【現況と課題】

- 令和7年、日本の夏の平均気温は平年を2.36度上回り、明治31年の統計開始以来「最も暑い夏」を記録しました。地球温暖化*がもたらす異常気象は激甚化・頻発化、近年は、短時間に狭い範囲で非常に激しく降る雨も頻発しています。また、令和6年1月に発生した能登半島地震のように、想定や予測の範囲を超えて発生する未想定の大規模地震が発生しています。様々な災害の発生に備えるため、行政と自主防災組織、住民が連携を強化し地域防災力の向上を図る必要があります。
- 町は自主防災組織と連携を図るため「本部・避難所運営キット*」を配置し、突発的な災害の発生に備え冷静に自主防災組織の災害対策本部の設置や避難所の開設ができるように備えています。
- 防災行動につなげるためには、進行型災害である風水害、突発型災害である地震それぞれを想定したタイムライン*に沿った訓練（避難所の開設や避難行動要支援者の避難支援、安否確認伝達、救助救出）を行うことで、防災意識の向上や災害対応力を高めることにつなげていきます。
- 本町は観光地であり、旅館やホテルなどの木造建築物が多く立地しており、全体の約半数が昭和55年以前に建築されていると推計されます。特に温泉街は、家屋が密集し、道路幅員が狭く、延焼の危険性が高いことに加え、消火や避難活動に支障が生じることも懸念されています。
- 本町の消防救急体制は、中野市と共に構成する岳南広域消防組合により、消防救急機能の充実強化を図るとともに、地域防災の中核として欠くことのできない消防団の未来を見据えた改革を推進し、消防団員の確保・育成強化に努めていく必要があります。また、消防施設関連では、公共施設個別施設計画*に基づく、適正な維持管理に努め、消防車両等の更新、施設整備、消防水利を継続的に整備拡充する必要があります。
- 山ノ内町地域防災計画*の防災ビジョン*では、人口減少が進む中、集落の衰退、行政職員の不足、地域経済力の低下がみられ、防災をめぐる社会構造の変化に対しても、町民、消防団、自主防災組織などの「自助」・「共助」の防災意識の高揚や連携、強化を図るなど、災害に強いまちづくりの推進が必要です。

【施策展開】

(1) 地域防災力の向上

「逃げ遅れゼロ」に向け、タイムラインに基づく防災訓練の実施や自主防災組織の育成、活動支援及び消防団との連携強化を図るとともに防災知識の普及に努め、町民の防災意識の向上、地域防災力の強化を促進します。

(2) 防災体制の充実強化

地域防災計画や災害対応時のマニュアル等の充実を図るとともに、地域防災情報システム*や避難体制の整備を行い、大規模災害発生時に、外部の自治体や団体からの人的・物資的支援を円滑に受け入れ、効果的に活用するための具体的な手順や体制を整備します。(受援計画)

また、消防救急体制の強化や消防団員の育成を推進するなど、災害に備えた体制の強化を図ります。

(3) 災害未然防止対策の充実

町民等に地震災害に対する意識啓発を推進し、住宅等の建築物の耐震化を促進します。また、避難施設に指定されている公共施設の耐震化を推進します。

一方、集中豪雨等の対策として河川改修等により治水対策の推進を図るとともに、県と協力し急傾斜地崩壊対策やがけ地対策等の土砂災害防止対策を推進します。また、市街地など集落地における雨水排水対策を推進します。

第5章 みんなが活躍する、絆の力で地域が活きる郷土

第1節 みんなが活躍する協働の郷土づくり

1. コミュニティ

5年後の目標

住民が互いに助け合い、安心して暮らせる郷土

【まちづくりの指標】

指標名	基準値（令和6年）	目標値（令和12年）
新たに開始するコミュニティ* 事業件数（5年間累計）	4件	8件

【現況と課題】

- 地域で行われるイベントや行事などを通じ、住民相互のふれあいや交流が行われています。地域の連帯感や認識の共有化は重要なものであり、町外から地域の取り組みに参加される方などが関係人口*となり地域を盛り上げる力となることから、地域住民の積極的な参加で交流を深めることが求められています。
- 地域コミュニティを育むことは地域の見守りや気配りにつながります。予想を超える災害の発生が増えており、日ごろから地域の結束力を高めておく必要があります。
- 夏まつりなどの毎年実施するイベントを継続し、地区をはじめ町民全体の連帯感を醸成していく必要があります。
- 少子高齢化が進むことで地域のコミュニティ維持が困難になる可能性があります。地域の活動やイベントには子どもたちを含め多くの大人たちの協力が必要です。大人たちは子どもたちに多様な価値観や地域資源について教え、子どもたちはそれらを学ぶ体制が下積みとなり、町への愛着が育まれます。一定の経験を積んだ多くの子どもたちが、地域のリーダーとして活躍できるように郷土意識の醸成を図り将来のまちづくりの担い手を育成していく必要があります。
- 町に移住する外国人が増加する中、日本人、外国人が分け隔てなく暮らすことができる多文化共生の仕組みづくりが求められています。
- 情報発信手段の多様化を図りながら、転入者や若年世帯に向けた情報提供の強化に努めています。今後も情報発信の充実によりコミュニティ意識の醸成を図るための取り組みが必要です。
- 若年層が積極的に意見を述べることができる機会や場を意識的に設けるなど、将来の担い手づくりに向けた取り組みを進めていますが、今後も若年世代におけるコミュニティ意識の醸成やコミュニティ活動の促進につながる取り組みを進めていく必要があります。

【施策展開】

(1) コミュニティ意識の醸成

地域での関わりを強化し、住民一人ひとりが地域コミュニティの役割や重要性を認識できるような啓発や情報提供を行い、みんなで自分たちの地域を創り守っていく意識の醸成を図ります。また、地域の子どもたちの関わりを通じて、将来の地域リーダーの育成を推進し、社会の寛容性を高めることで、一人ひとりが自己実現を図り、しあわせを実感できる「ゆたかな社会」の実現を推進します。

(2) コミュニティ活動の充実

コミュニティ活動の活性化を促すため、地域における活動の育成や支援、地域間交流を促進します。また、町への転入者や若者とのコミュニティのあり方について検討するとともに、町民全体の融和が図れるよう支援します。

第1節 みんなが活躍する協働の郷土づくり

2. 町民参加

5年後の目標

町民一人ひとりが主役になる郷土

【まちづくりの指標】

指標名	基準値（令和6年）	目標値（令和12年）
地域おこし協力隊定住率	28.6%	50.0%
審議会*等の開催回数に対する一回当たり傍聴者の数	5.0人	7.0人

【現況と課題】

- 町民が活躍する協働のまちづくり実現のためには、町民と行政が対等な立場で互いを尊重し合う深いパートナーシップ関係のもと、未来のまちづくりの目標やその実現に向けた手段等を共有し、各々が果たすべき役割と分担を意識するなど、相互理解と信頼関係をさらに深めていくことが重要です。そのために、町民・町民活動団体・町内事業者などあらゆる主体が積極的にまちづくりに参画するための意識醸成や、町の情報を迅速、正確かつ効果的に提供していく取り組みが重要となります。
- 町民等の町政参画の促進に向け、各区等の長の役割分散と負担軽減を図りつつ、地域の主体的活動を支援してきました。審議会等の公開制度の運用や「町長と語る会」など広聴活動の充実により、幅広い世代の意見を取り入れる取り組みも実施してきました。広報・広聴をより充実させ、町民等の町政参画の意識醸成に引き続き取り組む必要があります。
- 各種SNS*、YouTube*などの情報ツールを活用し、特に若い世代に向けた情報発信を意識した取り組みを進めています。また、LINE*を通じたハザード報告の仕組みの導入など、新たな情報収集の手段の整備も進めています。各種情報の発信や収集においては、町民満足度をさらに高めるため取り組みを継続することが求められています。
- 職員に対する個人情報保護・情報セキュリティ研修の継続など、適正な情報管理に取り組んでいますが、今後も開かれた町政の実現のため、適正な行政情報の管理、情報公開及び情報保護に努めながら、町民等との信頼関係の深化に努めていく必要があります。

【施策展開】

(1) 協働のまちづくりの推進

町民が一体となって協働によるまちづくりを進めるための理解を深めるとともに、町民が各種計画の策定や施設管理などに気軽に参画できる環境づくりに努めます。また、人口減少や少子高齢化が進行する中で、行政が求める役割を軽減しながら協働のまちづくりを進めるように努めます。

(2) 情報共有の充実

全世代（特に高齢世代）を意識したインターネット活用による情報伝達の工夫に取り組むとともに、対象者や内容を意識したメリハリある発信と迅速かつ効果的な提供を図ります。

また、広聴に係るコンテンツの充実に取り組んでおり、今後はより多くの町民が広聴活動を通じ町政に参画いただけるよう意識醸成を図る取り組みを推進します。

さらに、個人情報保護や情報セキュリティに配慮した情報公開・提供により町民理解の深化を図り、町政に対する町民の関心・理解を高め、町民参加を促進します。

第2節 健全な財政運営と確実な行政経営の郷土づくり

1. 行政サービス

5年後の目標

町民が便利で質の高い行政サービスを受けられる郷土

【まちづくりの指標】

指標名	基準値（令和6年）	目標値（令和12年）
専門研修への参加人数 （5年間累計）	5人	5人

【現況と課題】

- 地方分権の進展により、町民に身近な自治体として、その果たすべき役割がますます重要となつてきており、多様化、高度化する町民ニーズに迅速かつ的確に対応することが求められています。
- 本町は、総合計画を施策推進の指針とし、「山ノ内町行政改革大綱*」を踏まえながら効率的な行政運営を推進し、一定の成果をあげてきましたが、新たに解決していかなければならない課題は少なくありません。
- デジタル技術*や生成A I*（人工知能）の著しい発展と普及は社会や生活環境に大きな変化をもたらしています。まちづくりにおいても、福祉、教育、防災、産業、環境など様々な面で活用の可能性があります。住民アンケートでも、住民の利便性向上や効率的な行政運営への活用が求められていることから「地域住民の利便性を向上させること」、「事務の効率化を図ること」を最優先に有効なデジタル技術を活用することが必要です。
- 厳しい財政状況の中で、これらに対処していくためには、人材や財源、施設、情報など町がもつ行政資源を最大限に活用していくことが必要です。また、種々の施策・事業を適正かつ効果的に実施していくため、行政評価*を行い、その効果を政策に反映させていくことも必要です。
- 町民サービスについては、「おもてなし宣言*」の理念に従い、窓口を訪れた町民の皆さんが、安心して気持ち良く行政サービスを受けることができるよう、担当窓口のすべての職員が対応できるよう係内研修の実施や町民にわかりやすい申請書類の見直しと併せ、行政手続のデジタル化などを行い、町民が利用しやすい親切で質の高いサービスを提供することが求められています。また、個人情報管理にあたっては、不用意に漏えいすることがないように、適正な管理が求められています。
- 町民の安心安全な暮らしを支える各種行政サービスをより便利で効果的なものに改善・拡大していくためには、町職員の資質向上が重要であり、初任者研修から経験者研修まで階層に応じた職員研修の受講を促すことにより、職員の意識や専門性の向上、幅広い知識や技術の習得に取り組んできました。また、正副担当制やスタッフ制*の考え方を継続し、限られた人員体制の中でも窓口対応の質の向上に努めており、今後も安定的なサービス提供に向けて取り組みを継続していくことが必要です。

【施策展開】**(1) 窓口サービスの充実**

担当窓口のすべての職員が対応できるよう係内研修の実施などにより、利用者が理解しやすい申請書類の見直しを行うなど、来庁者の利便性を重視した日常業務の改善に努め、接遇の徹底や研修による接遇レベルのスキルアップを行い、親切で質の高い窓口サービスの提供を図ります。また、国によるマイナンバー制度*を活用し、行政の効率化や利用者の利便性の向上を図るとともに、デジタル技術や生成A I（人工知能）を有効活用した電子申請の充実や行政手続のデジタル化など電子自治体*サービスの充実を図ります。

(2) 職員の資質向上の推進

限られた人員の中、多様化・複雑化する業務への対応力を高めるため、引き続きタイムリーな内容の研修受講を促進します。

関係機関との「相互の人事交流」を基本に、人材育成のための職員研修派遣に取り組むとともに、「能力・実績主義の人事管理」「職員の人材育成と組織力の向上」を目指す新・人事評価制度の構築に鋭意喫緊に取り組みます。

(3) 行政サービスのクオリティ維持

人口減少が進む中で職員の人的リソースが不足することの懸念や、住民ニーズの多様化に対応するため、生成A Iなどのデジタル技術を有効活用し、限られた人員体制の中でも安定的なサービス提供を継続します。

第2節 健全な財政運営と確実な行政経営の郷土づくり

2. 行財政運営

5年後の目標

質の高い行政サービスを提供し、健全な財政運営と柔軟で効率的な組織体制を実現する郷土

【まちづくり指標】

指標名	基準値（令和6年）	目標値（令和12年）
経常収支比率*	87.2%	87.7%
実質公債費比率*	8.8%	9.1%
ふるさと納税*額	459,666千円	700,000千円

【現況と課題】

- 町税の安定的な確保を図るため、納期内納税推進と滞納処分を強化するとともに多種多様な納付方法に対応する納税環境の拡充整備を進めています。人口減少や固定資産税評価額の下落が続いているなどの影響等により町税収入の減少が見込まれる中、安定した行財政運営を継続するためには、国・県等の補助金や交付金など特定財源の積極的な活用のほか、社会情勢等を見据えた使用料・手数料等の見直しやクラウドファンディング*などの多様な自主財源の確保が必要となっています。
- 限られた財源を効率的・効果的に活用しつつ、学校統合をはじめとする各種施策を遂行するため、前例や慣例にとらわれず必要性や緊急性を見極め、「選択と集中」のもと創意工夫と新たな視点による歳出抑制が必要です。
- ふるさと納税については、ポータルサイトの追加や魅力的な返礼品の拡充により寄附金額が増加傾向にある中、更なる拡充を図るには、リアルイベントへの参加やふるさと納税制度に係る積極的な広報等が必要です。
- 人口が減少する中、老朽化した公共施設等の存続・廃止の検討や長寿命化等を計画的に進め、コスト縮減や利用者の利便性の向上など、効果的・効率的な施設運営が求められています。
- 職員の適正管理においては、職員採用に際し社会人経験者や専門職の採用を積極的に行い、即戦力の確保や年齢構成の平準化を図るとともに、売り手市場による民間との競合や定年引上げ、障がい者雇用促進に対応するため、採用方法の工夫や会計年度任用職員制度*の活用を通じて、多様な人材の確保に取り組んでいます。
- 行政サービスの多様化に対応するため、組織機構の見直しの継続的な検討や今後も効率的な人材配置と業務分担を行うとともに、当面続くと思われる売り手市場の中で、専門職など多様で即戦力となる人材をいかに確保・育成していくかが重要です。

【施策展開】**(1) 行政経営の効率化**

長期的で経営的な観点のもとで定員適正化計画*を策定するとともに、職員数の抑制は基本方向としながらも、町民ニーズや町を取り巻く情勢、組織の現況を踏まえ、時代に即した組織の在り方と職員数の適正化について十分検討を行いながら柔軟で効率的な組織体制の確保を図ります。また、職員採用においては「選ばれる職場」づくり、職員管理においては「働き続けられる職場づくり」を意識した取り組みも進めます。

(2) 健全な財政運営

町税収入の安定やふるさと納税制度による基金の造成など、自主財源の確保に努めるほか、国・県等の補助金や交付金などの特定財源の積極的な活用を図るとともに、町民ニーズを的確に把握し、必要性や緊急性を見極め「選択と集中」による効率的で持続可能な財政運営を推進します。

公共施設等については、適正配置を基本とし、計画的に改修や更新等を進め、財政負担の軽減・平準化を図ります。

第2節 健全な財政運営と確実な行政経営の郷土づくり

3. 広域行政

5年後の目標

行政需要の多様化や高度化などから新たに生じる重要課題に対し、広域行政推進により解決する郷土

【まちづくりの指標】

指標名	基準値（令和6年）	目標値（令和12年）
新たな広域行政の取り組み	0件	1件

【現況と課題】

- 町民の社会経済活動の広域化が進む現状の中で、人口減少や財政負担の増加など同様の地域課題を抱える広域圏域の自治体同士が連携し、より効率的で質の高い行政サービスの提供と住民負担の軽減を目指す広域行政について、更なる充実が求められています。町や広域圏域の地域特性に配慮しつつ、広域行政の視点から住民福祉の向上と社会経済の発展につなげていく取り組みを、これまで以上に検討していく必要があります。
- 北信広域連合、岳南広域消防組合、北信保健衛生施設組合といった一部事務組合等との連携を継続し、特別養護老人ホーム*の運営、消防業務、ごみ処理等の広域的共同事業を実施しているとともに、観光振興においても関係市町村で組織する広域連携協議会に参画し、広域的な魅力や課題を共有しながら連携による取り組みを進めています。
- 広域行政による各種事業に取り組んでいますが、今後も関係機関との連携を強化し、新たな分野で更なる広域化を推進することについて自治体間相互で模索し研究しながら、町民にとって最適で効率的な行政サービスの提供と充実、費用削減や適正な経費負担等を実現していく必要があります。

【施策展開】

（1）広域行政の推進

広域化することによりさらに効率的な行政サービス提供につながる事業、費用削減が見込まれる事業、町や広域圏域全体の活性化が図れる事業から、広域連携の実現に向けた検討を進めるとともに、行政需要の多様化や高度化から生じる新たな重要課題に対し、広域行政の推進による課題解決を図ります。

より戦略的で持続可能な地域づくりにつながる枠組みの構築を目指すとともに、連携する自治体相互の地域課題を明確にした上で、新規事業も含めそれぞれの強みを生かせる共同事業を推進します。

第3節 人と人が尊重し合う絆の郷土づくり

1. 人権の尊重

5年後の目標

多様性を尊重し、すべての町民が互いに理解し合い大切にされる郷土

【まちづくりの指標】

指標名	基準値（令和6年）	目標値（令和12年）
差別をなくす町民大会参加者数	190人	200人

【現況と課題】

- 日本国憲法第11条では、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」と示しています。
- 本町においては、「差別撤廃と人権擁護に関する条例*」を施行し、部落差別をはじめあらゆる差別をなくし、また、「犯罪被害者等支援条例*」も施行し、犯罪被害者の人権を保護し、町民が安心して生活できる「人権のまちづくり」を進めています。
- 差別、虐待、いじめなどの人権問題は現在もなお後を絶たないことに加え、少子・高齢化や国際化、情報化の進展や社会情勢の変化により新たな問題も発生するなど、私たちを取り巻く人権に係る問題は日々多様化、複雑化しています。
- このような実情を踏まえ、「第3次山ノ内町人権に関する総合計画*」に基づいた人権施策を推進し、町民一人ひとりが人権問題を自分のこととして捉え解消に向けて取り組み、個性や異文化・価値観の違いを認め合う必要があります。
- 平和な社会を形成するため「平和の町宣言*」を行い、核兵器廃絶と世界の恒久平和を願い、平和に関する取り組みを進めてきました。今後も、いままでの取り組みを継続し、平和の尊さについて町民自らが考え、行動できるような取り組みが必要です。
- 人権行政の担い手である町職員においては、研修等を通じ、全職員が業務上のあらゆる面において人権尊重を基盤とした行政運営の推進に取り組んでいます。また、職場内におけるハラスメント*や不当差別の防止に取り組んでいます。

【施策展開】

(1) 町民の安全・安心な暮らしを守り、差別を生まないまちづくり

「人権のまちづくり」の基盤として、すべての町職員が人権行政の担い手であることを自覚し、あらゆる分野で「人権尊重の視点」に立った町政を引き続き推進します。職員一人ひとりの意識がさらに深まるよう取り組みの工夫を図ります。

(2) 偏見・差別を解消し、異文化・多様性を認め合うまちづくり

人権問題への正しい理解を通じて、町民一人ひとりが自分自身の偏見に気づく力や、噂やデマにほんろうされず正しい情報を見抜く力をつけるために、行政、保育園・学校、家庭・地域、企業・職場などあらゆる場において、効果的で実践につながる教育やそれに伴う活動を推進します。

(3) 人権侵害の被害者を救済するまちづくり

庁内の各課等のもとより、国や県、関係機関との連携を一層密にし、町民が差別や人権侵害に直面したときに、必要な情報提供や支援を受けながら問題を早期解決できる体制づくりを図ります。

(4) 人権課題別施策の推進

同和問題、女性、障がい者、こどもなど従来からの人権課題の他、情報化の進展や価値観の多様化などにより生まれた新たな人権課題の実態を見据え、あらゆる対象に向け人権施策の推進を図ります。

(5) 平和のまちづくりの推進

戦争の悲惨さ、平和の尊さ、命の大切さを伝えるため、「平和の町宣言」の精神に基づき、町民とともに平和に関する啓発活動や教育を推進し、平和な社会の実現を図ります。

第3節 人と人が尊重し合う絆の郷土づくり

2. 男女共同参画社会

5年後の目標

誰もが自分らしくいきいきと暮らせる郷土

【まちづくりの指標】

指標名	基準値（令和6年）	目標値（令和12年）
審議会*等における女性委員の割合	24.0%	30.0%

【現況と課題】

- 現代社会では、性別に関係なくお互いにその人権を尊重し合いながら、責任を分かち合い、その個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。
- 家庭や地域、職場等において、アンコンシャスバイアス*や、伝統的・固定的な男女の役割分担意識や慣習が、依然として根強く残っています。このような偏見や固定的な意識をなくすために、男女共同参画の視点に立った意識改革を行うとともに、次代を担うこどもたちへ性別に関係なく個性を尊重する教育を進めていく必要があります。
- 本町では、「やまのうち男女共同参画プラン 21*」の計画に沿った各種施策を推進し、啓発活動や講座等を開催していく必要があります。
- 行政においては、女性の意向が広く反映できるよう各種審議会等への女性の登用に取り組んでいます。

【施策展開】

（1）男女共同参画社会実現に向けた意識づくり

国際情勢を踏まえ、性別による固定的役割分担意識の解消、アンコンシャスバイアスの理解のための広報・啓発活動に取り組みます。また、あらゆる場において、男女共同参画社会を推進するための教育・学習を推進します。

（2）男女がともに活躍できる環境づくり

あらゆる場への女性の参画を促進するとともに、ワークライフバランス*を重視し、男女がともに社会に参画しやすい環境づくりを推進します。

（3）健やかで安心できる自立した生活づくり

あらゆる暴力等を解消し、一人ひとりが心身ともに健康でいきいきと暮らすための支援の充実を図ります。

資料編

- ・ 山ノ内町総合計画策定の経過
- ・ 山ノ内町総合計画審議会・諮問
- ・ 山ノ内町総合計画審議会・答申
- ・ 山ノ内町議会・附帯決議
- ・ 山ノ内町総合計画審議会条例
- ・ 山ノ内町総合計画審議会委員名簿
- ・ 山ノ内町総合計画審議会 専門部会委員名簿
- ・ 基本目標と個別計画
- ・ 用語解説

山ノ内町総合計画策定の経過

年月日	事項	主な内容等
令和7年3月1日 ～3月31日	まちづくりアンケート調査	・まちづくりアンケート調査実施 町内に在住する16歳以上の男女 1,000人 回答率 63.3%
令和7年4月18日	第1回 庁内策定委員会 幹事会	・第6次町総合計画後期基本の策定方針について ・第6次町総合計画後期前期基本計画の検証について ・まちづくりアンケート調査について
令和7年4月21日	第1回 庁内策定委員会	・第6次町総合計画後期基本計画の策定方針について ・第6次町総合計画前期基本計画の検証について ・まちづくりアンケート調査について
令和7年4月24日	第1回 町総合計画審議会	・委員長・副委員長の選出 ・第6次町総合計画後期基本計画 諮問 ・第6次町総合計画後期基本計画策定方針について ・まちづくりアンケート調査について
令和7年4月下旬 ～5月下旬	各種アンケート調査	・町外からの勤務者アンケート 山ノ内町商工会会員 300 団体及び山ノ内町役場に 勤務する町在住者 回答件数104件 ・子育てアプリ利用者アンケート 山ノ内町子育てアプリ「はぐナビ☆やまのうち」登録者 回答件数5件 ・保育園保護者アンケート 町内保育園保護者 回答件数136件
令和7年5月14日	第1回 若者ミライ会議	・町内で暮らす若者を対象にワークショップ開催
令和7年5月28日	第2回 若者ミライ会議	・町内で暮らす外国人を対象にワークショップ開催
令和7年5月30日	第2回 庁内策定委員会 幹事会	・まちづくりアンケート結果について ・庁内策定委員会 専門部会 正副部長の選出について ・第6次町総合計画前期基本計画の検証について
令和7年6月17日	第1回 庁内策定委員会 産業・交流・移住定住部会	・第6次町総合計画前期基本計画の検証について
令和7年6月18日	第1回 庁内策定委員会 都市基盤・自然環境・生活環境・防災	・第6次町総合計画前期基本計画の検証について
令和7年6月19日	第1回 庁内策定委員会 協働・行財政・人権部会	・第6次町総合計画前期基本計画の検証について
令和7年6月19日	第1回 庁内策定委員会 保健・医療・福祉部会	・第6次町総合計画前期基本計画の検証について
令和7年6月19日	第1回 庁内策定委員会 教育・文化・スポーツ部会	・第6次町総合計画前期基本計画の検証について
令和7年6月20日	第3回 若者ミライ会議	・町内で暮らす若者を対象にワークショップ開催
令和7年7月1日	第3回 庁内策定委員会 幹事会	・第6次町総合計画前期基本計画の検証について ・まちづくりアンケート結果概要について ・若者ミライ会議について
令和7年7月7日	第2回 庁内策定委員会	・第6次町総合計画前期基本計画の検証について ・まちづくりアンケート結果概要について ・若者ミライ会議について

年月日	事項	主な内容等
令和7年7月8日	第2回 町総合計画審議会	・まちづくりアンケート結果について ・若者ミライ会議について
令和7年7月8日	総合計画審議会 第1回 合同専門部会	・第6次町総合計画前期基本計画の検証結果について
令和7年7月16日	山ノ内町まちづくり子ども委員会	・中学生を対象にワークショップ開催
令和7年8月27日	第4回 庁内策定委員会 幹事会	・第6次町総合計画後期基本計画 施策の体系について ・第6次町総合計画後期基本計画 指標について
令和7年9月1日	第3回 庁内策定委員会	・第6次町総合計画後期基本計画 施策の体系について ・第6次町総合計画後期基本計画 指標について
令和7年9月5日	総合計画審議会 第1回 合同専門部会 教育・文化・スポーツ部会	・第6次町総合計画前期基本計画の検証結果について
令和7年9月18日	第2回 庁内策定委員会 産業・交流・移住定住部会	・第6次町総合計画後期基本計画(素案)の内容確認について
令和7年9月18日	第2回 庁内策定委員会 保健・医療・福祉部会	・第6次町総合計画後期基本計画(素案)の内容確認について
令和7年9月19日	第2回 庁内策定委員会 教育・文化・スポーツ部会	・第6次町総合計画後期基本計画(素案)の内容確認について
令和7年9月19日	第2回 庁内策定委員会 都市基盤・自然環境・生活環境・防災部会	・第6次町総合計画後期基本計画(素案)の内容確認について
令和7年9月25日	第2回 庁内策定委員会 協働・行財政・人権部会	・第6次町総合計画後期基本計画(素案)の内容確認について
令和7年9月26日	第5回 庁内策定委員会 幹事会	・第6次町総合計画基本計画(素案)について ・第3期町人口ビジョン(案)について
令和7年9月29日	第4回 庁内策定委員会	・第6次町総合計画基本計画(素案)について ・第3期町人口ビジョン(案)について
令和7年10月7日	第3回 町総合計画審議会	・第3期町人口ビジョン(案)について
令和7年10月7日	総合計画審議会 第2回 合同専門部会	・第6次町総合計画後期基本計画(素案)について
令和7年10月8日 ～10月21日	パブリックコメント	・意見なし
令和7年10月17日 ～10月23日	住民説明会	・町内4地区 10/17 東部 10/20 北部 10/21 西部 10/23 南部
令和7年10月30日	第6回 庁内策定委員会 幹事会	・第6次町総合計画後期基本計画書(案)について
令和7年11月4日	第5回 庁内策定委員会	・第6次町総合計画後期基本計画書(案)について
令和7年11月7日	第4回 町総合計画審議会	・第6次町総合計画後期基本計画書全体(案)について
令和7年11月14日	第6次町総合計画後期基本計画 答申	
令和7年12月18日	第6回 山ノ内町議会定例会	・第6次町総合計画後期基本計画議決

山ノ内町総合計画審議会・諮問

7山未第16号
令和7年4月24日

山ノ内町総合計画審議会
委員長 高木幸一郎様

山ノ内町長 平澤岳

第6次山ノ内町総合計画後期基本計画について（諮問）

第6次山ノ内町総合計画後期基本計画（令和8年度～令和12年度）を策定するにあたり、山ノ内町総合計画審議会条例（昭和54年山ノ内町条例第24号）第2条の規定により、後期基本計画について、貴審議会の意見を求めます。

山ノ内町総合計画審議会・答申

令和7年11月14日

山ノ内町長 平 澤 岳 様

山ノ内町総合計画審議会
委員長 高木 幸一郎

第6次山ノ内町総合計画後期基本計画について（答申）

令和7年4月24日付け7山未第16号で諮問のありました、第6次山ノ内町総合計画後期基本計画について、本審議会で慎重審議を重ねた結果、別冊のとおり答申します。

なお、本計画に位置付けられている各施策の推進にあたっては、本審議会の審議経過及び各種アンケート結果や住民説明会等で寄せられた意見を尊重するとともに、下記の事項に配慮されたい。

記

- 1 本町を取り巻く財政状況や社会情勢の変化を踏まえ、限られた財源を有効に活用し、事業の効率化を図りながら、計画的で効果的な施策の推進に努められたい。
- 2 本計画の趣旨や内容、各事業の取り組み状況などについて、町民にわかりやすい情報発信を行うとともに、各計画や進捗状況等を公表し、広く町民の理解と協力を得られるよう努められたい。
- 3 本町の人口減少と少子高齢化を最重要課題として捉え、地域の活力を維持・向上させるため、施策展開に努めること。
- 4 脱炭素社会の実現、若者・外国人から選ばれる、稼げる、DX推進のそれぞれの観点から持続可能なまちづくりに向けて横断的に取り組まれたい。

山ノ内町議会・附帯決議

議案第 59 号に対する附帯決議

「議案第 59 号 第 6 次山ノ内町総合計画後期基本計画の策定について」は、2 部会で構成する特別委員会を設置し慎重に審査した。その審査過程においては様々な課題も明らかになった。

国は、急速な少子高齢化と人口減少社会に直面しており、とりわけ地方においては、若年層の流出、産業基盤の弱体化、地域経済の縮小、生活関連サービスの維持困難など、地域社会の持続可能性に深刻な影響をおよぼしている。こうした状況は、地域コミュニティの衰退を招き、将来世代にわたるまちづくりのあり方に重大な課題を投げかけている。

かかる状況下、当町において策定された第 6 次総合計画後期基本計画は、町の課題解決に向けた新たな、そして将来にわたる持続可能なまちづくりを推進するための重要な指針であり、町民一丸となって実現を目指し努力することが重要であると考え。そのうえで、この計画の実効性を高めることが強く求められる。

これらに鑑み、次の事項について積極的な対応を強く要望する。

記

- 将来人口目標値の達成に向け、危機感を持って多様な施策を、各課横断的に取り組むこと。
- 人口減少対策として移住・定住を推進し、効果を上げること。
- 観光客である交流人口、定住人口・関係人口のさらなる増加につとめ、まちづくり観光局との連携強化をはかること。
- 基幹産業・地域事業者が持続的に発展できるよう支援の拡充をはかること。
- 地域計画は定期的に見直し、計画の実現に向けて支援を行うこと。
- 空家対策計画に基づいて、積極的な利活用や除却をすすめること。
- 多様な学びの機会拡充に向け、設備環境と教育の中身や方法の両面からアプローチすること。
- 今後空き校舎となる施設は民間企業等による活用をはじめ、地域の実情やニーズに合わせ、まちづくりに資する活用とすること。
- スポーツ推進計画に基づき、子どもから高齢者、ビギナーからトップアスリートまでの活動に対し、支援をはかること。
- 危機管理に対しては的確かつ迅速に対応し、町民の安心・安全につなげること。
- 地域公共交通は維持確保につとめ、交通弱者の利便性を向上させること。

- 上下水道事業等は経営戦略に基づいた施設整備をすすめ、経営の健全化と経営基盤の強化をはかり、安全・安心・安定した事業を目指すこと。
- ゼロカーボン社会の実現を見据えて、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進体制を構築し、気候変動に適応した持続可能な「やまのうち」を目指すこと。
- 異文化・多様性を尊重し、共生のまちづくりを推進すること。
- 今後も予想される法定受託事務の増加に配慮した人員配置をすること。
- DX推進は計画を策定し住民にわかりやすく見える形で、住民の利便性向上および行政業務の効率化をすすめること。
- 人権に関する総合計画に基づき「ハラスメントのない町」となるようつとめること。
- 公共施設等総合管理計画に基づいた施設整備等を実施し、投資的経費の平準化をはかること。
- 施策の進捗状況については、年次ごとに報告すること。

上記決議する。

令和7年12月18日

山ノ内町議会

山ノ内町総合計画審議会条例

○山ノ内町総合計画審議会条例

昭和54年10月1日条例第24号

改正

平成17年3月29日条例第2号

平成19年6月29日条例第15号

平成21年3月23日条例第4号

令和6年3月19日条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、山ノ内町の総合計画審議会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び目的)

第2条 山ノ内町長の諮問に応じ、山ノ内町総合計画の策定に関し、必要な調査及び審議を行なうため、山ノ内町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員50名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 議会議員 6名以内
- (2) 区長会 16名以内
- (3) 民生委員 4名以内
- (4) 農業委員会委員 2名以内
- (5) 教育委員会の委員 1名
- (6) 学識経験者 5名以内
- (7) その他町長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 審議会に委員長及び副委員長それぞれ1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選により定める。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。
- 4 委員長は会務を総理し、審議会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、団体の役職員についてはその役職の任期中とする。

2 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

第6条 審議会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 審議会は委員定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、委員長の指名する者をもってあてる。

3 部会に属する委員は、委員長が指名する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、未来創造課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月29日条例第2号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月29日条例第15号）

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成21年3月23日条例第4号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月19日条例第7号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

山ノ内町総合計画審議会委員名簿

【敬称略・順不同】

役職等		氏名	備考
山ノ内町議会	総務産業常任委員長	塚田 一男	～令和7年5月
山ノ内町議会	総務産業常任委員長	山本 光俊	令和7年6月～
山ノ内町議会	社会文教常任委員長	高田 佳久	
山ノ内町議会	広報常任委員長	渡辺 正男	～令和7年5月
山ノ内町議会	広報常任委員長	志鷹 慎吾	令和7年6月～
山ノ内町区長会	会長	瀧澤 敏	
山ノ内町民生児童委員協議会	地域福祉部会長	佐藤 匡則	
山ノ内町農業委員会	会長代理	福井 敏彦	
(一財)山ノ内まちづくり観光局	事務局長	石井 正生	
山ノ内町商工会	女性部副部長	春原 厚子	
ながの農業協同組合	地区筆頭理事	徳竹 栄一	
北信州森林組合	理事	山口 剛	
女将の会「ゆのか」	会長	竹節 みどり	
志賀高原観光協会	協会長	山本 光俊	～令和7年6月
志賀高原観光協会	協会長	片桐 由香子	令和7年7月～
湯田中渋温泉郷地区旅館業代表		関 拓郎	
北志賀高原観光協会	会長	徳竹 栄子	
山ノ内町教育委員会	教育委員	野竹 重範	
山ノ内町校長会	校長会長	竹内 由紀	
山ノ内町金融団	長野信用金庫山ノ内支店長	荒井 則喜	
山ノ内町社会福祉協議会	事務局長	山口 辰也	
山ノ内町消防団	団長	竹田 久	
山ノ内町保健補導員会		関口 稲子	
山ノ内町スポーツ協会	会長	高山 祐一	
町長推薦		高木 幸一郎	

山ノ内町総合計画審議会 専門部会委員名簿

委員長	高木 幸一郎	町長推薦	
副委員長	瀧澤 敏	山ノ内町区長会（上条区長）	会長

【産業・交流・移住定住部会】 10名

部会長	徳竹 栄一	ながの農業協同組合	地区担当理事
副部会長	石井 正生	(一財)山ノ内まちづくり観光局	事務局長
	福井 敏彦	山ノ内町農業委員会	会長代理
	春原 厚子	山ノ内町商工会	女性部副部長
	竹節 みどり	女将の会「ゆのか」	会長
	山口 剛	北信州森林組合	理事
	片桐 由香子	志賀高原観光協会	協会長
	荒井 則喜	山ノ内町金融団	長野信用金庫山ノ内支店長
	関 拓郎	湯田中渋温泉郷地区旅館業代表	
	徳竹 栄子	北志賀高原観光協会	会長

【保健・医療・福祉部会】 5名

部会長	山口 辰也	山ノ内町社会福祉協議会	事務局長
副部会長	佐藤 匡則	山ノ内町民生児童委員協議会	地域福祉部会部会長
	高田 佳久	山ノ内町議会 社会文教常任委員会	委員長
	春原 厚子	山ノ内町商工会	女性部副部長
	関口 稲子	山ノ内町保健補導員会	

【教育・文化・スポーツ部会】 5名

部会長	竹内 由紀	山ノ内町校長会	会長
副部会長	高山 祐一	山ノ内町スポーツ協会	会長
	野竹 重範	山ノ内町教育委員会	教育委員
	高木 幸一郎	町長推薦	
	高田 佳久	山ノ内町議会 社会文教常任委員会	委員長

【都市基盤・環境・防災部会】 6名

部会長	山口 剛	北信州森林組合	理事
副部会長	竹田 久	山ノ内町消防団	団長
	山本 光俊	山ノ内町議会 総務産業常任委員会	委員長
	瀧澤 敏	山ノ内町区長会（上条区長）	会長
	福井 敏彦	山ノ内町農業委員会	会長代理
	高木 幸一郎	町長推薦	

【協働・行財政・人権部会】 6名

部会長	荒井 則喜	山ノ内町金融団	長野信用金庫山ノ内支店長
副部会長	野竹 重範	山ノ内町教育委員会	教育委員
	志鷹 慎吾	山ノ内町議会 広報常任委員会	委員長
	石井 正生	(一財)山ノ内まちづくり観光局	事務局長
	竹内 由紀	山ノ内町校長会	会長
	山口 辰也	山ノ内町社会福祉協議会	事務局長

基本目標と個別計画

基本目標	分野	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	担当課		
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			
全 般	まちづくり			第6次山ノ内町総合計画後期基本計画（R8年度～R12年度）								未来創造課	
				第6次山ノ内町総合計画 実施計画（3か年計画）※毎年更新								未来創造課	
				第3期山ノ内町まち・ひと・しごと創生総合戦略（R8年度～R12年度）								未来創造課	
				第3期 山ノ内町人口ビジョン（R8～R57年）								未来創造課	
				過疎地域持続的発展山ノ内町計画（R8年度～R12年度）								未来創造課	
基本目標 1 ひとつがたく、 魅力あふれる 産業と交流の郷土	産業			山ノ内町農業振興地域整備計画（H9年度～）								農林振興課	
				山ノ内町果樹産地構造改革計画（H19年度～）								農林振興課	
				山ノ内町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（H19年度～）								農林振興課	
				山ノ内町森林整備計画（R7年度～R17年度）								農林振興課	
				山ノ内町観光交流ビジョン（第4次）（R8年度～R12年度）								経済振興課	
				山ノ内町鳥獣被害防止計画（R8年度～R10年度）								農林振興課	
基本目標 2 いきいきと暮らす、 元気が満ちる 健康な郷土	保健・医療			いきいき健康推進プランやまのうち（第三次）（R6年度～R17年度）								健康福祉課	
				山ノ内町新型インフルエンザ等対策行動計画（H26年度～）								健康福祉課	
				山ノ内町いのちを支える自殺対策推進計画（R7年度～R11年度）								健康福祉課	
				保健事業実施計画（第3期）（R6年度～R11年度）								健康福祉課	
	子育て			山ノ内町子ども・子育て支援事業計画（第三期）（R7年度～R11年度）								こども未来課	
		福祉			山ノ内町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（R6年度～R8年度）								健康福祉課
					第5期山ノ内町障害者計画（R6年度～R11年度）								健康福祉課
				第7期山ノ内町障害福祉計画（R6年度～R8年度）								健康福祉課	
			第3期障害児福祉計画（R6年度～R8年度）								健康福祉課		
			山ノ内町職員における障がい者活躍推進計画（R2年度～）									総務課	
基本目標 3 未来に羽ばたく、 豊かな文化と 学びの郷土	教育			山ノ内町教育振興基本計画（R5年度～R9年度）								こども未来課	
	文化			史跡佐野遺跡保存活用計画（R8年度～）								生涯学習課	
	スポーツ			山ノ内町スポーツ推進計画（R5年度～R9年度）								生涯学習課	
基本目標 4 自然と生きる、 暮らしの希望を叶える 安全な郷土	都市基盤			第4次国土利用計画山ノ内町計画（R3年～R12年）								未来創造課	
				山ノ内町都市計画マスタープラン（R5年度～R25年度）								建設水道課	
				山ノ内町景観計画（H24年度～）								建設水道課	
				中野市・山ノ内町地域公共交通計画（R4年度～R8年度）								未来創造課	
				山ノ内町公営住宅等長寿命化計画（R5年度～R14年度）								建設水道課	
				山ノ内町空家等対策計画（R5年度～R9年度）								建設水道課	
				山ノ内町水道事業総合基本計画（R4年度～R14年度）								建設水道課	
				山ノ内町水道事業経営戦略（H31年度～R10年度）								建設水道課	
				山ノ内町公共下水道事業計画及び特定環境保全公共下水道事業計画（R8年度～R12年度）								建設水道課	
				山ノ内町公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業経営戦略（R8年度～R17年度）								建設水道課	
				山ノ内町橋梁長寿命化修繕計画（H23年度～R10年度）								建設水道課	
				山ノ内町トンネル長寿命化修繕計画（R8年度～R12年度）								建設水道課	
				山ノ内町シェッド長寿命化修繕計画（R6年度～R10年度）								建設水道課	
		雪みち計画（冬期歩行者空間確保パイロット事業道路計画）（H9年度～）								建設水道課			

基本目標	分野	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	担当課		
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			
基本目標 4 自然と生きる、暮らしの希望を叶える安全な郷土	環境	山ノ内町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（R6年度～R12年度）										未来創造課	
		山ノ内町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（R8年度～R12年度）										未来創造課	
		山ノ内町地域新エネルギービジョン（H22年度～）										未来創造課	
		温泉熱利用に係る詳細ビジョン（H23年度～）										未来創造課	
		雪氷熱利用に係る詳細ビジョン（H24年度～）										未来創造課	
		水質検査計画（H16年度～）										建設水道課	
		志賀高原石の湯のゲンジボタル生息地保存管理計画（H27年度～）										生涯学習課	
	衛生	山ノ内町災害廃棄物処理計画（R3年度～）										住民税務課	
		山ノ内町一般廃棄物処理基本計画（R6年度～R10年度）										住民税務課	
	防災	山ノ内町国民保護計画（H19年度～）										危機管理課	
		山ノ内町国土強靱化地域計画（R8年度～R12年度）										危機管理課	
		山ノ内町耐震改修促進計画（第IV期）（R8年度～R12年度）										建設水道課	
		山ノ内町地域防災計画（S39年度～）										危機管理課	
		山ノ内町避難行動要支援者支援計画（R6年度～）										危機管理課 健康福祉課	
		山ノ内町業務継続計画（職員災害対応マニュアル）（H20年度～）										危機管理課	
		山ノ内町受援計画（R2年度～）										危機管理課	
		山ノ内町避難情報の判断・伝達マニュアル（H20年度～）										危機管理課	
		山ノ内町要配慮者支援計画（R3年度～）										健康福祉課	
		山ノ内町水防計画（R2年度～）										消防課	
		基本目標 5 みんなが活躍する、絆の力で地域が活きる郷土	行政運営	行政改革大綱実施計画（第7次）（R4年度～R8年度）									
山ノ内町特定個人情報等の安全管理に関する基本方針（H27年度～）										総務課			
山ノ内町職員健康管理計画（R5年度～R9年度）										総務課			
行財政	山ノ内町人材育成基本方針（第3次）（H23年度～）										総務課		
	山ノ内町公共施設等総合管理計画（H29年度～R12年度）										総務課		
広域行政	山ノ内町公共施設個別施設計画（R3年度～R12年度）										総務課		
	北信地域定住自立圏共生ビジョン（第3次）（R4年度～R8年度）										未来創造課		
人権	山ノ内町人権に関する総合計画（改訂版）（第3次）（R3年度～R12年度）										生涯学習課		
	第6次やまのうち男女共同参画プラン21（R8年度～R12年度）										生涯学習課		
	山ノ内町次世代育成支援及び女性活躍推進のための特定事業主行動計画（第3期）（R8年度～R12年度）										総務課		

用語解説

数字・アルファベット

■5類感染症

感染症法に基づく感染症分類の一つ。日常的に発生し得る感染症を対象に、保健所への届出や一定の公衆衛生対策が求められる疾病群のこと。(季節性インフルエンザ、麻疹(はしか)、結核など)

■AI (Artificial Intelligence)

人工知能のこと。人間の知的な活動(認識、判断、計画、学習など)をコンピューターで実現するための技術のこと。

■DX (Digital Transformation)

デジタル技術を使って、ビジネスや行政、暮らしの“仕組みそのもの”を変え、価値の出し方・仕事のやり方・サービスのあり方を抜本的に良くしていくこと。

■ESD

(Education for Sustainable Development)
持続可能な開発のための教育と訳される。持続可能な開発を実現するために発想し行動できる人材を育成する教育のこと。

■Iターン

生まれ育った地域とは別の地方に、新たに移り住んで暮らすこと。特に大都市圏出身者が地方へ移住すること。

■ICT

(Information and Communication Technology)
情報通信技術のこと。

■IoT (Internet of Things)

自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すこと。

■IT産業

Information Technology (情報技術)を活用した製品やサービスを提供する産業分野のこと。

■LINE

LINE ヤフー株式会社が提供しているソーシャル・ネットワークワーキング・サービス(SNS)の一つ。

■SDGs (持続可能な開発目標)

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な

開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までの国際目標のこと。17のゴール・169のターゲットで構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」社会の実現を目指すもの。

■SNS (Social Networking Service)

人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のWebサイトのこと。

■Society 5.0

内閣府が提唱している未来社会のコンセプトのこと。革新技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と同時に、様々な社会課題の解決を図り、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を享受できる未来社会のこと。

■Uターン

一度、進学や就職などで都市部に出た人が、その後、生まれ育った地域に戻って暮らすこと。

■YouTube

米Google社が運営する、動画を投稿・閲覧・共有できるオンラインプラットフォームのこと。

あ行

■アウトソーシング

業務を外部組織・機関に委託すること。

■空き家・空き地バンク

空き家や空き地の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を集約し、これから利用・活用したい方につなぐ制度のこと。

■アクティビティ

「活発」「活動」という意味で、様々な作業の動作や活動状況のこと。観光客が自分で体を動かしたり、五感を使って参加するプログラム全般を指す。

■アダプトシステム

自治体と住民がお互いの役割分担について協定を結び、継続的に管理や美化活動を進める制度のこと。

■アンコンシャスバイアス

自分では気づかないまま判断や行動に影響を与える思い込みや偏った認識のこと。

「アンコンシャス(unconscious・無意識)」と、「バイアス(bias・偏見)」を合わせた用語。

■移行地域（持続可能な経済発展を目指す地域）

ユネスコエコパークの地域区分の一つ。人々が居住地生活を営んでおり、自然環境の保全と調和した持続可能な地域社会の発展のためのモデルとなる取組が行われている地域のこと。

■（一財）山ノ内まちづくり観光局

山ノ内町の豊かな観光資源と地域資源を活用し、観光業や農林業の振興を通じて地域産業の発展に貢献することを目的とした一般社団法人のこと。

■インクルーシブ社会

年齢、性別、障がい、国籍、経済状況などにかかわらず、誰もが社会の一員として尊重され、参加できる社会のこと。

■インターン

「インターンシップ」の略称。学生が企業などで就業体験をする制度のこと。

■インバウンド

外国人が日本を訪れる旅行のこと。

■衛生自治会

地域の住民が主体となって、ごみ集積所の管理、地域の清掃活動、分別・マナーの周知など、生活環境や衛生を守るために活動する組織のこと。

■エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指すツーリズムのこと。

■おもてなし宣言

山ノ内町が「日本一のおもてなし県」を目指す長野県の取り組みに参加し、観光客や移住者に対し、温かく迎え入れる取り組みのこと。

■温室効果ガス

地球の大気中に含まれ、熱をためることで地球をあたたく保つ働きをもつ気体のこと。二酸化炭素やメタンなどで、増加すると地球温暖化の原因となるもの。

一般職として位置づけることで公平で安定した処遇を確保する制度のこと。

■核心地域（厳正な保護を図る地域）

ユネスコエコパークの地域区分の一つ。多くの貴重な動植物が生育しており、法的にも厳しく保護され、長期的に保全されている地域のこと。

■カーボンニュートラル

CO₂などの温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。

■合併処理浄化槽

家庭や事業場などに個別に設置される污水处理施設のこと。トイレ、洗面所、台所、洗濯、風呂などから排出される全ての汚水を処理することができ、下水道と同等の処理能力がある。

■関係人口

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

■緩衝地域（自然を保護しつつ活用する地域）

ユネスコエコパークの地域区分の一つ。核心地域の周囲または隣接する地域で、核心地域のバッファーとしての機能を果たす。ユネスコエコパークのための実験的研究だけでなく、教育や研修、森林セラピー、エコツーリズムなど、自然の保全・持続可能な利活用への理解の増進、将来の担い手の育成等が行われている地域のこと。

■感染症指定医療機関

感染症のまん延を防ぎ、患者の適切な治療を行うために、国や自治体が定めた基準に基づいて指定される医療機関のこと。新型インフルエンザなどの感染症患者の受け入れや専門的な医療提供体制を整えていること。

■義務教育学校

小学校と中学校の9年間を、1人の校長と1つの教職員組織のもとで一貫して教育を行う学校のこと。

■キャッシュレス決済

現金ではなく、クレジットカード、電子マネー、スマートフォンやインターネット等を使ってお金を払うこと。

■キャリア研修

職員や従業員等が自身のキャリアを主体的に考え、将来の目標や方向性を設定するのを支援する研修のこと。

か行

■会計年度任用職員制度

地方自治体で働く非常勤職員の任用方法を統一し、任用・勤務条件・給与などのルールを明確にするために導入された仕組みで、任用期間を1年度以内としつつ、

■教育懇談会

地域住民・保護者・学校関係者などが集まり、町の教育に関する課題や取組について意見交換を行う場のこと。

■行政評価

政策や事業等の行政活動について、目的や成果、コストなどに着目してその有効性や効率性を評価し、その結果を予算などに反映させることにより、効果的かつ効率的な行政運営の継続的な改善を目指す仕組みのこと。

■クラウドファンディング

インターネットを通じて、不特定多数の人から少額ずつ資金を集め、プロジェクトや事業の実現を支援する仕組みのこと。

■グローバル

政治、経済、文化など、様々な側面で従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。

■グローバル教育

世界規模で物事を考え、異なる文化や価値観を理解・尊重し、国際社会の課題解決に貢献できる「地球市民」を育成する教育のこと。

■景観行政団体

地域における景観行政を担う主体として景観法で規定された市町村（政令指定都市、中核市、県と協議しその同意を得た市町村）及び都道府県のこと。

■景観住民協定

地域住民が良好な景観を保全・形成するために、建物の外観（高さ、色、形態など）や緑化、広告物の表示などについて自主的にルールを定めて結ぶ協定のこと。

■経常収支比率

町の財政構造の弾力性を判断する指標のこと。「町税・地方交付税」など使途が定められていない収入が、「人件費・扶助費・公債費」など経常的に必要な経費に使われている割合を示す。数値が小さいほど町独自の施策が進めやすくなる。

■健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく自立した生活ができる生存期間のこと。

■公共施設個別施設計画

自治体が管理する道路や橋、学校、図書館など、個別の公共施設について、老朽化対策や維持管理の具体的

な内容、時期、費用などを定めた計画のこと。

■交通死亡事故ゼロチャレンジ

死亡事故を減らすことを目指し、ドライバーや歩行者への交通安全の呼びかけを強化する取り組みのこと。

■交流人口

通勤・通学、スポーツ、買い物、観光など様々な人々の交流によりその地を訪れた人口のこと。

■克雪住宅

雪下ろしによる負担軽減及び危険防止を図るため、屋根に融雪・落雪のための措置を講じた住宅のこと。

■国土利用計画

国土利用計画法に定められた基本理念に即し、総合的かつ計画的な国土利用を確保するための長期計画（将来構想）で、各種土地利用計画の基本となる計画のこと。

■国立社会保障・人口問題研究所

人口・世帯数の将来推計や社会保障費に関する統計の作成・調査研究などを行う厚生労働省の政策研究機関のこと。

■子ども会育成会連絡協議会

地域の子ども会育成会が連携し、子ども会活動の推進や連絡・連携を図る組織のこと。

■こども家庭センター

妊娠期から18歳までの子育て支援や相談を行う機関のこと。

■子育て支援センター

子育てに関する相談や支援、保護者の交流などの拠点施設のこと。

■コミュニティ

人々が共同体意識を持って生活を営む一定の地域やその人々の集団のこと。

■コミュニティ・スクール

保護者や地域住民が学校運営に参画し、学校と一体となって特色ある学校づくりを進める仕組みのこと。

■コミュニティバス

公共交通空白地の補完、高齢者や障がい者などの移動支援、公共公益施設の利便性向上などを目的に、自治体が運行するバスのこと。

■コワーキングスペース

事務所スペース、会議室、打合せスペースなどを共有しながら独立した仕事を行うことができる場所のこと。異なる職業や仕事を持った人たちが同じスペースで仕事を行うことにより、さまざまなメリットが生まれる。

さ行

■再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱及びバイオマス（動植物由来の有機物）など、自然環境の中で繰り返し生成されるエネルギーのこと。

■差別撤廃と人権擁護に関する条例

部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、すべての人の人権が尊重される地域社会の実現を目指して定める条例のこと。

■志賀高原ユネスコエコパーク

長野県山ノ内町・高山村と群馬県中之条町・草津町・嬬恋村の2県5町村にまたがるエリアについて、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）によって認定された「生物圏保存地域（エコパーク）」のこと。

■実質公債費比率

地方債などの返済に必要な負担が、標準的な税収入額（標準財政規模）に占める割合を示す指標のこと。地方交付税で補填される部分を除いた公債費などを基に算定し、一定基準を超えると一部の地方債が発行できなくなる指標のこと。

■集落営農

集落単位で農家が各自の農地を持ち寄り、共同で農機具を所有し、農作業を行うこと。

■循環型社会

限りある資源を効率的に利用し、廃棄物の発生をできるだけ減らすとともに、発生した廃棄物を環境に負担をかけない形で再利用・再資源化する社会のこと。

■除雪オペレータ

降雪時に重機を操作して道路の除雪作業を行う運転手のこと。

■自主防災組織

地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき自主的に結成する防災組織のこと。

■自立相談支援機関

生活に困りごとを抱える人に対して、相談支援や就労支援、必要な制度・サービスへのつなぎなどを行い、安定した生活の実現を支援するために自治体が設置する支援窓口のこと。

■食育

食に関する正しい知識の普及や情報を提供し、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の保持・増進が図れるような取り組みを行い、自らの食に関する理解を深め、食を選択する力を取得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

■新エネルギー

「新エネルギーの利用等の促進に関する特別措置法」において「新エネルギー利用等」として定義されたエネルギーのこと。太陽光発電や熱利用など技術的には実用段階まで達しているが、経済性の面から普及が十分でないもので、石油に代わるエネルギーのために特に必要なもの。

■新型コロナウイルス感染症（COVID-19）

重症急性呼吸器症候群コロナウイルス2（SARS-CoV2）による呼吸器感染症のこと。

■審議会

国や地方自治体などの行政機関に置かれる、専門知識を持つ有識者などが集まり、諮問された事項を調査・審議する合議制の機関のこと。

■森林環境譲与税

パリ協定に基づく温室効果ガス削減目標達成や災害防止などを目的として、森林整備に必要な地方財源を安定的に確保するために創設された税制度のこと。

■森林経営管理制度

市町村が仲介役となり、管理が不十分な森林の所有者と林業経営者をつなぎ、森林の適切な管理と林業の成長産業化を両立させる制度のこと。

■森林経営計画

森林所有者または森林経営の委託を受けた者が、単独または共同で、自らが所有する森林または経営を受託している森林を対象として作成する5か年計画のこと。

■水源かん養

森林が雨水などを吸収・貯留して、時間をかけてゆっくりと河川に供給する機能のこと。

■スタッフ制

特定の担当者が継続的に相談者を支援する仕組みで、相談内容の把握や関係機関との調整、必要なサービスへのつなぎを一貫して行うことで、住民の利便性向上や総合的な支援を実現するための体制のこと。

■スポーツ推進委員

住民のスポーツ・レクリエーション活動の普及や健康づくりを推進するために、町から委嘱されて活動する人のことで、地域のスポーツイベントの運営補助や指導、地域住民へのスポーツ振興の啓発などを行う役割を担う委員のこと。

■生成AI

テキストや画像、音声などのコンテンツを自動で作り出す人工知能（AI）のこと。

■青少年リーダー

子ども会や地域活動などで、こどもたちと協力して活動をサポートする若手指導者のこと。

■ゼロカーボン

排出される温室効果ガス（二酸化炭素など）と、森林などの自然が吸収する量とを差し引きして、排出量と吸収量の合計を実質的にゼロ（0）にすること。

■ゼロカーボンシティ宣言

自治体が「2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指すことを表明するものであり、再生可能エネルギーの導入や省エネ推進などを通じて脱炭素社会の実現を図る取り組みのこと。

■ゼロカーボン戦略

2050年までにCO₂などの温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指す自治体が進める、具体的な脱炭素化の計画や取り組みのこと。

た行

■第三者承継

現経営者の親族や従業員以外の「外部の第三者」に事業を引き継ぐこと。

■第3次山ノ内町人権に関する総合計画

山ノ内町が部落差別をはじめとするあらゆる差別を撤廃し、人権が尊重される平和で明るい国際都市を目指すために策定した計画のこと。第3期は令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの計画。

■（防災）タイムライン

災害が発生する前後の時間軸にそって、いつ・誰が・

何をするかを事前に整理しておく行動計画のことで、気象情報の進展に合わせて住民や自治体が行うべき対応を具体的に示し、早期避難や被害軽減につなげるための防災手法のこと。

■脱炭素社会

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を「実質ゼロ（0）」にする社会のこと。

■単独浄化槽

し尿のみを処理するための浄化槽で、生活排水（台所・風呂・洗濯など）までは処理しない設備のこと。水質保全の観点から、新設は原則として認められていない。

■地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）

地域が抱える農業の問題や、農地の集積・集約に向けた方針など地域農業の在り方を示した「人・農地プラン」に、農地一筆ごとにおおむね10年後の耕作者を示した「目標地図」を加え、将来の農地利用の姿を明確にした計画のこと。

■地域ブランド

他の地域と比べた優位性や魅力を効果的にアピールし、人々が良いイメージを持ち、行きたいや住んでみたいと思う気持ちを誘引する力を有すること。

■地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい生活を人生の最後まで続けることができるように、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」の5つのサービスを一体的に提供する支援体制のこと。

■地域包括支援センター

高齢者が地域で生活していく上で介護だけではなく、医療や虐待防止など様々な問題に対して、総合的なマネジメントを担い、支援していく中核機関のこと。

■地域防災情報システム

地盤・地形、道路、行政機関、防災施設などに関する情報を必要に応じあらかじめデータベースとして登録し、この防災情報データベースを基礎として、災害対策に求められる各種の分析や発災後の被害情報の管理を行うシステムのこと。

■中山間地域

平野の外縁部から山間地にかけての地域のこと。国土の約7割を占めている地域のこと。

■地球温暖化

温室効果ガス（二酸化炭素など）の蓄積という人為的な要因が主因となって、大気や海洋など地球の気候系の平均気温が長期的に上昇すること。

■長寿命化計画

公共施設などの老朽化したインフラを、計画的に維持・更新することで、安全で効率的な利用を長期にわたって実現するための行動計画のこと。

■通学路交通安全プログラム

児童生徒が安全に通学できるよう、通学路の危険箇所の点検・対策、関係機関との連携、改善計画の整理などを体系的にまとめた取り組みのこと。学校・警察・自治体が協力して通学路の交通安全を継続的に確保するためのプログラムのこと。

■定員適正化計画

将来的な行政需要や業務量を見込み、効率的・効果的な行政運営を実現するために、望ましい職員数やその管理方法について定めた計画のこと。

■テーゼ（These）

物事を論じる際の出発点となる主張や命題のこと。議論や考え方を組み立てる際の基本となる立場や仮定を示すもののこと。

■デジタル技術

デジタルデータとして処理・保存・伝達する仕組みを用いた、効率的かつ新しい価値を生み出す技術の総称のこと。

■デジタルマーケティング

インターネットやスマートフォン、SNS などのデジタル技術を活用して宣伝・販売する手法のこと。

■テレワークオフィス

職場以外の場所でインターネット環境や仕事用設備を備えた就業場所のこと。

■電子自治体

自治体が ICT（情報通信技術）を活用し、住民の利便性・満足度の向上、行政運営の効率化などを実現するための取り組みのこと。

■特殊詐欺

電話やメール、ハガキなどで、言葉巧みに信用させられ、対面することなく現金などをだまし取る犯罪行為のこと。

■読書ボランティア活動

子どもたちの読書習慣の形成や、地域における読書環境づくりを目的とした取り組みのこと。

■特定健康診査

生活習慣病の発症や重病化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目した健診のこと。

■特定保健指導

特定健診の結果、メタボリックシンドロームの該当者または予備軍とされた人や生活習慣病リスクの高い人に、医師や保健師、管理栄養士などが運動習慣やバランスのとれた食生活の定着などに関する指導を行い、生活習慣の改善を図ること。

■特別養護老人ホーム

常時介護が必要な高齢者が入居し、食事や入浴、排泄などの日常生活の介護を受けられる施設のこと。

■特用林産物

一般に用いられる木材以外の、森林から産出される多様な産物のこと。（きのこ、山菜、ウルシ、木炭等）

■都市公園

都市計画法に基づき都市計画として定められる公園や、町が設置する公園など、住民の憩い・遊び・防災などの機能をもつ公園のこと。

■都市計画区域

都市計画法に基づいて、都市の健全な発展と秩序ある整備を進めるため、都市計画を定める区域として指定された範囲のこと。土地利用や道路、公園などの計画づくりの基本となる区域のこと。

■都市計画道路

都市計画法に基づいて、安全で機能的な都市活動を支えるために将来的に整備が計画されている道路のこと。

な行**■二地域居住**

主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点（ホテル等も含む。）を設ける暮らし方のこと。

■認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく制度。経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、市町村が認定した農業者のこと。

■農村の多面的機能

食料生産以外に、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承、やすらぎをもたらす機能など、農業・農村活動によって生み出される様々な働きのこと。

■ノーマライゼーション

高齢者や障がい者などすべての人々が、家庭や地域社会で、共に生活していける社会が通常の世界であるという考え方のこと。

は行

■ハザードマップ

自然災害（洪水、津波、土砂災害、地震など）が発生した場合に、被害が想定される区域、避難場所、避難経路などを示した地図のこと。

■働き方改革

国が主導する労働制度の見直しで、長時間労働の是正や公正な待遇、多様で柔軟な働き方の実現を通じて、誰もが健康で安心して働ける社会を目指す改革のこと。

■ハラスメント

人に対する「嫌がらせ」や「いじめ」などの迷惑行為のこと。

■犯罪被害者等支援条例

犯罪被害者とその家族・遺族が、被害からの回復・軽減、平穏な生活を取り戻せるよう、国や自治体が連携して行う支援策を定めた条例のこと。

■病院群輪番制

地域内の病院が連帯して、決まった順番で交代に担当する方式により休日や夜間における二次救急医療を実施する制度のこと。

■ふるさと納税

任意の地方自治体に寄附することにより、寄附した額の一定限度額分が控除される個人住民税の制度のこと。

■フレイル

高齢者が要介護へ移行する中間の段階のこと。加齢に伴い筋力が衰え、疲れやすくなり家に閉じこもりがちになるなど、年齢を重ねたことで生じやすい衰え全般を指す。

■平和の町宣言

山ノ内町が恒久平和の実現と住民の安全・安心を守ることを誓う意思を明確に示した宣言のこと。戦争や暴

力のない社会を目指し、平和教育の推進や地域の連帯を大切にする姿勢を表明したもの。

■放課後児童クラブ

保護者等が昼間、就労等で不在となる家庭の児童を対象に、遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図るとともに、保護者の子育てと就労の両立を支援する場のこと。

■防災ビジョン

災害に強いまちづくりを進めるために、必要な取り組みや目標、基本的な考え方を整理した指針のこと。

■保健補導員

地域での健康教育・啓発、保健行事の支援、生活習慣改善の促進などに協力する住民ボランティア、地域の身近な健康づくりの担い手として活動する人のこと。

■本部・避難所運営キット

避難所本部の設置、役割分担、情報共有、受付や物資管理などを迅速に行えるようにするための運営支援ツールのこと。災害時に避難所を円滑に開設・運営するために必要な資材やマニュアル、表示物、備品などを一式にまとめたセットのこと。

ま行

■マイナ保険証

マイナンバーカードに健康保険証としての機能を持たせたもの。医療機関や薬局の窓口でカードをかざすことで、その場で保険の加入状況をオンライン確認でき、過去の薬や健診情報も共有しやすくなる。

■マイナンバーカード

マイナンバーを安全に利用するための本人確認機能を持つ IC カードで、行政手続のオンライン利用や各種証明書の取得などを便利に行えるようにするために交付されるカードのこと。

■マイナンバー制度

「社会保障・税番号制度」のこと。複数の機関に存在する個人の情報について、同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）として導入したもの。

■マッチボックス

求人と働き手をオンラインでマッチングする公式スポットワークプラットフォームのことで、1日単位・数時間単位など短時間から柔軟に働ける求人を町内外に提供するサービスのこと。

■民生児童委員

地域の高齢者・こども・障がいのある人などの生活相談や見守り活動、地域福祉の推進などを担う役割をもつ住民ボランティア、委員のこと。

や行

■山ノ内町いのち支える自殺対策推進計画

住民の命と健康を守るために、自殺の未然防止・早期対応・支援体制の強化を総合的に進めることを目的として策定した計画のこと。地域全体で悩みを抱える人を支え、誰もが安心して暮らせる社会を実現するための施策や取組方針をまとめたもの。

■山ノ内町行政改革大綱

効率的で持続可能な行政運営を行うため、行財政運営の見直しやサービスの質の向上、組織改革の方向性などを総合的に示した基本方針のこと。

■山ノ内町公営住宅長寿命化計画

公営住宅を安全で快適に長く使い続けられるよう、老朽化対策・計画的な修繕・改修方針などを体系的にまとめた計画のこと。住宅ストックを効率的に維持管理し、住民の住環境を安定的に確保するもの。

■山ノ内町こども基本条例

町内に住むすべてのこどもを「権利の主体」として尊重し、こどもが安心して育ち、学び、心身ともに健やかに生きられる環境を、地域や町が包括的に保障することを目的とした基本方針を定めた条例のこと。

■山ノ内町こどもワクワク教育未来ビジョン

こどもたち一人ひとりが「ワクワクしながら自分の興味・関心を深められる学び」を実現することを目指したビジョンのこと。

■山ノ内町ゼロカーボンシティ宣言

地球温暖化対策を強化し、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指す意思を示した宣言のこと。
気候変動による災害リスクの増大や環境保全への社会的ニーズが高まる中で、町として持続可能な地域社会を実現するためのもの。

■やまのうち男女共同参画プラン 21

男女共同参画社会の実現を目指し、町の取り組むべき方針、方策を示すとともに、町民一人ひとりがどのように行動するべきかを示した計画のこと。

■山ノ内町地域防災計画

地震・風水害・雪害などの災害から住民の生命や財産を守るため、防災・減災の対応方針や役割分担、避難体制、復旧・復興の進め方などを総合的に定めた計画のこと。町、消防、警察、関係機関、地域住民が連携し、平常時の備えから災害発生時、そして復旧・復興までを一体的に進めるための基本指針。

■山ノ内町地球温暖化対策実行計画

地球温暖化の進行を抑えるために、温室効果ガスの削減目標や、省エネルギー・再生可能エネルギー導入などの具体的な取組内容を定めた計画のこと。
役場の業務や公共施設の運営における排出削減に加え、住民・事業者と協働して地域全体で環境負荷を減らす方針を示したもので、持続可能な地域づくりを進めるための実行指針となるもの。

■ユニバーサルデザイン

障がいの有無・年齢・性別に関わらず多様な人々、誰もが使いやすいように考慮されたデザインのこと。

■ユネスコエコパーク

ユネスコ（国連教育科学文化機関）が行う「人間と生物圏（MAB: Man and the Biosphere）計画」の一事業で、「生態系の保全と持続可能な利活用の調和（自然と人間社会の共生）」を目的としている。

■ユネスコスクール

ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の理想（ユネスコ憲章）を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校のこと。

■用途地域

都市計画法に基づき、用途を13種類に区分し、建築物の種類や規模を制限することで、住居・商業・工業などの土地利用を適切に調整する区域のこと。

ら行

■ライフサイクル

施設や事業について、整備から利用、更新、廃止に至るまでの一連の期間と費用・負担を総合的に捉えて管理すること。

■ライフサイクルコスト

製品や構造物などの調達・製造・使用・廃棄に必要な費用をトータルして考えること。

■リデュース（減量）、リユース（再利用）、**リサイクル（再資源化）**

環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための取り組みのこと。3R運動という。

■猟友会

地域で野生鳥獣の適正な管理や有害鳥獣の捕獲、安全な狩猟活動の推進を行う狩猟者の団体のこと。自治体と連携して鳥獣被害対策や地域の安全確保に寄与している。

■レセプト

医療費の請求明細のことで、医療機関が保険者（市町村や健康保険組合など）に医療費を請求する際の明細書のこと。

■ローリング方式

長期計画の実施過程で、計画と実績の間に生じた食い違いを一定期間ごとにチェックし、実績に合わせて計画を見直し目標達成を図る方法のこと。

■ロマンス詐欺

SNS やマッチングアプリなどを通じて恋愛感情を装い、相手を信用させたうえで金銭をだまし取る犯罪行為のこと。

わ行**■ワークライフバランス**

働くすべての人が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

■ワーケーション

「ワーク」（労働）と「バケーション」（休暇）を組み合わせた造語。リゾートなどでリモートワーク等を活用し、働きながら休暇をとる過ごし方のこと。

第6次山ノ内町総合計画後期基本計画

発行 令和8年3月

発行者 山ノ内町

編集 未来創造課

〒381-0498

長野県下高井郡山ノ内町大字平穩 3352-1

電話 0269-33-3111 (代表)

<https://www.town.yamanouchi.nagano.jp>

